

福知山市地域防災計画

水防計画

福知山市防災会議

福知山市水防計画

目 次

第1章 総則	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―1
第1節 目的	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―1
第2節 計画の内容	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―1
第3節 用語の定義	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―1
第4節 水防の責任等	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―3
第5節 水防計画の作成及び変更	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―4
第6節 安全配慮	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―5
第2章 水防組織	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―6
第1節 福知山市の水防体制	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―6
第2節 水防本部の事務分掌	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―6
第3節 水防本部の組織	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―6
第3章 重要水防箇所等	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―8
第1節 重要水防箇所	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―8
第2節 重要水防区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―8
第3節 河川重点警戒箇所	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―8
第4節 ため池等	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―8
第4章 気象予報・警報の伝達計画	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―9
第1節 計画の方針	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―9
第2節 気象予報・警報の伝達系統及び方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―9
第3節 洪水予報河川における洪水予報	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―17
第4節 水位周知河川における水位到達情報	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―19
第5節 水防警報	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―22
第6節 予報警報等の伝達及び周知	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―28
第7節 土砂災害発生危険度の判定	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―28
第5章 雨量・水位等の観測・予測	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―30
第1節 雨量観測地（テレメータ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―30
第2節 水位観測地	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―31
第3節 水位の予測	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―35
第6章 気象予報等の情報収集	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―36

第7章	ダム・樋門等の操作	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―37
第1節	ダム・樋門等	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―37
第2節	操作の連絡	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―37
第3節	大野ダム・和知ダム放流連絡	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―37
第4節	樋門	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―38
第8章	通信連絡	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―39
第1節	通信連絡系統	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―39
第2節	災害時優先通信の取扱い	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―44
第3節	その他の通信施設の使用	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―44
第9章	水防施設及び輸送	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―45
第1節	水防倉庫	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―45
第2節	水防資機材	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―45
第3節	舟艇配備	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―48
第4節	輸送事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―48
第10章	水防活動	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―49
第1節	水防出動	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―49
第2節	巡視及び警戒	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―50
第3節	水防作業	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―50
第4節	緊急通行	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―51
第5節	警戒区域の指定	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―51
第6節	立退きの指示	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―51
第7節	避難救助活動	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―51
第8節	避難誘導活動	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―51
第9節	避難所	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―52
第10節	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―52
第11節	水防配備の解除	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―52
第11章	水防信号、水防標識等	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―53
第1節	水防信号	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―53
第2節	水防標識	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―53
第3節	職員標識	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―53
第4節	職員証	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―53
第12章	協力及び応援	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―55
第1節	河川管理者の協力	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―55
第2節	下水道管理者の協力	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―55
第3節	水防管理団体相互の応援及び相互協定	・・・・・・・・・・・・・・・・	水―55

第4節	警察官の援助要求	・・・・・・・・・・	水―5 5
第5節	自衛隊の派遣要請	・・・・・・・・・・	水―5 5
第6節	国（河川事務所、地方気象台等）との連携	・・・・・・・・・・	水―5 5
第7節	企業（地元建設業等）との連携	・・・・・・・・・・	水―5 6
第8節	住民、自主防災組織等との連携	・・・・・・・・・・	水―5 6
第13章	交通規制に関する計画	・・・・・・・・・・	水―5 7
第1節	計画の方針	・・・・・・・・・・	水―5 7
第2節	計画の内容	・・・・・・・・・・	水―5 7
第14章	費用負担と公用負担	・・・・・・・・・・	水―5 9
第1節	費用負担	・・・・・・・・・・	水―5 9
第2節	公用負担	・・・・・・・・・・	水―5 9
第15章	水防報告等	・・・・・・・・・・	水―6 1
第1節	水防記録	・・・・・・・・・・	水―6 1
第2節	速報事項	・・・・・・・・・・	水―6 1
第3節	てん末報告	・・・・・・・・・・	水―6 2
第16章	水防訓練	・・・・・・・・・・	水―6 3
第17章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な 避難の確保及び浸水の防止のための措置	・・・・・・・・・・	水―6 4
第1節	洪水対応	・・・・・・・・・・	水―6 4
第18章	水防協力団体	・・・・・・・・・・	水―6 7
第1節	水防協力団体の指定	・・・・・・・・・・	水―6 7
第2節	水防協力団体の業務	・・・・・・・・・・	水―6 7
第3節	水防協力団体と水防団等の連携	・・・・・・・・・・	水―6 7
第4節	水防協力団体の申請・指定及び運用	・・・・・・・・・・	水―6 7
第19章	附則	・・・・・・・・・・	水―6 8
第1節	各機関との関係	・・・・・・・・・・	水―6 8

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、京都府知事から指定された指定水防管理団体たる福知山市が、法第33条第1項の規定に基づき、福知山市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、福知山市の地域にかかる河川及びため池等の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 計画の内容

本計画においては、前節の目的を達成するため福知山市地域内の「水防活動上必要な監視・警戒・通信連絡」、「水防組織と機構・水防のための消防機関等の活動」並びに「水防上必要な器具・資材の整備運用」について、その要綱を示す。

第3節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体（法第2条第2項）

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。

(2) 指定水防管理団体（法第4条）

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。

(3) 水防管理者（法第2条第3項）

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

(4) 消防機関（法第2条第4項）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。

(5) 消防機関の長（法第2条第5項）

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者（法第2条第7項、法第10条第3項、法第12条）

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。

(8) 水防協力団体（法第36条第1項）

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。

(9) 洪水予報河川（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。

(10) 水防警報（法第2条第8項、法第16条）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(11) 水位周知河川（法第13条）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

(12) 水位周知下水道（法第13条の2）

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等をいう。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

(13) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川又は水位周知下水道において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位又は雨水出水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川においては氾濫発生情報のことをいう。

(14) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(15) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときには、その水位の状況を公表しなければならない。

(16) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難の発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

(17) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(18) 内水氾濫危険水位

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(19) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(20) 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事又は市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(22) 洪水浸水想定区域（法第14条）

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。

(23) 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう。（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）

第4節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は、次のとおりである。

第1 京都府の責任

京都府内の水防管理団体が行う水防が十分行われるよう指導し、水防能力の確保に努めなければならない。（法第3条の6）具体的には、主に次のような事務を行う。

- 1 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- 2 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- 3 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- 4 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- 5 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- 6 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- 7 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- 8 水位周知河川及び水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- 9 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
- 10 洪水浸水想定区域及び内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、法第14条の2）
- 11 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- 12 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等を指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- 13 水防信号の指定（法第20条）
- 14 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- 15 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- 16 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- 17 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- 18 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

第2 福知山市の責任

指定水防管理団体である福知山市は、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

（法第3条）具体的には、主に次のような事務を行う。

- 1 水防団の設置（法第5条）
- 2 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- 3 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- 4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- 5 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- 6 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- 7 警戒区域の設定（法第21条）
- 8 警察官の援助の要求（法第22条）

- 9 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- 10 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- 11 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- 12 避難のための立退きの指示（法第29条）
- 13 水防訓練の実施（法第32条の2）
- 14 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- 15 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- 16 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- 17 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- 18 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- 19 消防事務との調整（法第50条）

第3 国土交通省の責任

- 1 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- 2 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- 3 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- 4 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- 5 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- 6 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- 7 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- 8 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- 9 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- 10 特定緊急水防活動（法第32条）
- 11 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- 12 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

第4 気象庁の責任

- 1 気象及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- 2 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

第5 居住者等の義務

- 1 水防への従事（法第24条）
- 2 水防通信への協力（法第27条）

第6 水防協力団体の義務

- 1 決壊の通報（法第25条）
- 2 決壊後の処置（法第26条）
- 3 水防訓練の実施（法第32条の2）
- 4 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第5節 水防計画の作成及び変更

第1 水防計画の作成及び変更

福知山市は、毎年、京都府の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、福知山市防災会議に諮るとともに、京都府知事に届け出るものとする。

また、福知山市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第2 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映する等して、取組みを推進するものとする。

第6節 安全配慮

水防活動従事者は、避難誘導や水防作業の際、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。安全確保の方法は、次のとおりである。

- 1 水防活動時には、ヘルメット及びライフジャケットを着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、消防団簡易デジタル無線装置を携行する。
- 3 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。
- 5 水防活動は、複数人で行う。（水門等の操作を含む。）
- 6 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 7 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 8 指揮者は、水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- 9 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 10 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

第1節 福知山市の水防体制

- 第1 水防法第5条に基づく水防事務の処理は、福知山市の消防機関が行うものとし、福知山市消防団（以下「消防団」という。）を水防団とする。消防団本部を水防団本部とし、水防事務を処理する。
- 第2 気象業務法第14条の2第1項の規定により、大雨、洪水の予報が発せられ必要と認められるとき、又はその他水害の危険が認められるときは、市長直轄組織、市長公室、総務部、市民生活部、健康福祉部、こども家庭部、産業部、建設交通部、上下水道部、病院事務部、教育委員会事務局並びに消防本部、消防署及び消防団は、その業務の一部を水防体制に移行し、予報が解除されるまでの間、情報連絡等の事務を優先処理するとともに、水防用資器材の点検整備を行うものとする。
- 第3 気象業務法第15条第1項の規定により、大雨、洪水の警報の通知を受けたとき、又は法第16条第3項の規定により、水防警報の通知を受け必要と認められるとき、又は水害の危険が切迫したときは、水防本部を市役所に設置する。なお、水防本部が災害警戒本部若しくは災害対策本部に移行した場合、水防本部は自動的に閉鎖し、その業務は災害警戒本部若しくは災害対策本部へ引き継ぐものとする。
- 第4 水防（災害対策）本部長若しくは消防長は、前各号以外の場合でも水防上必要と認められるときは、水防団の出動を命ずることができる。

第2節 水防本部の事務分掌

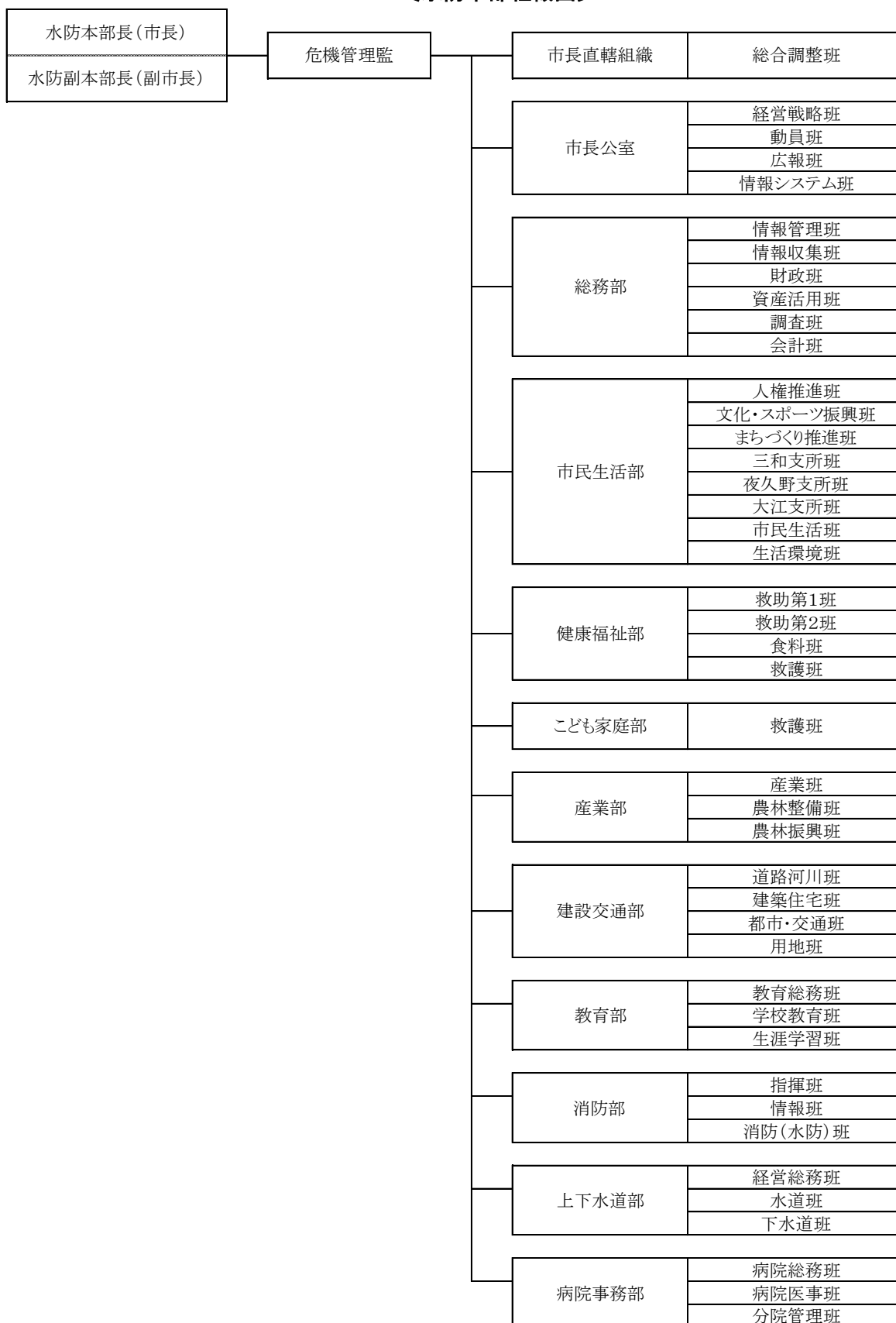
水防本部の事務分掌は、福知山市災害対策本部規程を準用する。

第3節 水防本部の組織

- 第1 水防本部は、市長を本部長、副市長を副本部長とし、組織は福知山市災害対策本部規程を準用し、水防本部組織図のとおりとする。
- 第2 消防部は、消防本部及び消防団本部をもって指揮班及び情報班、消防署及び消防団をもって消防（水防）班を編成し、各分団は水防中隊とする。
- 第3 指揮班の任務
- （1）災害情報の収集・活動状況の総括
 - （2）防災・水防信号の発令及び広報の指示
 - （3）消防団の非常招集及び活動の指示
 - （4）緊急消防援助隊等の消防広域応援の指示
- 第4 情報班の任務
- （1）災害情報の収集・活動状況の把握
 - （2）所管システムによる災害情報の伝達
 - （3）消防団の非常招集及び活動の調整
 - （4）緊急消防援助隊等の消防広域応援の調整
 - （5）部内の連絡調整
- 第5 消防（水防）班の任務
- （1）災害情報の収集・活動状況の把握
 - （2）防災・水防信号の発令及び広報の実施
 - （3）消防隊等の編成及び出動に関すること
 - （4）災害の場合における消防団の活動調整及び指示
 - （5）災害警戒の広報、避難情報の伝達
 - （6）避難者の誘導、避難所運営の支援
 - （7）人命救助並びに身体及び財産の保護
 - （8）遺体及び不明者の捜索

- (9) 消防関係通信の運用及び確保
 (10) 消防機材・水防資材点検整備
 (11) 消防関係施設の点検整備

〔水防本部組織図〕



第3章 重要水防箇所等

第1節 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。国土交通省管理河川における重要水防箇所は、**別表1、別表1－2及び別表1－3（直轄河川重要水防箇所箇所別調書）**のとおりである。

第2節 重要水防区域

京都府管理河川のうち、洪水が地域的に見て公共上におよぼす影響が大きく、特に警戒防御を図る必要が認められる河川について、その区域を重要水防区域に指定する。その区域は、**別表2（京都府重要水防区域調書）**のとおりである。

第3節 河川重点警戒箇所

京都府管理河川のうち、2m以上の築堤かつ人家連担の区間や、近年の台風や集中豪雨等により大きな被害を受けた区間を、出水時における重点的に警戒すべき箇所（河川重点警戒箇所）として位置づける。その箇所は、**別表3（京都府河川重点警戒箇所調書）**のとおりである。

第4節 ため池等

第1 豊富用水

豊富用水監視カメラシステム（福知山市ホームページ内の防災情報ライブカメラにより一般公開実施）により監視する。豊富用水が破堤した場合の危険予想地域をあらかじめ周知し、防災意識の向上を図るとともに、関係住民に対しては、雨量状況による避難基準、避難方法等を徹底するものとする。

豊富用水監視カメラシステムの連絡系統図は、**第4章第5節第4**のとおりである。

第2 ため池等農業用水利施設のうち、水防上の危険箇所として特に警戒防御を必要とするものは、福知山市地域防災計画「一般計画編第2部第18章第2節 防災調査計画」により調査した当該年度の水防上の危険箇所とする。

第4章 気象予報・警報の伝達計画

第1節 計画の方針

気象等の観測及び予想した状況を、迅速かつ的確に伝達するため、関係機関の一体的活動による通信の確保、伝達組織及び方法並びに警報等の発表基準等について定める。

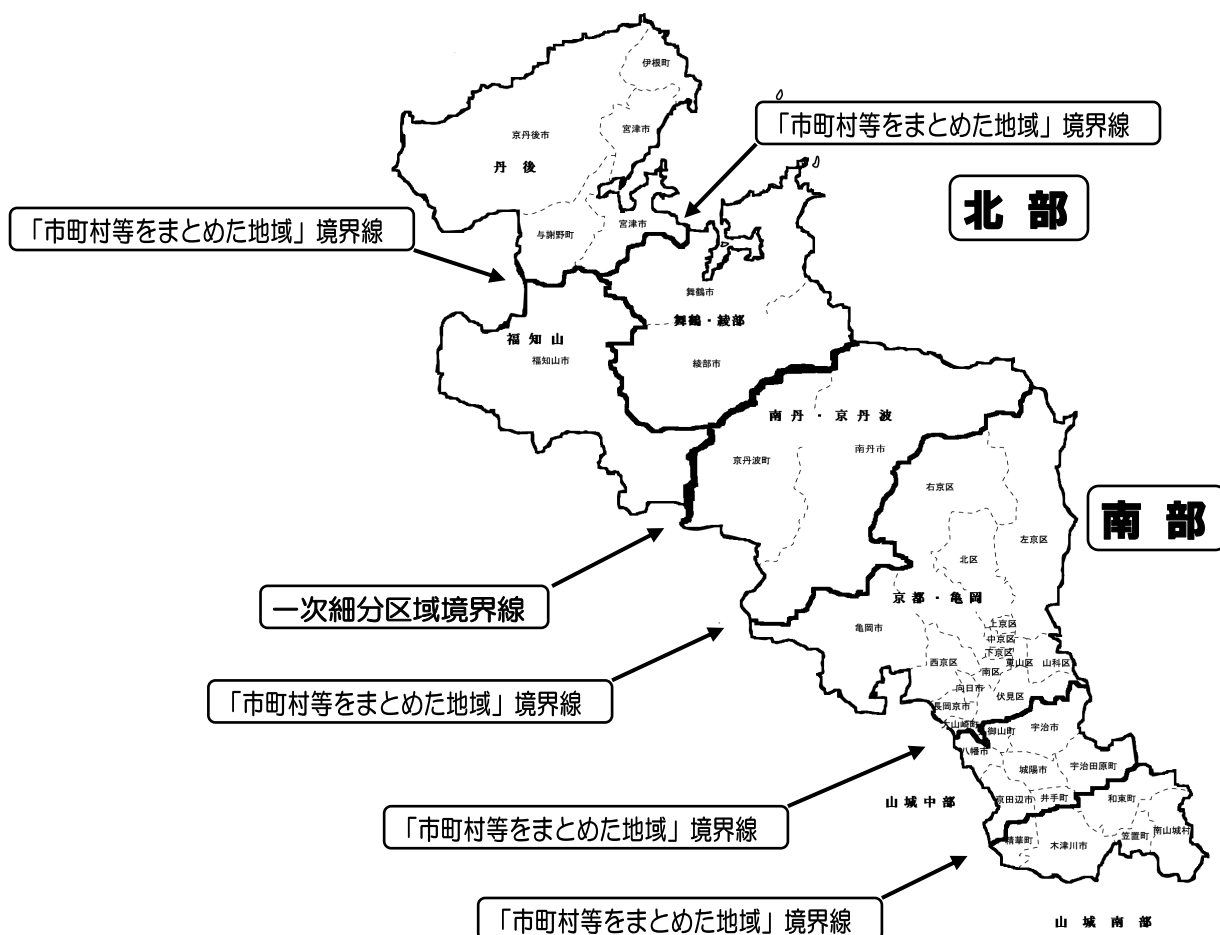
第2節 気象予報・警報の伝達系統及び方法

京都府における気象業務法第13条に基づく「一般の利用に適合する（以下「一般」という。）予報及び警報（以下「予報警報」という。）並びに同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）」の発表については、地震及び津波に関するものを除き、京都地方気象台が府内の地域を分割して担当し、その区域、防災活動に利用する予報警報及び気象情報（以下「予報警報等」という。）の種類、発表基準、その他について定める。

第1 予報区

本市は、京都地方気象台が担当する一次細分区域の「北部」に、市町村等をまとめた地域の「福知山」に属する。「京都府予報警報区域細分図」に示す。

〔京都府予報警報区域細分図〕



注1 「一次細分区域」は、府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、気象台が天気予報を定常的に細分して行う区域とする。

注2 「二次細分区域」は、注意報・警報を行う際に限定することができる区域であり、各市町村区域とする。

注3 「市町村等をまとめた地域」は、放送等で用いることを想定し、複数の市町村をまとめた地域（福知山市は単独）とする。

第2 警報・注意報発令基準

〔警報・注意報基準表〕

令和6年5月23日現在

発表官署		京都地方气象台	
一次細分区域		北部	
二次細分区域		福知山	
市町村等をまとめた地域		福知山	
警 報	暴 風	平均風速	20m/s 以上
	暴風雪	平均風速	20m/s 以上 雪を伴う
	大 雨	表面雨量指数基準	16
		土壌雨量指数基準	124
	洪 水	流域雨量指数基準	宮川流域=11.9、尾藤川流域=6.8、在田川流域=6 花倉川流域=7.8、大呂川流域=6.2 牧川流域=24.1、和久川流域=11.1 土師川流域=23.7、大谷川流域=5.7 相長川流域=5.9、雲原川流域=10.9 佐々木川流域=10.4、畑川流域=9.6 千原川流域=6.8、直見川流域=8.5 弘法川流域=4.2、竹田川流域=26 川合川流域=13.2、榎原川流域=7.1 田中川流域=3.4
		複合基準	由良川流域=(7、47.8)、宮川流域=(5、11.8) 尾藤川流域=(5、4.8)、在田川流域=(5、4.7) 大呂川流域=(5、5.5)、牧川流域=(7、17.9) 和久川流域=(11、9.1)、 土師川流域=(11、20.6)、大谷川流域=(5、4.6) 相長川流域=(5、4.9)、雲原川流域=(5、9.8) 弘法川流域=(5、3.7)、榎原川流域=(5、6.7)、 田中川流域=(5、2.8)
		指定河川洪水予報 による基準	由良川下流〔福知山〕、由良川中流〔綾部〕
	大 雪	12時間降雪量	平地35cm以上 山地45cm以上
注意報	強 風	平均風速	12m/s 以上
	風 雪	平均風速	12m/s 以上 雪を伴う
	大 雨	表面雨量指数基準	7
		土壌雨量指数基準	87
	洪 水	流域雨量指数基準	宮川流域=9.5、尾藤川流域=5.4、在田川流域=4.8 花倉川流域=6.2、大呂川流域=4.9、牧川流域=19.2 和久川流域=8.8、土師川流域=18.9 大谷川流域=4.6、相長川流域=4.7 雲原川流域=8.7、佐々木川流域=8.3 畑川流域=7.6、千原川流域=5.4、直見川流域=6.8 弘法川流域=3.4、竹田川流域=20.8 川合川流域=10.5、榎原川流域=5.6 田中川流域=2.6
		複合基準	由良川流域=(6、20.8)、宮川流域=(5、9.5) 尾藤川流域=(5、4.3)、在田川流域=(5、4.2) 大呂川流域=(5、3.9)、牧川流域=(5、16.1) 和久川流域=(5、8.2)、土師川流域=(6、15.1) 大谷川流域=(5、4.1)、相長川流域=(5、3.8) 雲原川流域=(5、8.7) 佐々木川流域=(5、8.3)、畑川流域=(5、7.6) 千原川流域=(5、5.4)、直見川流域=(5、6.8) 弘法川流域=(5、2.6)、川合川流域=(5、10.5) 榎原川流域=(5、5.6)、田中川流域=(5、2)
		指定河川洪水予報 による基準	由良川下流〔福知山〕、由良川中流〔綾部〕

	大 雪	1 2 時間降雪量	平地 1 5 cm以上 山地 2 0 cm以上
	雷		落雷等により被害が予想される場合
	乾 燥	湿度	舞鶴の最小湿度 4 0 %以下で、実効湿度 7 0 %以下
	濃 霧	視程	1 0 0 m
	霜	最低気温	最低気温が 4℃以下（晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合）
	低 温		舞鶴の最低気温が－ 4℃以下
注意報	なだれ		①積雪の深さ 4 0 cm以上あり降雪の深さ 3 0 cm以上 ②積雪の深さ 7 0 cm以上で舞鶴の最高気温 7℃以上又はかなりの降雨
		降雪の深さ	2 4 時間降雪の深さ 3 0 cm以上
	着 雪	気温	0℃～ 3℃
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	9 0 mm

※基準表の見方

- ①複合基準は、（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。
- ②土壌雨量指数値は、1 km四方ごとに設定している。欄中、土壌雨量指数は、市内における基準値最低値を示す。
- ③流域雨量指数は、1 km四方毎に設定している。欄中、流域指数基準及び複合基準については主要な河川における代表地点の基準値を示す。

【参考】

表面雨量指数：短時間の降雨による浸水の危険性を示す指標で、地表面に溜まる雨水の量を示す指標。

土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指標。

流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指標。

第3 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

(1) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険分布）等

【キキクル等の種類と概要】

土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
危険度の色分け	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府北部など）で2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府など）で発表される。大雨に関して「高」、「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

第4 気象等に関する特別警報

警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、最大限の警戒を呼びかけるため発表される。（平成25年8月30日～運用開始）特別警報が発表された場合には、ただちに住民へ周知する措置をとらなければならない。

- (1) 発表単位
- (2) 市町村単位
- (3) 発表基準

〔気象等に関する特別警報基準表〕

発表官署：京都地方気象台

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風を中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。

●福知山市の特別警報の発表基準値

○指数を用いた大雨特別警報（土砂災害、浸水害）の基準値

大雨特別警報（土砂災害）の基準値

令和2年7月30日現在

指標の種類	数値
土壌雨量指数	294

大雨特別警報（浸水害）の基準値

令和6年5月23日現在

指標の種類	数値
表面雨量指数	32
流域雨量指数	宮川流域=20.8、尾藤川流域=9、在田川流域=8、花倉川流域=10.3、大呂川流域=10.1、牧川流域=31.8、和久川流域=16.3、土師川流域=37.3、大谷川流域=9.1、相長川流域=8.9、雲原川流域=14.4、佐々木川流域=13.7、畑川流域=12.7、千原川流域=9、直見川流域=11.3、弘法川流域=8.5、竹田川流域=34.3、川合川流域=17.4、榎原川流域=9.4、田中川流域=4.7

(注) 大雨特別警報は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する各種雨量指数の値以上となる1km格子がまとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に発表される。

○台風等を要因とする指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧

(注1) 台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

(注2) 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

○大雪特別警報の５０年に一度の積雪深と既往最深積雪深の値 令和６年１１月１日現在

地点名	５０年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪深（cm）
舞鶴	８３	８７
京都	１９（＊）	４１
峰山	１２４	１１０
美山	７８	７４

（注１）５０年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。

（注２）大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって５０年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で５０年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

（注３）“＊”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、５０年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

第５ 火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

〔火山・地震（地震動）に関する特別警報基準表〕 発表官署：京都地方気象台

現象の種類	基準
火山噴火	居住地域に重大な被害をおよぼす噴火が予想される場合
地震 （地震動）	震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れが予想される場合 （緊急地震速報（震度６弱以上または長周期地震動き階級４）を特別警報に位置づける）

第６ 予報警報の発表、継続・切替・解除

（１）発表、継続

注意報・警報・特別警報は、雨量等が発表基準に達するおそれが生じた場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。

（２）切替

いずれかの注意報・警報・特別警報の継続中に新たな発表がされたときは、これまで継続中の注意報・警報は、自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報・特別警報に切替えられる。

（３）解除

注意報・警報・特別警報の解除の通知は、これまで継続中の注意報・警報のすべてを解除する場合にのみ行う。

第7 予報警報の伝達

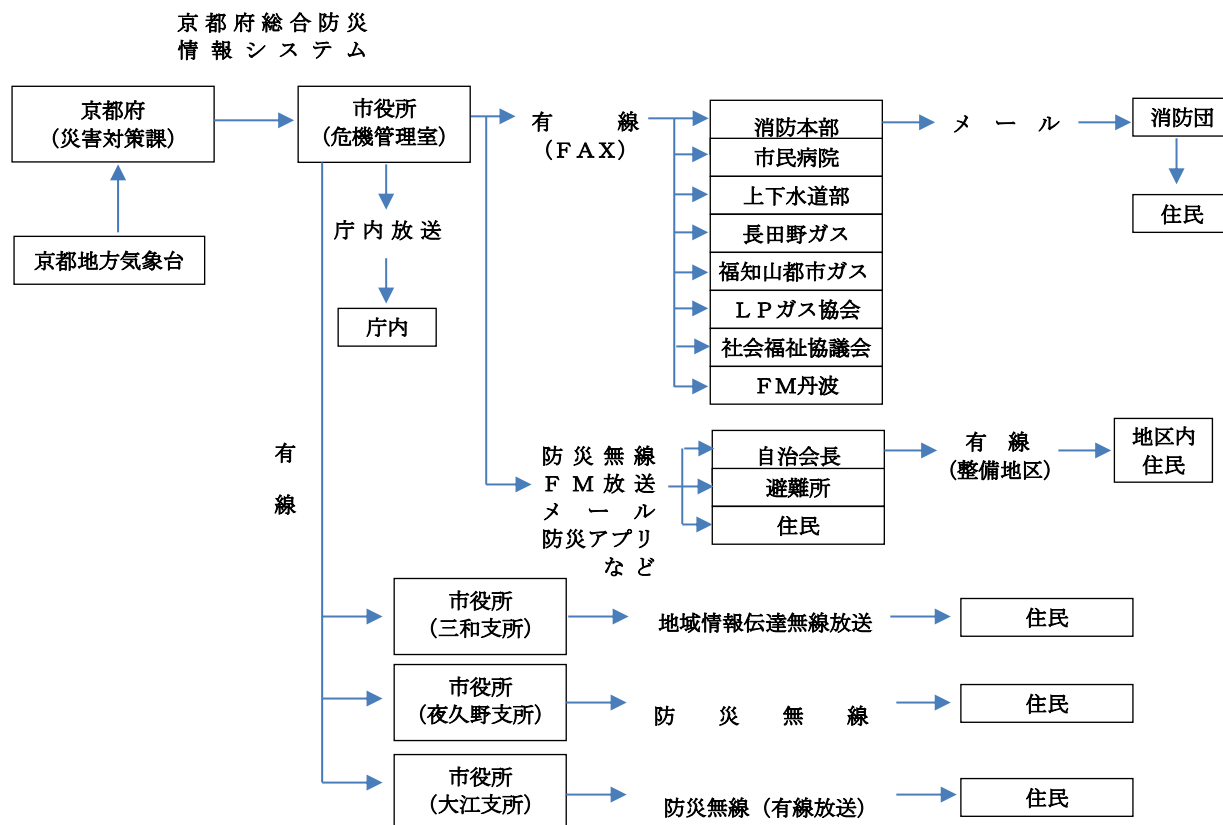
(1) 伝達

注意報・警報・特別警報は、別記様式第4号〔注意報・警報発表例〕（例文1）を用いて伝達される。

(2) 経路

注意報・警報・特別警報の伝達手段及び経路については、次のとおりである。

〔京都府北部予報警報等伝達経路図〕



第8 氣象情報

(1) 台風情報

ア 発表

「令和 年 台風第 号に関する京都府（南部・北部）気象情報」（以下「台風情報」という。）は、予報区ごとに、京都地方気象台が発表する。

イ 内容

台風情報は、台風の概況・現在位置・進行方向と速度・中心気圧・中心付近の最大風速（10分間平均）・最大瞬間風速・暴風域（25m/s以上）・強風域（15m/s以上）・数時間後の予測位置・暴風についての予想・12時間後、24時間後等の予報円と暴風警戒域・雨量の実況・風雨の予想・防災上のコメント等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。

ウ 伝達

台風情報は、別記様式第5号「台風情報発表例」（例文2）を用いて伝達される。

(2) 大雨 (雪) 情報

ア 発表

「大雨（雪）に関する京都府（南部・北部）情報」（以下「大雨（雪）情報」という。）

は、予報区ごとに京都地方気象台から発表する。

イ 内容

大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況について、注意報又は警報発表の予告的情報として、また、注意報・警報の継続中に気象状況の変化・降雨の実況と予測・防災上のコメント等を報ずる。

ウ 台風情報との関係

台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。

エ 伝達

大雨（雪）情報は、別記様式第6号〔大雨（雪）に関する情報発表例〕（例文3）を用いて伝達される。

オ 補足

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する京都府気象情報」、「記録的な大雨に関する近畿地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

（3）記録的短時間大雨情報

ア 発表

記録的短時間大雨情報は、気象庁が発表する。

イ 発表基準

1時間に90mm以上の猛烈な雨が観測又は解析され、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合にその事実を報ずる。

ウ 意義

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

エ 伝達

記録的短時間大雨情報は、別記様式第7号〔記録的短時間大雨情報発表例〕（例文4）を用いて伝達される。

（4）土砂災害警戒情報

ア 発表

土砂災害警戒情報は、当該市町村ごとに京都府と京都地方気象台が、共同で発表する。

イ 内容

土砂災害警戒情報は、警戒対象地域、警戒文、補足情報を報ずる。

ウ 意義

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、原則として市町村を対象に発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

エ 発表基準等

（ア）土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、1キロメッシュごとに複数の土砂災害が発生した過去の事例（1988年～2004年）を参考に基準値を定めた。

平成30年の運用実績を踏まえ、検証対象災害事例（1988年～2015年）も再整理した上で、基準値の見直しを実施した。

（イ）過去の災害がない1キロメッシュについては、RBFN出力値等を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同様の基準値を定めた。

（ウ）気象庁の降水短時間予報を利用して基準値に到達する数時間前に土砂災害警戒情報を発表する想定である。

- オ 伝達

土砂災害警戒情報は、**別記様式第 8 号「土砂災害警戒情報伝達様式」**（例文 5）を用いて伝達する。
- (5) 竜巻注意情報
 - ア 発表

竜巻注意情報は、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府北部など）で気象庁が発表する。
 - イ 内容

雷注意報が発表されている時に、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表する。
 - ウ 意義

本情報は、落雷、突風、ひょう等に注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その旨を速報する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。
 - エ 伝達

竜巻注意報は、**別記様式第 9 号「竜巻注意情報伝達様式」**（例文 6）を用いて伝達する。
 - オ 有効期間

竜巻注意情報の有効期間は、発表から 1 時間である。
- (6) その他の気象情報
 - ア 標題

その他の気象情報には、対象区域名と現象名を明示して、例えば「京都府北部の長雨に関する気象情報」のような標題をつける。
 - イ 種類

気象情報の対象とされる現象には、長雨、少雨、低温等がある。
 - ウ 構成

定形化されていない気象情報は、「a 標題 b 発表年月日時 c 発表機関名
d 見出し e 本文」により構成される。
 - エ 意義

これらの情報は、次の場合に発表する。

 - (ア) 注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合
 - (イ) 長雨その他、主として農作物等に徐々に被害がひろがるおそれがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合
 - オ 伝達

定形化の困難な各種の気象情報については、特定の受報用紙を定めないが、正確で迅速な伝達に努める。

第3節 洪水予報河川における洪水予報

第1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難指示等の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報) 警戒レベル2相当情報	・ 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警戒報) 警戒レベル3相当情報	・ 基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警戒報) 警戒レベル4相当情報	・ 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警戒報) 警戒レベル5相当情報	・ 氾濫が発生したとき

※警戒レベル1相当情報：水防団待機水位から氾濫注意水位まで

第2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

洪水によって、国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について、国土交通省（近畿地方整備局）と気象庁（京都地方気象台）が共同して洪水予報を発表し、一般住民に周知する。

(1) 洪水予報を行う河川、区域

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、洪水予報を行う河川及び区域は、次のとおりである。

〔洪水予報対象河川、区域〕

河川名	区 域	水 位 観測所	洪水予報発表者	水防団 待 機 (通報) 水 位	氾 濫 注 意 (警戒) 水 位	避難 判断 水位	氾濫危険 (洪水特 別警戒) 水 位	計画高 水 位
由良川 下 流 由良川	左岸 福知山市字前田地 先から海まで 右岸 福知山市字猪崎地 先から海まで	福知山	近畿地方整備局 福知山河川国道 事務所	2.00	4.00	5.00	5.90	7.74
由良川 下 流 土師川	左岸 福知山市字堀地先 から由良川への合 流点まで 右岸 福知山市字土師地 先から由良川への 合流点まで							
由良川 中 流	左岸 綾部市野田町西ノ 谷105番地先か ら福知山市字前田 地先まで 右岸 綾部市味方町鷺谷 6番地先から福知 山市字猪崎地先ま で	綾部	京都地方気象台	2.00	3.50	5.00	6.00	8.12

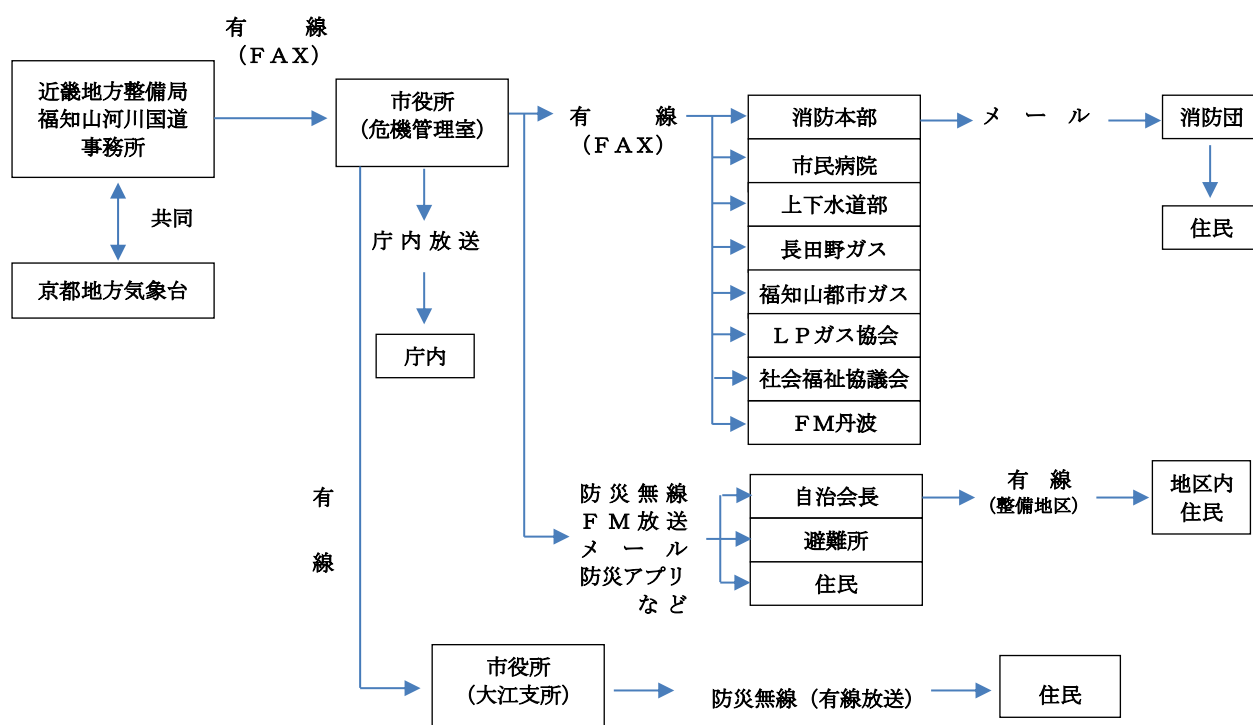
※氾濫危険水位とは、基準点が受け持つ予報区域において、洪水が堤内地へあふれる（無堤部は浸水被害が発生する）おそれのある水位である。また、大雨特別警報の警報への切り替え時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合は、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

※水位については、必要に応じて見直す場合がある。

(2) 洪水予報の通報連絡系統

由良川の洪水予報・洪水情報は、**別記様式第10号**を用いて、次の経路により伝達する。

〔国土交通省と気象庁とが共同で行う由良川洪水予報伝達経路図〕



第4節 水位周知河川における水位到達情報

第1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難指示等の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報（洪水注意報） 警戒レベル2相当情報	・ 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報（洪水警報） 警戒レベル3相当情報	・ 基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報（洪水警報） 警戒レベル4相当情報	・ 基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報（洪水警報） 警戒レベル5相当情報	・ 氾濫が発生したとき

※警戒レベル1相当情報：水防団待機水位から氾濫注意水位まで

第2 知事が行う水位到達情報

(1) 水位到達情報の通知及び周知を行う河川、区域

水防法第13条第2項に基づく水位到達情報の通知及び周知を行う河川、区域は、次のとおりである。

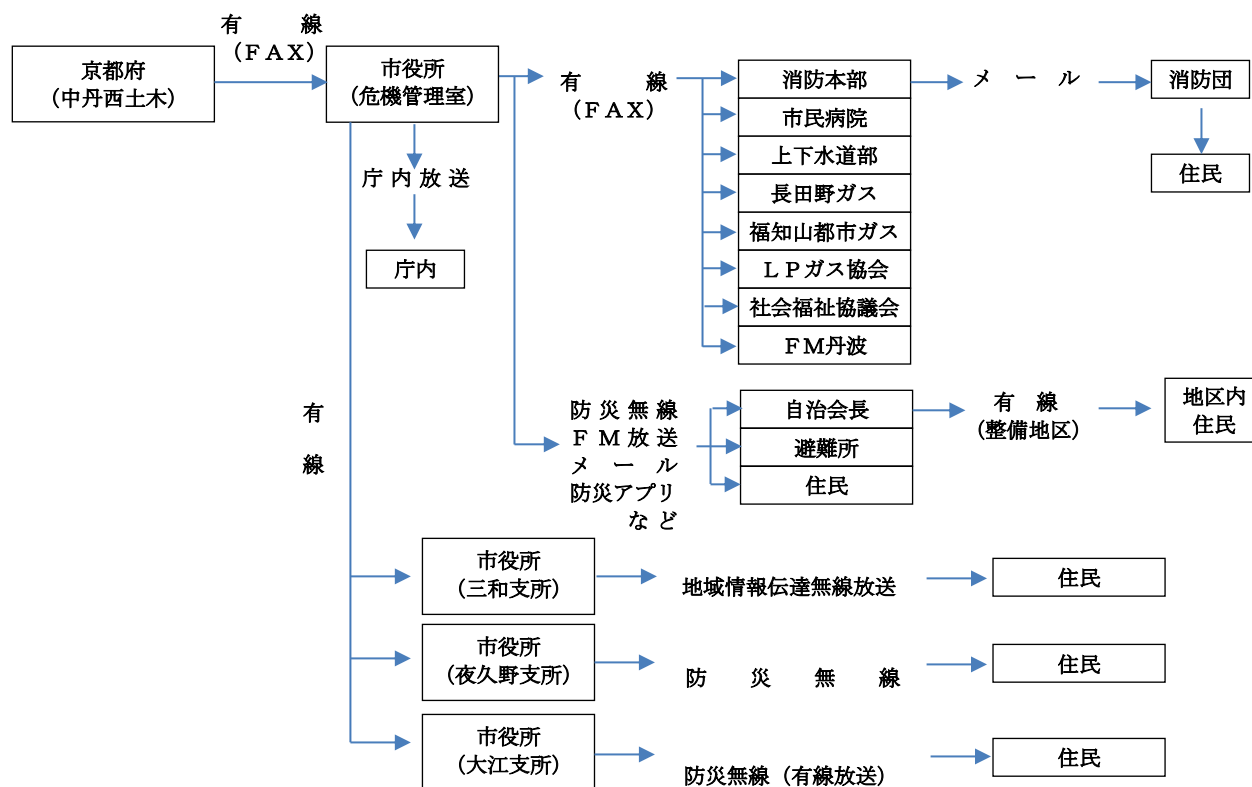
〔水位到達情報の通知及び周知を行う河川、区域〕

河川名	区域		対象水位観測所							発表者
			名称	所在地	水防団 待 機 (通報) 水 位	氾 濫 注 意 (警戒) 水 位	避難 判断 水位	氾濫危険 (洪水特 別警戒) 水 位	堤防高	
和久川	起点	榎原川合流点	榎原	福知山市大字 拝師小字岡本	-0.40	0.70	0.70	1.10	2.69	京 都 府 中 丹 西 土 木 事務所長
	終点	由良川合流点								
弘法川	起点	起点	下篠尾	福知山市下 篠尾	0.90	1.00	—	—	2.34	
	終点	由良川合流点								
牧 川	起点	直見川合流点	上川口	福知山市字 下小田小字 荒砂	1.20	1.90	1.90	2.10	3.73	
	終点	由良川合流点								
土師川	起点	平石川合流点	三俣	福知山市字 三俣地先	1.50	2.50	2.50	2.80	5.20	
	終点	終点（直轄管 理区域界）								
宮 川	起点	北原川合流点	二俣	福知山市大 江町二俣	1.10	2.00	2.00	2.80	5.10	
	終点	終点（直轄管 理区域界）								

(2) 伝達

水防法第13条第2項に基づく水位到達情報は、次の経路により伝達する。

〔知事が行う水位到達情報伝達経路図〕
土師川・和久川・牧川・宮川・弘法川水防警報・水位情報



(3) 避難判断水位（洪水特別警戒水位）に係る水位情報の通知・周知

水防法第13条第2項の規定により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、避難判断水位（洪水特別警戒水位）に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難指示等の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

なお、避難判断水位（洪水特別警戒水位）及び浸水想定区域については、水位情報の通知・周知を実施する河川において順次設定又は指定を行う。その浸水想定区域図は、砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。

(4) 発表及び通知の形式

水位情報の通知は、別記様式第11号及び第12号により行う。

第5節 水防警報

第1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

第2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等、河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 国土交通大臣が行う水防警報

ア 水防警報を行う河川、区域

水防法第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川及び区域は、次のとおりである。

〔由良川水防警報対象河川、区域〕

河川名	区 域	対象水位観測所				発表者
		名称	所在地	水防団 待 機 水 位	氾 濫 注 意 水 位	
由良川 幹 川	左岸 綾部市野田町西 ノ谷105番地 先から海まで	福知山	福知山市 寺町	2.00	4.00	近畿地方 整 備 局 福 知 山 河川国道 事 務 所
	右岸 綾部市味方町鷺 谷6番地先から 海まで	綾 部	綾部市 味方町	2.00	3.50	
支 川 土師川	左岸 福知山市字堀地 先から幹川合流 点まで 右岸 福知山市字土師 地先から幹川合 流点まで	福知山	福知山市 寺町	2.00	4.00	

イ 発表の時期

水防警報の発表時期は、対象水位観測所の水位を基に、おおむね次の時期に発表される。

地点 段階	由良川(土師川)	
	福知山	綾 部
第1段階 (待 機)	氾濫注意水位を超す	
	5時間前	5時間前
第2段階 (準 備)	氾濫注意水位を超す	
	3時間前	3時間前
第3段階 (出 動)	氾濫注意水位を超す	
	1時間前	1時間前
第4段階 (解 除)	水防活動の終わるとき	

The diagram illustrates the disaster information system in Kyoto City, showing the flow of information from the city office to various departments and residents.

Central Hub: 市役所 (危機管理室) - City Office (Crisis Management Room)

Communication Channels:

- 有線 (FAX):** Connects the City Office to various departments and organizations.
 - 消防本部 (Fire Department)
 - 市民病院 (City Hospital)
 - 上下水道部 (Water and Sewerage Department)
 - 長田野ガス (Nagano Gas)
 - 福知山都市ガス (Fukuchiyama City Gas)
 - L P ガス協会 (LPG Gas Association)
 - 社会福祉協議会 (Social Welfare Council)
 - FM丹波 (FM Tanba)
- 無線 (FM Broadcast):** Connects the City Office to disaster-related organizations and residents.
 - 防災無線 (Disaster Radio)
 - FM放送 (FM Broadcast)
 - メール (Email)
 - 防災アプリなど (Disaster Apps, etc.)
- 有線 (有線放送):** Connects the City Office to disaster-related organizations and residents.
 - 防災無線 (Disaster Radio)
 - FM放送 (FM Broadcast)
 - メール (Email)
 - 防災アプリなど (Disaster Apps, etc.)

Other Key Elements:

- 京都府 (河川課・砂防課):** Kyoto Prefecture (River Course/Sand Prevention Course)
- 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所:** Kansai Regional Development Bureau, Fukuchiyama River/Kan River National Highway Office
- 市役所 (大江支所):** City Office (Ogawa Branch Office)
- 消防団:** Fire Volunteer Group
- 住民:** Residents
- 地区内住民:** Residents in the Area

水防法第16条第1項の規定により、指定した河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたとき、水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。警報事項等の内容は、次のとおりである。

(ア) 警報事項

- a 準備……水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの
- b 出動……水防団員の出動の必要性を示すもの
- c 解除……水防活動の終了を通知するもの

イ 水防警報の発表時期

水防円待機水位（通報水位）に達したとき

氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要がなくなったとき

- ※ 水防団待機水位（通報水位）を下回り、以降、水位上昇の見込みのないとき
- ※ 気象予警報の解除により、府中丹西土木事務所の水防待機体制を解除するとき

水防法第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川及び区域は、次のとおりである。

〔水防警報の通知・周知の実施区域〕

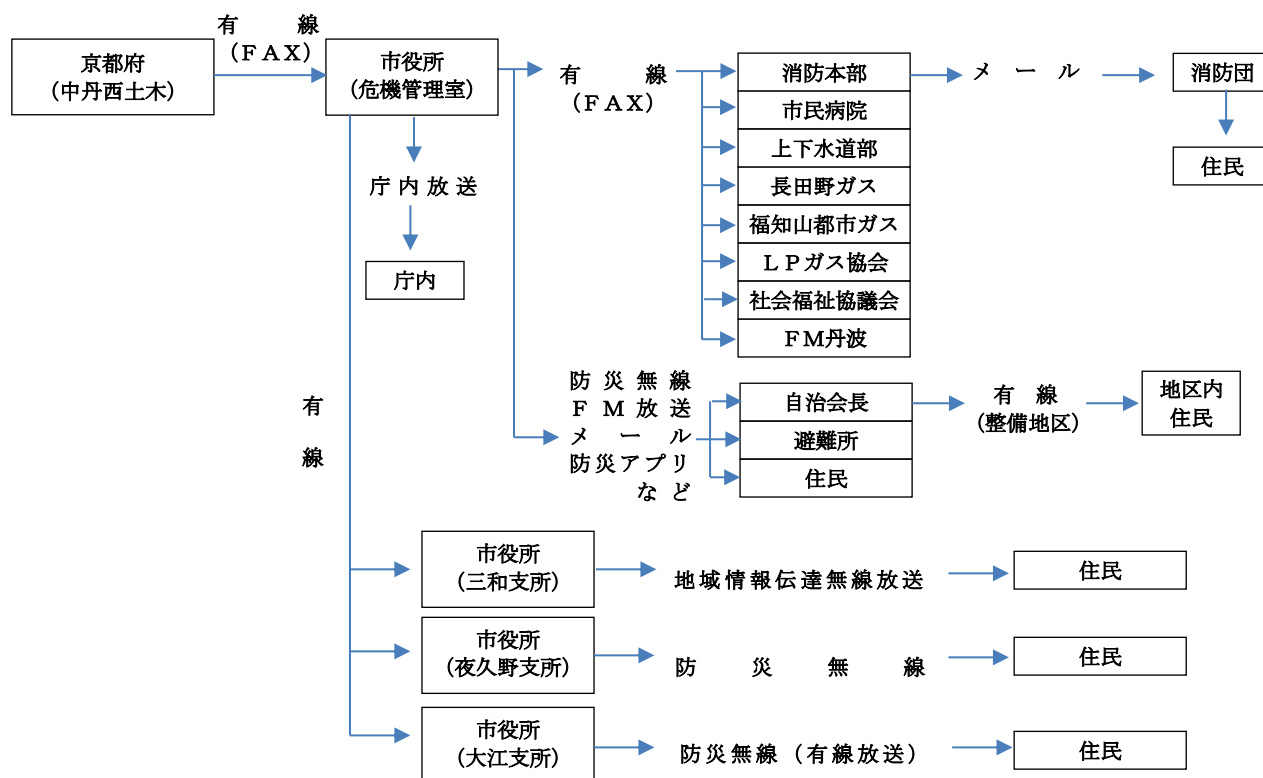
河川名	区域		対象水位観測所							発表者
			名称	所在地	水防団 待 機 (通報) 水 位	氾 濫 注 意 (警戒) 水 位	避難 判断 水位	氾濫危険 (洪水特 別警戒) 水 位	堤防高	
和久川	起点	榎原川合流点	榎原	福 知 山 市 字 拝 師 小 字 岡 本	m	m	m	m	m	京 都 府 中 丹 西 土 木 事 務 所 長
	終点	由良川合流点			-0.40	0.70	0.70	1.10	2.69	
弘法川	起点	起点	下篠尾	福 知 山 市 下 篠 尾	0.90	1.00	—	—	—	
	終点	由良川合流点								
牧 川	起点	直見川合流点	上川口	福 知 山 市 字 下 小 田 小 字 荒 砂	1.20	1.90	1.90	2.10	3.73	
	終点	由良川合流点								
土師川	起点	平石川合流点	三俣	福 知 山 市 字 三 俣 地 先	1.50	2.50	2.50	2.80	5.20	
	終点	終点（直轄管 理区域界）								
宮 川	起点	北原川合流点	二俣	福 知 山 市 大 江 町 二 俣	1.10	2.00	2.00	2.80	5.10	
	終点	終点（直轄管 理区域界）								

工 伝達

水防法第16条第1項に基づく水防警報の伝達手段及び伝達経路は、次のとおりである。

〔水防活動用予報警報の伝達手段及び伝達経路図〕

土師川・和久川・牧川・宮川・弘法川水防警報・水位情報



オ 発表及び通知の形式

水防警報の発表は、**別記様式第11号及び第12号**により行う。

第3 水防活動に利用する注意報・警報及び情報等

気象業務法第14条の2に基づく「水防活動に利用する（以下「水防活動用」という。）注意報・警報及び情報」は、水防管理団体等に迅速かつ適切な水防活動の指針を与えるとともに、住民（公私の団体を含む。以下同じ。）への周知により相応の対策を促すために行う。

1 予報区

水防活動用注意報・警報の予報区については、一般予報警報の場合に準ずる。

2 種類

水防活動用注意報・警報は、次表左欄の種類とし、その発表はそれぞれ同表右欄の一般予報警報の発表をもって代える。

【水防活動用予報警報の種類】

種 類	代替する一般予報警報の種類
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

※大雨注意報は、大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。警戒レベル2

※大雨警報は、大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は警戒レベル3に相当

※大雨特別警報は、大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。警戒レベル5に相当

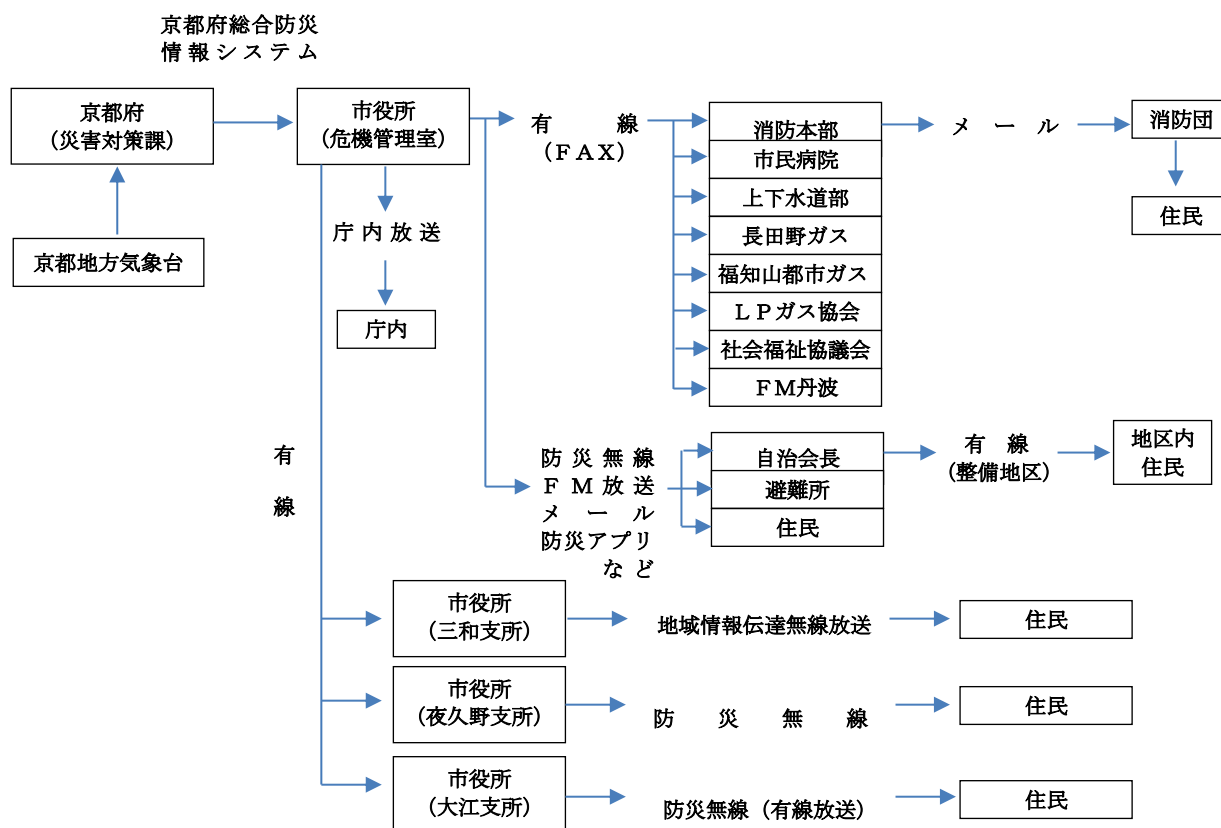
※洪水注意報は、河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。警戒レベル2

※洪水警報は、河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。警戒レベル3

3 伝達

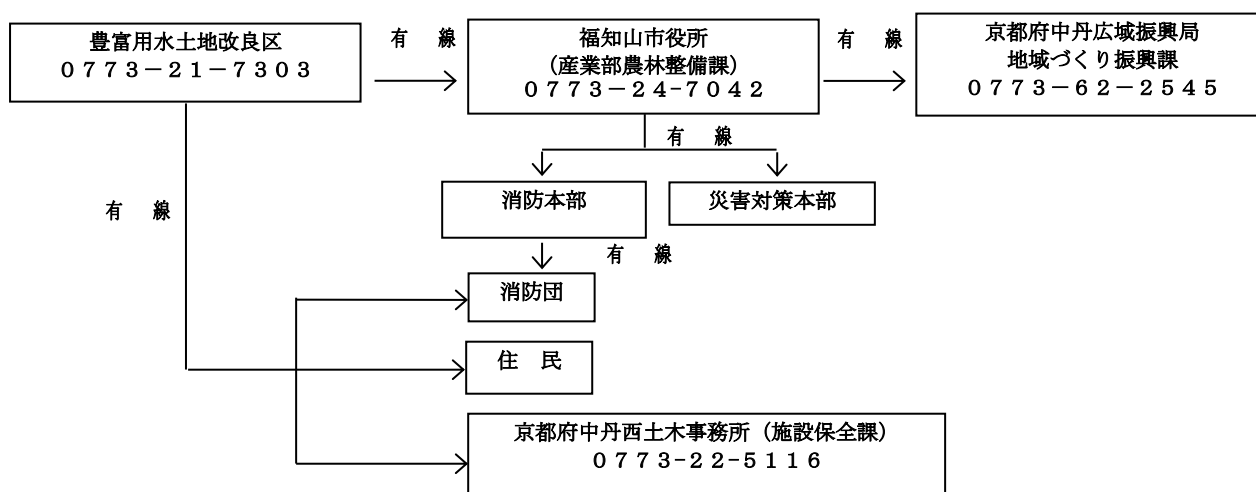
水防活動用予報警報等伝達経路は、次のとおりである。

〔水防活動用予報警報等伝達経路図（気象業務法第15条）〕



第4 豊富用水監視カメラ

〔豊富用水監視カメラ連絡系統図〕



第6節 予報警報等の伝達及び周知

第1 周知徹底の方法

予報警報等の通報を担当する各機関は、あらかじめ定めた方法により、関係者及び住民に対し周知徹底を図るものとする。

- 1 伝達組織を通じて徹底する方法
- 2 ラジオ放送、テレビ放送による方法
- 3 防災行政無線・有線放送による方法
- 4 防災アプリ
- 5 マイク、広報車等を利用する方法
- 6 サイレン、警鐘等による方法
- 7 市ホームページ等インターネットによる方法

第2 通報連絡内容の迅速化

予報警報等の通報連絡は、その迅速化を図るため、あらかじめモデル文例を定めて実施するよう努めるものとする。

第3 通報連絡体制の確立

予報警報等の通報連絡にあたる各機関は、あらかじめ受報体制を確立する等、常に連絡体制の整備に努めるものとする。

第7節 土砂災害発生危険度の判定

第1 土砂災害発生危険度の判定（京都府）

京都府土砂災害警戒情報システムは、気象台による精度の高い降水予測（解析雨量）と、京都府の作成した1kmメッシュエリアごとの土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行う。

第2 土砂災害発生危険度判定の通報

京都府土砂災害警戒情報システムにおいて災害発生の危険性があると判断されたときには、京都府防災情報システムにより伝達される。また、土砂災害警戒情報システムにより地図上で危険度レベルの確認できる情報をインターネット、携帯ウェブ及び登録者に携帯メール、PC用メールで発信される。

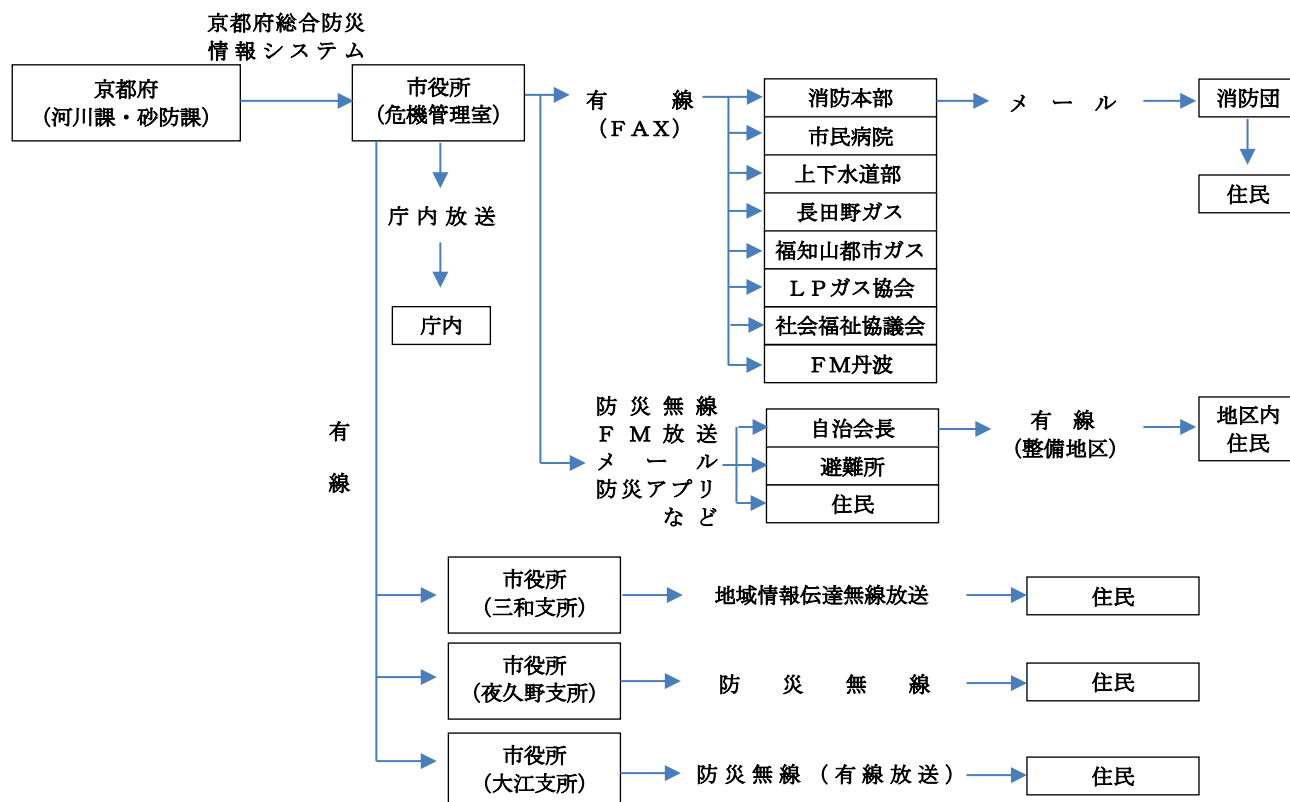
第3 異常気象時の監視強化等

府中丹西土木事務所（監視局）は、異常気象時には降雨状況等の監視を強化する。

第4 連絡系統

土砂災害監視システムに係る連絡系統は、次のとおりである。

〔京都府土砂災害警戒情報システムに係る連絡系統図〕



第5 「警戒（避難）」情報受信時の対応

前記第2により「警戒（避難）」情報を受信したときは、次により対応する。

- 1 京都府中丹西土木事務所へ状況確認
- 2 災害警戒本部の設置検討
- 3 避難対象地域の確認、避難所開設準備の検討
- 4 避難対象地域への避難情報の伝達
 - (1) 消防車両による広報
 - (2) 自治会長への有線連絡
 - (3) 防災行政無線・有線放送による伝達

第5章 雨量・水位等の観測・予測

第1節 雨量観測地（テレメータ）

第1 気象台が設置する気象観測所（アメダス）は、次のとおりである。

〔気象観測所（京都地方気象台）〕

観測所名	所在地	種類
美 山	南丹市美山町静原松野	四・雪
須 知	船井郡京丹波町富田蒲生野	雨
睦 寄	綾部市睦寄町狸岩	雨
綾部山家	綾部市東山町山家	雨
本 庄	船井郡京丹波町本庄西畑	雨
三 和	福知山市三和町千束	雨
福知山	福知山市字荒河	四
坂 浦	福知山市下野条	雨

（注意）種類

- ・「四」は、有線ロボット気象計による降水量、気温、風向、風速、相対湿度の観測
- ・「雨」は、有線ロボット雨量計による降水量の観測
- ・「雪」は、有線ロボット積雪深計による積雪の深さの観測

第2 京都府が設置する雨量観測所は、次のとおりである。

〔雨量観測所（京都府）〕

観測所名	所在地	管理者	備考
菟 原	福知山市三和町菟原中芝	中丹西土木事務所長	
田ノ谷	福知山市三和町田ノ谷藤迫		
台 頭	福知山市三和町台頭地先		
三 俣	福知山市字三俣地先		
福知山	福知山市篠尾新町1丁目		
上豊富	福知山市字畑中		
直 見	福知山市夜久野町直見地先		
夜久野	福知山市夜久野町平野カタセ新田		
井 田	福知山市夜久野町井田八代地先		
佐々木	福知山市字上佐々木小字登尾		
牧	福知山市字牧地先		
下野条	福知山市字下野条小字奴太ノ谷地先		
大江山	福知山市大江町仏性寺二瀬川		
大雲橋	福知山市大江町南有路城子		

第3 国土交通省が設置する雨量観測所は、次のとおりである。

〔福知山市内及び上流の雨量観測所（近畿地方整備局）〕

観測所名	所在地	観測器種類
曾 根	船井郡京丹波町字曾根	テレメータ、電子ロガー
下 山	船井郡京丹波町字下山	テレメータ、自記
西河内	船井郡京丹波町字西河内	テレメータ、自記
味方（綾部）	綾部市味方町	テレメータ、電子ロガー
物 部	綾部市物部町	テレメータ、自記
三 和	福知山市三和町辻	テレメータ、電子ロガー
北岡本	丹波市市島町北岡本	テレメータ、自記
音無瀬（福知山）	福知山市寺町	テレメータ、電子ロガー
波 美	福知山市大江町波美	テレメータ、電子ロガー

第2節 水位観測地

第1 福知山市において、京都府が設置する水位観測所は、次のとおりである。

〔福知山市内の水位観測所（京都府）〕

観測所名	河川名	水防団待機（通報）水位	氾濫注意（警戒）水位	避難判断水位	氾濫危険（洪水特別警戒）水位	堤防高	所在地	管理者	洪水予報	水防警報	水位情報周知
三 俣	土師川	1.50	2.50	2.50	2.80	5.20	福知山市字三俣地先	中丹西土木事務所長		○	○
榎 原	和久川	-0.40	0.70	0.70	1.10	2.69	福知山市字拝師小字岡本			○	○
下篠尾	弘法川	0.90	1.00	—	—	—	福知山市下篠尾			○	
堀	法 川						福知山市字堀				
上川口	牧 川	1.20	1.90	1.90	2.10	3.73	福知山市字下小田小字荒砂			○	○
額 田	牧 川						福知山市夜久野町額田				
二 俣	宮 川	1.10	2.00	2.00	2.80	5.10	福知山市大江町二俣			○	○

注意 洪水予報、水防警報、水位情報周知

○：指定済み △：水防法改正によるみなし規定の適用

第2 国土交通省が設置する水位観測所は、次のとおりである。

〔福知山市内及び上流の水位観測所（近畿地方整備局）〕

観測所名	河川名	水防団待機 (通報) 水位	氾濫 注意 (警戒) 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 (洪水特 別警戒) 水位	計画高 水位	所在地	管理者	左右 岸 の別
綾部	由良川	2.00	3.50	5.00	6.00	8.12	綾部市味方町	福知山 河川 国道 事務所	右
戸田	由良川	2.00	—	—	—	—	福知山市字川北		右
長田	土師川	—	—	—	—	—	福知山市字長田		右
福知山	由良川	2.00	4.00	5.00	5.90	7.74	福知山市寺町		左
天津上	由良川	3.00	—	—	—	—	福知山市字筈巻		右
波美	由良川	4.00	—	—	—	—	福知山市大江町波美		左
大雲橋	由良川	3.50	5.00	—	—	—	福知山市大江町南有路		右

注意 洪水予報、水防警報、水位情報周知

第3 福知山市において、福知山市が設置する水位観測所は、次のとおりである。

〔水位観測所（福知山市）〕

設置場所	排水区	所在地	管理
西本町貯留施設	中部系統	福知山市字天田59番地の2	上下水道部
駅前町貯留施設	中部系統	福知山市字裏ノ40番地の2	上下水道部
内記貯留施設	中部系統	福知山市字内記100番地の8	上下水道部
中部CSO貯留施設	中部系統	福知山市字和久市326番地の1	上下水道部
地藏ヶ端雨水貯留施設	弘法川第3排水区	福知山市厚中町59番地	上下水道部
小谷ヶ丘雨水貯留施設	法川第1排水区	福知山市字堀1691番地	上下水道部
高田雨水貯留施設	法川第2排水区	福知山市字堀2160番地	上下水道部
法川排水区雨水排水路吐口	法川第2排水区	福知山市字岡ノ32番地の1	上下水道部
大正東雨水貯留施設	法川第4排水区	福知山市字堀2200番地の4ほか	上下水道部
土師新町雨水貯留施設	土師排水区	福知山市土師新町2丁目82番地	上下水道部
土師宮町雨水貯留施設	土師排水区	福知山市土師宮町2丁目55番地	上下水道部
沢雨水貯留施設	土師排水区	福知山市土師新町3丁目92・94番地	上下水道部
梅原雨水貯留施設	土師排水区	福知山市土師新町1丁目106番地	上下水道部
段畑雨水ポンプ場	土師排水区	福知山市字堀小字段畑2900番地	上下水道部

注意 水位情報周知は行わない

第4 福知山市において、福知山市が設置するCCTVカメラは、次のとおりである。

〔CCTVカメラ設置場所（福知山市）〕

設置場所	河川名・排水区	所在地	管理
仲ノ坪雨水貯留施設	弘法川第3排水区 (横笹川支川)	福知山市篠尾新町3丁目85番地	上下水道部
地藏ヶ端雨水貯留施設	弘法川第3排水区 (横笹川支川)	福知山市厚中町59番地	上下水道部
西川・天田川合流部	西川	福知山市字天田小字西川170番地の7	危機管理室
福知山市学校給食センター	弘法川	福知山市問屋町98番地	危機管理室
市道堀口岡ノ線	法川	福知山市堀口小字今岡2623番地の1	危機管理室
市道堀2号線	法川第2排水区 (雨水排水路)	福知山市字堀2347番地の5	上下水道部
市道土師宮町1号線	土師排水区 (長田野2号雨水幹線排水路)	福知山市土師宮町1丁目27番地	上下水道部
府道福知山綾部線土師交差点	土師川用排水路	福知山市土師宮町1丁目131番地	危機管理室
市道川北荒木線	大谷川	福知山市前田1784番地の12	危機管理室

注意 水位情報周知は行わない

第5 福知山市において、国土交通省が設置する危機管理型水位計は、次のとおりである。

〔福知山市内の危機管理型水位計設置場所（国土交通省近畿地方整備局）〕

河川名	所在地	管理
由良川	福知山市字川北（右岸41.0k）	福知山河川 国道事務所
	福知山市字猪崎（右岸38.0k）	
	福知山市字漆端（左岸33.8k）	
	福知山市字安井（右岸32.5k）	
	福知山市字下天津（左岸30.1k）	
	福知山市大江町公庄（左岸28.4k）	
	福知山市大江町蓼原（左岸25.8k）	
	福知山市大江町千原（右岸24.2k）	
	福知山市大江町南有路森安（右岸22.4k）	
	福知山市大江町南有路矢津（右岸20.8k）	
	福知山市大江町北有路（左岸19.6k）	
土師川	福知山市字水内（左岸2.3k）	
	福知山市字東堀（左岸0.4k）	

第6 福知山市において、京都府が設置する危機管理型水位計は、次のとおりである。

〔福知山市内の危機管理型水位計設置場所（京都府）〕

水系名	河川名	所 在 地	管理
由良川	大呂川	福知山市字下天津 天王橋付近	中丹西土木 事務所長
	佐々木川	福知山市字一ノ宮 三岳郵便局付近	
	竹田川	福知山市字田野 庵戸橋付近	
	大谷川（新カケト橋）	福知山市字土 かけと橋付近	
	相長川	福知山市大字報恩寺	
	谷河川	福知山市大江町公庄 公庄交差点付近	
	蓼原川	福知山市大江町蓼原	
	雲原川	福知山市大江町天田内	
	枯木川	福知山市大江町南有路 道路情報盤付近	
	尾藤川	福知山市大江町尾藤	
	在田川	福知山市大江町在田 在田区公会堂付近	
	土師川(河川公園付近)	福知山市三和町芦渚	
	牧川	福知山市夜久野町 精華橋付近	
	千原川	福知山市夜久野町千原 千原川橋付近	
	畑川	福知山市夜久野町今西中	
	直見川	福知山市夜久野町直見	
	法川	福知山市字堀	
	田中川	福知山市大江町二箇	
	細見川	福知山市三和町中出	
	榎原川	福知山市字榎原	
	大谷川	福知山市石原一丁目	
	雲原川	福知山市字雲原	
	佐々木川	福知山市字野花	

第7 福知山市において、福知山市が設置する危機管理型水位計は、次のとおりである。

〔福知山市内の危機管理型水位計設置場所（福知山市）〕

水系名	河川名	所 在 地	管理
由良川	公手川	福知山市大江町河守 府道西坂蓼原線交差部	建設交通部
	黒木谷川	福知山市字池部	
	西谷川	福知山市字中	

第8 福知山市において、京都府が設置する河川監視カメラ及び簡易河川監視カメラは、次のとおりである。

〔福知山市内の河川監視カメラ（京都府）〕

河川名	観測所名	所在地	管理
土師川	前ヶ島橋	福知山市長田段	中丹西土木事務所
和久川	和久川橋	福知山市奥野部	
弘法川	厚東観測所	福知山市厚東町	
弘法川	弘法川（上荒川橋）	福知山市荒川	
牧川	十二橋	福知山市十二	
宮川	雲原川合流部	福知山市大江町天田内	
法川	福知山城公園	福知山市堀	

〔福知山市内の簡易型河川監視カメラ（京都府）〕

河川名	観測所名	所在地	管理
宮川	宮川 二俣	福知山市大江町二俣	中丹西土木事務所
牧川	牧川 上川口	福知山市下小田小字荒砂	
牧川	牧川 額田	福知山市夜久野町額田	
和久川	和久川 榎原	福知山市大字拝師小字岡本	
土師川	土師川 三俣	福知山市字三俣地先	
弘法川	弘法川 上荒河	福知山市字荒河	
弘法川	弘法川 下荒河	福知山市字荒河	
弘法川	弘法川 下篠尾	福知山市下笹尾	

第3節 水位の予測

第1 水位等の予測

京都府は京都府水位・氾濫予測システムにより、気象庁の雨量予測に基づき「京都府水位・氾濫予測システム」により、水位計を設置している府管理の170 河川について6 時間先までの水位及び氾濫区域の予測を行う。

第2 予測情報の先行配信

京都府は予測情報の一般公開や避難情報の発令基準としての活用を見据え、精度や実用性を検証するため、京都府水位・氾濫予測システムにより、水位予測情報及び氾濫区域予測情報等を市町村等に提供する。

なお、予測値の府民への公開は関係機関協議及び洪水予報河川指定の完了後に行う。

第3 水位予測及び氾濫区域予測の通知

京都府は市町村等が事前に通知登録した水位予測地点において通知基準水位に到達する予測をした際等に事前登録されたメールアドレスに到達予測情報を通知するものとする。

〔河川種別・通知基準水位（福知山市）〕

河川種別	通知基準水位	対象水位観測所
洪水予報河川 水位周知河川	避難判断水位 氾濫危険水位	三俣（土師川）、上川口（牧川）、榎原（和久川）、二俣（宮川）
水防警報河川 その他河川	※氾濫開始相当水位	下篠尾（弘法川）、堀（法川）、中西-大呂川-1、中西-竹田川-1、中西-田中川-1、中西-枯木川-1、中西-蓼原川-1、中西-尾藤川-1、中西-在田川-1、中西-相長川-1、中西-千原川-1、中西-畑川-1、中西-細見川-1、中西-谷河川-1、中西-直見川-1、中西-榎原川-1、中西-雲原川-1、中西-雲原川-2、中西-佐々木川-1、中西-佐々木川-2、中西-大谷川-1、中西-大谷川-2

※河川の一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において、堤防天端高（又は後背地地盤高）など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ水位観測所において換算した水位。各市町村との危険箇所等に関する協議を基に府が設定し、水位の妥当性を検証することとしている。（当面非公表）

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

第1 気象情報

気象庁

<https://www.jma.go.jp/>

第2 雨量・河川水位

1 国土交通省川の防災情報

<https://www.river.go.jp/>

2 国土交通省水害リスクライン

<https://frl.river.go.jp/>

3 京都府河川防災情報

<http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/index.html>

4 福知山河川国道事務所（危機管理型水位計情報）

<https://www.kkr.mlit.go.jp/fukuchiyama/river/suii.html>

第7章 ダム・樋門等の操作

第1節 ダム・樋門等

水防上重要なダムは、大野ダム（京都府管理）及び和知ダム（関西電力㈱）である。

また、用水樋門、排水樋門及び洪水調節のための樋門で、操作を必要とする樋門は、**第4節**のとおりである。

ダム及び樋門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時には、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び樋門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

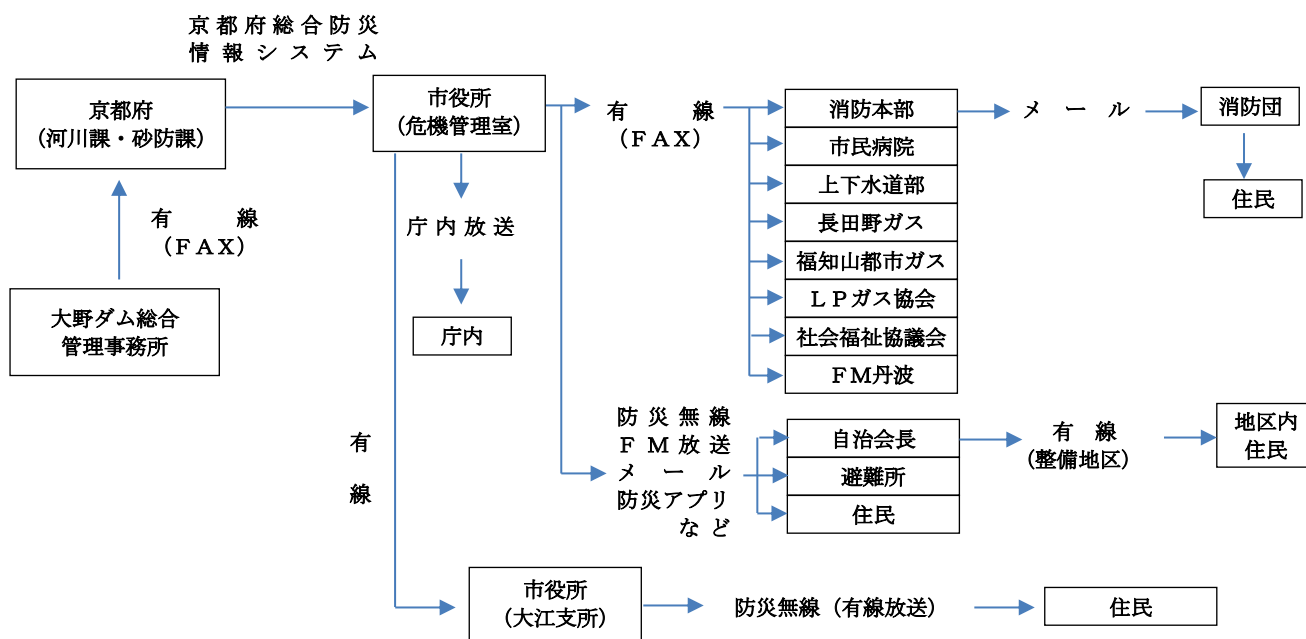
第2節 操作の連絡

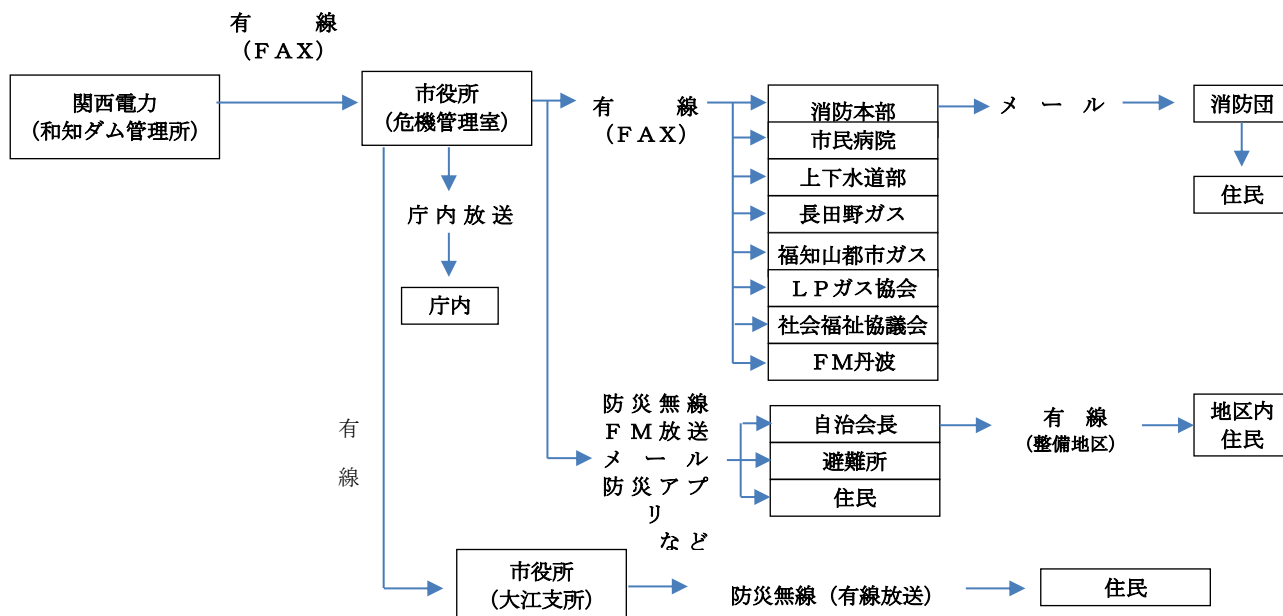
ダム及び樋門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報をただちに所管土木事務所、下流地域等の水防管理団体に迅速に連絡するものとする。

第3節 大野ダム・和知ダム放流連絡

大野ダム及び和知ダム放流連絡は別記様式第13号及び第14号により行う。伝達経路は、次のとおりである。

〔大野ダム連絡系統図〕





用水樋門、排水樋門及び洪水調節のための樋門で、操作を必要とする樋門は、次のとおりである。

観音寺樋門（観音寺）	相長川水門（私市）	戸田樋門（戸田）
大砂利川樋門（川北）	大谷川樋門（前田）	六呂川樋門（前田）
愛宕樋管（土師）	段畑雨水ポンプ場排水樋門（土師）	
法川排水機場〔樋門〕（蛇ヶ端）	東谷川樋門（猪崎）	
三段池樋門（猪崎）	中村樋門（中）	西谷川樋門（中）
河谷川樋門（中）	弘法川排水機場〔樋門〕（上荒河）	
和久市ポンプ場排水樋門（和久市）	新荒河排水機場〔樋門〕（荒河）	
荒河排水機場〔樋門〕（荒河）	池部樋門（池部）	波江樋門（波江）
安井樋門（安井）	安井樋管（安井）	勅使樋門（勅使）
勅使大仙樋門（勅使）	常津樋門（常津）	尾藤川樋門（尾藤）
落谷川樋門（公庄）	谷河川樋門（公庄）	蓼原川樋門（蓼原）
公手川樋門（河守）	上野川樋門（波美）	千原樋門（千原）
引谷川樋門（北有路）	枯木川樋門（南有路）	五日市樋門（北有路）
古地川樋門（南有路）	矢津川樋門（南有路）	

新庄第一樋管（新庄）	奥野部第一樋管（奥野部）	下り戸樋門（新庄）
樋口樋管（新庄）	向山樋門（新庄）	新庄樋門（新庄）
鳴谷川第二サイホン（新庄）	鳴谷川第一サイホン（岩井）	

神谷川樋門（牧） 石本樋門（石本） 波江樋管（波江）

天井樋門（上松） 堀井口堰（水内） 上井樋門（土師）
下井樋門（土師）

宮川上流樋門（金屋） 大谷川樋門（河守）

大内桶門 (大内) 奥谷川桶門 (大内)

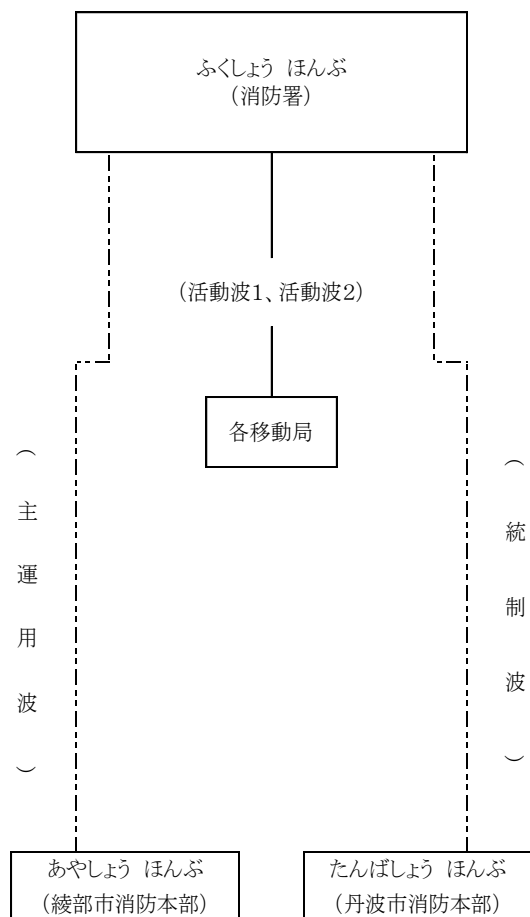
相長川左岸樋門（私市） 相長川右岸樋門（私市）

第 8 章 通信連絡

第 1 節 通信連絡系統

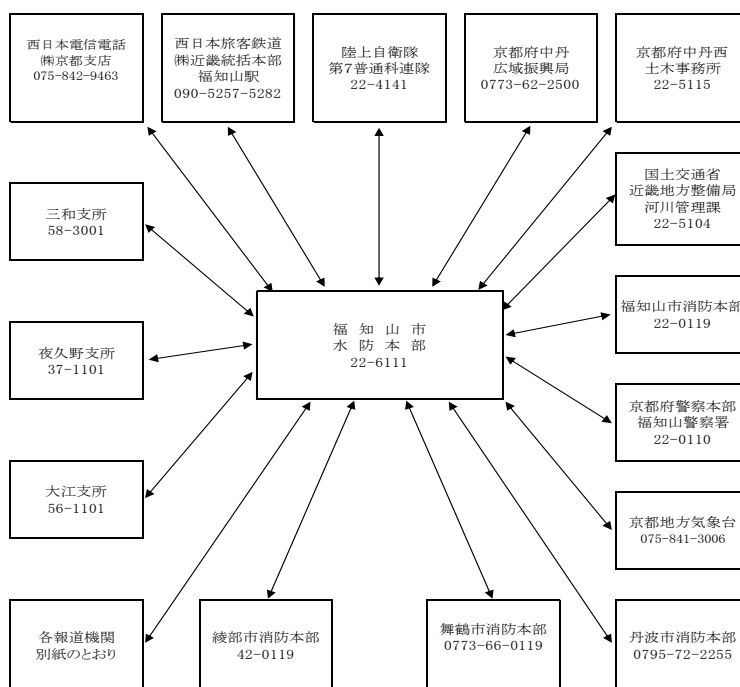
水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、次のとおりである。

〔消防無線通信〕

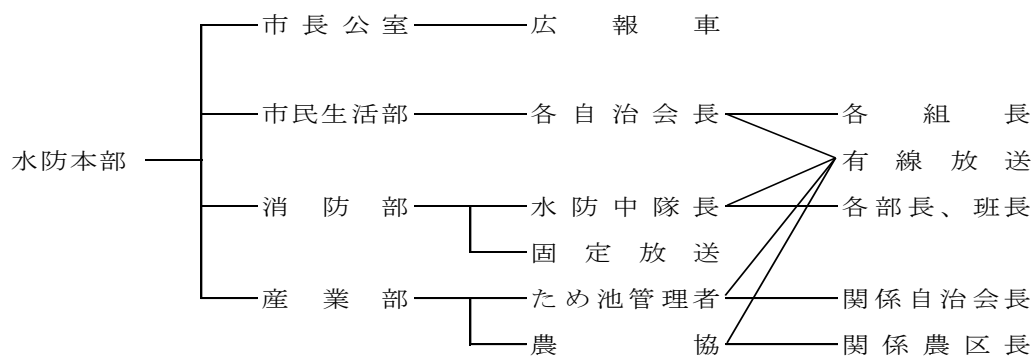


消防本部	ふくしょうほんぶしれい1 (指令車)
消防署	ふくしょう 1 (ポンプ1号車)
	ふくしょう 2 (ポンプ2号車)
	ふくしょう 3 (ポンプ5号車)
	ふくしょう たんく1 (タンク車)
	ふくしょう はしご1 (梯子車)
	ふくしょう きゅうじょ1 (救助工作車)
	ふくしょう きどうそうび1 (機動装備車)
	ふくしょう じゅうきはんそう1 (重機搬送車)
	ふくしょう 11 (救急1号車)
	ふくしょう 12 (救急2号車)
	ふくしょう しき1 (指揮隊車)
	ふくしょう しえん1 (支援車)
	ふくしょう ぼうさい1 (防災学習車)
	ふくしょう はんそう1 (署資材搬送車)
	ふくしょう 21 (防火広報車)
	ふくしょう 22 (査察車)
	ふくしょう 23 (防火指導車)
	ふくしょう 24 (救援車)
	ふくしょう 25 (搬送車)
東分署	ふくしょう ひがし1 (ポンプ3号車)
	ふくしょう ひがしかがく1 (化学車)
	ふくしょう ひがし11 (救急3号車)
	ふくしょう ひがし12 (救急5号車)
	ふくしょう ひがししき1 (東指揮広報車)
北分署	ふくしょう ひがしはんそう1 (東資材搬送車)
	ふくしょう きた1 (ポンプ4号車)
	ふくしょう きた11 (救急3号車)
	ふくしょう きた12 (救急4号車)
	ふくしょう きたしき1 (北指揮広報車)
	ふくしょう きたはんそう1 (北資材搬送車)

〔他の関係機関との連絡系統〕



〔一般に対する周知方法・内部連絡〕



〔有線放送設備地区一覧表〕

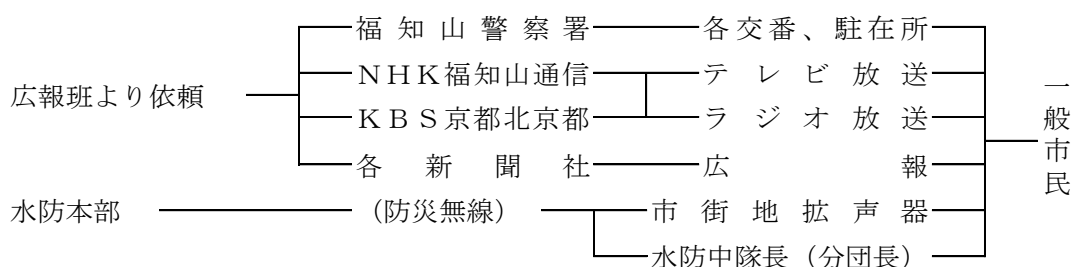
(令和6年4月1現在)

地 区 名	運用担当者	地 区 名	運用担当者
市 街 地	消 防 長	下 戸	自 治 会 長
向 野	自 治 会 長	法 用	〃
日 吉 ヶ 丘	〃	談	〃
土	〃	樽 水	〃
石 原	〃	甘 栗	〃
観 音 寺	〃	口 榎 原	〃
興	〃	奥 榎 原	〃
戸 田	〃	多 保 市	〃
平 野 町	〃	長 田 南	〃
下 猪 崎	〃	長 田 北	〃
中	〃	岩 間	〃
中 村 団 地	〃	猪 野 々	〃
池 部	〃	梅 谷	〃
安 井	〃	一 ノ 宮	〃
筈 巻	〃	日 尾	〃
上 荒 河	〃	下 佐 々 木	〃
下 荒 河	〃	上 佐 々 木	〃
岩 井	〃	中六人部有線放送	中六人部地区
奥 野 部	〃	駅 正 面 通 り	駅正面通り商店会長
和 久 寺	〃	駅 前 通 り	駅前商店会長
山 崎	〃	菟 原 下 一	自 治 会 長
額 塚	〃	菟 原 下 二	〃
今 安 (一 部)	〃	菟 原 中	〃
正 明 寺	〃	高 杉	〃
市 寺	〃	友 渕	〃
室	〃	大 身	〃
瘤 木	〃	西 松	〃
石 場	〃	田 ノ 谷	〃
畑 中	〃	中 出	〃
辻	〃	辻	〃
北 山	〃	千 束	〃
小 牧	〃	金 谷	〃
寺 尾	〃	大 嶋	〃

地 区 名	運用担当者	地 区 名	運用担当者
草 山	自 治 会 長	桑 谷	自 治 会 長
芦 渚	〃	西 垣	
梅 原	〃	宮 垣	〃
大 原	〃	栗 尾	〃
台 頭	〃	才 谷	〃
上 川 合	〃	中 田	〃
岬	〃	上 町	〃
下 川 合	〃	三 谷	〃
加 用	〃	羽 白	〃
今 里	〃	田 谷 垣	〃
柿 本	〃	現 世	〃
稲 垣	〃	今 西	〃
金 尾	〃	平 野	〃
西 谷	〃	水 上	〃
桑 村	〃	水 坂	〃
小 畑	〃	駅 前	〃
今 西 中	〃	奥 水 坂	〃
井 田	〃	波 美	〃
下 町	〃	金 屋	〃
上 町	〃	関	〃
且	〃	下 町	〃
奥	〃	中 央	〃
向	〃	清 水	〃
上 千 原	〃	新 町	〃
中 千 原	〃	蓼 原	〃
下 千 原	〃	小 原 田	〃
日 置	〃	公 庄 下	〃
末	〃	公 庄 上	〃
高 内	〃	千 原	〃
大 油 子	〃	尾 藤 口	〃
小 倉	〃	尾 藤 奥	〃
門 垣	〃	橋 谷	〃
副 谷	〃	南 一	〃
山 中	〃	南 二	〃
東 部	〃	南 三	〃

		南 二	
地 区 名	運用担当者	地 区 名	運用担当者
常 津	自 治 会 長	南 四	自 治 会 長
在 田	〃	北 一	〃
西 部	〃	北 二	〃
夏 間	〃	北 三	〃
夏間グリーンヒル	〃	北 四	〃
佛 性 寺	〃	二 箇 上	〃
毛 原	〃	二 箇 下	〃
北 原	〃	市 原	〃
内 宮	〃	三 河	〃
二 俣 一	〃	高 津 江	〃
二 俣 二	〃	天 田 内	〃
二 俣 三	〃	美 鈴 新	〃

〔一般に対する周知方法・外部連絡〕



名 称	所 在 地	電 話 番 号
朝日新聞社福知山支局	和久市町	2 2 - 2 5 2 1
毎日新聞社福知山通信部	土師宮町	2 7 - 5 5 8 4
読売新聞社福知山通信部	広峯町	2 4 - 1 2 6 6
産経新聞社舞鶴支局京丹後駐在	宮津市京街道	0 8 0 - 8 4 6 2 - 2 7 1 0
N H K 京都放送局福知山通信部	篠尾新町	2 2 - 2 0 8 2
京都新聞社北部総局	篠尾新町	2 2 - 1 7 7 7
神戸新聞社丹波総局	丹波市柏原町	0 7 9 5 - 7 2 - 0 5 4 0
K B S 京都放送	京都市上京区烏丸 上長者町	0 7 5 - 4 3 1 - 7 3 6 4
両丹日日新聞社	篠尾新町	2 2 - 3 3 2 4

第２節 災害時優先通信の取扱い

水防上緊急を要する通信については、消防無線、災害用無線電話、京都府及び福知山市防災行政無線、若しくは法第27条第２項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第１項の規定により、一般電話の災害時優先通信を利用する。

第３節 その他の通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能、又は特に緊急を要する場合は、法第27条第２項の規定により、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

水防管理者は、あらかじめ通信施設の責任者と通信施設使用について協定しておくものとする。

- （１）京都府警察本部通信施設
- （２）京都地方気象台通信施設
- （３）国土交通省近畿地方整備局通信施設
- （４）西日本旅客鉄道株式会社通信施設
- （５）関西電力株式会社通信施設
- （６）その他の専用通信施設

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫

水防倉庫設置場所は、次のとおりである。

〔水防倉庫設置場所（福知山市所有分）〕

河川名	設置場所	設置数
由良川	東羽合町1、河東1、河守1、有路下1	4棟
土師川	土師1、三俣1、宮1、千束1	4棟
牧川	牧1	1棟
宮川	河守上1	1棟
計		10棟

※水防倉庫以外に、各分団本部及び必要と考える箇所の機具置場等に、水防資材を格納する。

第2節 水防資機材

第1 水防倉庫1棟あたりの品目数量は、次のとおりである。

〔資材〕

品目	数量	品目	数量	品目	数量
土のう用袋類	600枚	鉄線10番	20kg	杉丸太	30本
なわ類	5巻	鉄線8番	20kg	長1. 8m×末口6cm	
シート類	20枚	予備土・玉石・	若干	長3. 6m×末口9cm	
くぎ(6インチ)	5kg	予備砂利			

〔器材〕

品目	数量	品目	数量	品目	数量
スコップ	20丁	かけや	2丁	のこぎり	4丁
かま	10丁	おの又はなた	5丁	ペンチ	3丁
たこづち	2丁	鋤簾（じょれん）	10丁	バケツ	若干
つるはし	2丁	金槌	3丁	クリッパー	若干
照明灯	若干	一輪車	2台		

※〔資材〕〔器材〕の本表は、基準を示すものであるから状況に応じて変更しても支障ないものとする。

第2 資器材の整備と補充

- 1 資材中、腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない程度でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにすること。
- 2 資器材を減損したときは、ただちに補充する。
- 3 必要資材の応急調達は、福知山市において調達するものとする。
なお、中丹西土木事務所に依頼し、水防資材の調達を受けることができる。

第3 土砂等採取

各河川の水防工法に必要な土砂等採取場所は、法第28条の規定により現場採取とする。

第4 土のうステーション

福知山市が設置する土のうステーションは、次のとおりである。

〔土のうステーション設置場所〕

設置場所	所在地	管 理
もみじ公園	福知山市荒河東町 6 7 番地	上下水道部
上ノ橋公園	福知山市和久市町 2 5 6 番地	上下水道部
地蔵ヶ端公園	福知山市厚中町 5 9 番地	上下水道部
仲ノ坪公園	福知山市篠尾新町 3 丁目 8 5 番地	上下水道部
西陵公園	福知山市駅南町 2 丁目 4 1 2 番地	上下水道部
岡ノ三鉄道高架下	福知山市字岡ノ地内	上下水道部
堀口公園横	福知山市字堀小字今岡 2 6 7 6 ・ 2 6 7 7 番地	上下水道部
大正中公園	福知山市字堀小字宮ノ下 2 4 0 9 番地の 1 ほか	上下水道部
高田公園	福知山市字堀小字上高田 2 1 6 0 番地	上下水道部
土師橋公園	福知山市土師宮町 1 丁目 1 ・ 2 番地	上下水道部
荒河さくら公園	福知山市荒河東町 1 3 0 番地	上下水道部
岩井東町公園	福知山市岩井東町 7 1 番地	上下水道部
つばき公園	福知山市荒河新町 1 5 番地の 1	上下水道部
問屋町公園	福知山市問屋町 3 5 番地	上下水道部
弘法川公園	福知山市厚中町 2 1 6 番地	上下水道部
入町公園	福知山市厚東町 1 6 6 番地	上下水道部
中道公園	福知山市昭和新町 3 2 番地	上下水道部
寺町児童遊園	福知山市字中ノ小字中ノ町 1 0 0 番地の 8 8	上下水道部
西駅公園	福知山市昭和新町 1 6 3 番地	上下水道部
金毘羅公園	福知山市厚東町 4 番地	上下水道部
仲ノ坪北公園	福知山市篠尾新 4 丁目 1 4 7 番地	上下水道部
篠尾あけぼの公園	福知山市篠尾新 4 丁目 6 3 番地の 1	上下水道部
末広西公園	福知山市末広町 6 丁目 1 4 番地	上下水道部
末広公園	福知山市末広町 4 丁目 1 9 ・ 2 1 番地	上下水道部
御霊公園	福知山市字中ノ 2 0 5 番地の 1 ほか	上下水道部
惇明児童遊園	福知山市字裏ノ 8 7 ・ 8 8 番地	上下水道部
大正東公園	福知山市字堀小字今宮 2 2 0 0 番地の 4 ほか	上下水道部
天神公園	福知山市土師宮町 2 丁目 3 4 ・ 3 7 番地	上下水道部
宮町公園	福知山市土師宮町 2 丁目 5 5 番地	上下水道部
沢公園	福知山市土師新町 3 丁目 9 2 ・ 9 4 番地	上下水道部
土師新町公園	福知山市土師新町 2 丁目 8 2 番地	上下水道部
梅原公園	福知山市土師新町 1 丁目 1 0 6 番地	上下水道部
河原路公園	福知山市土師新町 1 丁目 6 3 番地	上下水道部

※土のうステーション 1 か所あたり、1 0 0 袋の土のうを保管

第5 排水ポンプ車

福知山市が所有する排水ポンプ車は、次のとおりである。

〔排水ポンプ車配備場所〕

配備場所	福知山市字荒河123番地（福知山終末処理場）
車両台数・管理	2台・上下水道部管理
車両の諸元	全長8,530mm 全幅2,370mm 全高2,790mm
排水能力	30m ³ /分（10m揚程時）

配備場所	福知山市大江町河守370番地の2（大江支所隣接地）
車両台数・管理	1台・建設交通部管理
車両の諸元	全長8,490mm 全幅2,370mm 全高2,770mm
排水能力	30m ³ /分（10m揚程時）

第6 水のう

福知山市が所有する水のうは、次のとおりである。

〔水のう保管場所〕

品 目	数量	保 管 場 所	管 理
水のう	4本	福知山市字荒河123番地（福知山終末処理場）	上下水道部
エンジンポンプ	1台	福知山市字荒河123番地（福知山終末処理場）	上下水道部

※水のう（注水時） 全長約15m、幅約55cm、高さ約48cm、重量約2,700kg
 エンジンポンプ 吐出量（最大）700ℓ/分、全揚程（最高）20m

第7 可搬式発電機

福知山市が所有する可搬式発電機は、次のとおりである。

〔可搬式発電機保管場所〕

品 目	数量	保管場所	管理
可搬式発電機	1台	福知山市字荒河123番地（福知山終末処理場）	上下水道部

※全長2,090mm、全幅980mm、全高1,350mm、60kVA 三相・単相同時出力機

第3節 舟艇配備

水防用舟艇の配備は、次のとおりである。

〔舟艇保管場所〕

管 内	保 管 場 所		種別	数量	流域河川
消防署	東羽合町	消防防災センター	アルミ1 ゴム4	5	由良川・土師川 ・和久川・大谷 川・牧川・竹田 川
東分署	長田野町	消防署東分署	アルミ1 ゴム2	3	
北分署	牧	消防署北分署	アルミ1 ゴム2	3	
団本部	東羽合町	消防防災センター	アルミ	10	
中央分団	中ノ町	中央分団2部消防車庫	F R P 船	1	由良川
	和久市	中央分団3部消防車庫	F R P 船	1	由良川
大正分団	東小谷ヶ丘	大正分団統合車庫・詰所	F R P 船	1	土師川
雀部分団	土師町	雀部分団1部消防車庫	F R P 船	1	土師川
	川北	雀部分団3部消防車庫	F R P 船	1	由良川
庵我分団	中村団地	庵我分団統合車庫・詰所	F R P 船	1	由良川
	中	自治会倉庫	F R P 船	1	由良川
	池部	池部公民館	F R P 船	1	由良川
	筈巻	庵我分団3部消防車庫	F R P 船	1	由良川
修斉分団	上荒河	修斉分団1部2部統合車庫・詰所	F R P 船	1	由良川・和久川
西中分団	観音寺	西中分団1部(1班)消防車庫	F R P 船	1	由良川
	興	西中分団1部(2班)消防車庫	F R P 船	1	由良川
	土	西中分団2部消防車庫	F R P 船	1	由良川・大谷川
	戸田	西中分団3部消防車庫	F R P 船	1	由良川・大谷川
下川分団	勅使	下川分団統合車庫・詰所	F R P 船	3	由良川・牧川
上六分団	三俣	上六分団統合車庫・詰所	F R P 船	1	土師川
中六分団	宮	水防倉庫	F R P 船	1	土師川・竹田川
上川分団	野花	上川分団統合車庫・詰所	F R P 船	1	牧川
金谷分団	猪野々	金谷分団統合車庫・詰所	F R P 船	1	牧川
佐賀分団	私市	佐賀分団統合車庫・詰所	F R P 船	1	由良川
大江支所	河守	大江支所	ウレタン	1	由良川
河守分団	河守	河守分団1部消防車庫	アルミ	1	由良川
河西分団	蓼原	河西分団統合車庫・詰所	アルミ	1	由良川
河東分団	常津	河東分団統合車庫・詰所	アルミ・木船	2	由良川
有路上分団	南有路	有路上分団統合車庫・詰所	アルミ	1	由良川
有路下分団	二箇	有路下分団統合車庫・詰所	アルミ	1	由良川
合 計				50	

※ その他、大江ブロックに自主防災組織用木船を16艘保有

第4節 輸送事業

第1 水防班は、作業要員及び必要資材の運搬輸送にあたる。

第2 状況により、福知山市地域防災計画の定めるところにより輸送するものとする。

第10章 水防活動

第1節 水防出動

出動区分は、福知山市地域防災計画による動員計画に基づき出動するもののほか、消防部の出動は、次のとおりである。

- (1) 水防区分の分担及び水防作業員出動編成は、**別表4 動員計画表**のとおりとする。
- (2) 1号動員は、大雨注意報、洪水注意報又は由良川洪水情報が発令され、相当の被害が発生するおそれのある場合に出動するものとする。
- (3) 2号動員は、大雨警報、洪水警報又は由良川洪水情報が発令され、相当の被害が発生するおそれのある場合に出動するものとする。
- (4) 3号動員は、由良川洪水警報、由良川水防警報が発令されたとき、又は堤防決壊等により市民の生命及び財産に重大な損害のおそれがある場合に出動するものとする。

第2節 巡視及び警戒

第1 平常時の巡視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ただちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が、自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後等に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、**第12章**に定める**河川管理者の協力**のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立ち会い又は共同で行うことを求めることができるものとする。この時、水防団等が立ち会い又は共同巡視を行うことが望ましい。

第2 出水時の監視

- 1 水防管理者等は、府から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、**別表1**及び**別表1-2（直轄河川重要水防箇所別調書）**並びに**別表2（京都府重要水防区域調書）**に定める**重要水防箇所・区域（第3章参照）**を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときはただちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、**第10節**に定める**決壊・漏水等の通報及びその後の措置**を講じなければならない。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

- 2 各部の出水時の監視は、次のとおりである。

(1) 消防部

ア 各中隊長は、水防団待機水位（通報水位）に達したときは、指定水防区域に警戒員を配置する。警戒員は、担当区域を巡視して危険箇所を発見したときは、ただちに本部に通報する。

イ 氾濫注意水位（警戒水位）を突破し、水防上危険が予想されるときは、水防要員及び水防用資器材を配備し、厳重な警戒にあたる。

ウ ため池等に決壊のおそれがあるときは、前号に準じ活動するものとする。

エ 各中隊長は、水防活動上要員増加の必要があるときは、消防指揮班に通報して他の中隊の応援を受けるものとする。

(2) 上下水道部

ア 経営総務班は、由良川水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき、又は必要と認めるときは、次により対応する。

(ア) 法川排水機場（蛇ヶ端）に水位観測要員を配置し、排水機場の操作員による排水ポンプの作動を確認するとともに、水位の状況を確認し、部長に報告する。

(イ) 下水道排水設備調査を行い部長に報告する。

イ 下水道班は、由良川水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき、又は必要と認めるときは、和久市ポンプ場の運転管理、段畑樋門の水位情報収集、下水道管路施設調査、市街地の被害状況調査を行い部長に報告するとともに、地元自治会との連絡調整を行う。

(3) 建設交通部

道路河川班は、由良川、土師川、牧川、和久川、宮川、鳴谷川、竹田川及び相長川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき、又は必要と認めるときは、次により対応する。

(ア) 災害パトロール班を編成し、市管理河川の洪水による被害の有無を調査して部長に報告するとともに、排水ポンプ車の出動等、臨機の水防活動を行う。

(イ) 由良川、土師川、牧川、和久川、宮川、鳴谷川、竹田川及び相長川の河川管理施設については、作業員の就業状況を確認し、以後の水位の状況に応じた確な操作がなされるよう指示するとともに、水位等周辺の情報を収集し、臨機の水防活動を行う。

(ウ) 国土交通省の指示により法川排水機場、荒河排水機場、弘法川排水機場に操作員を配置し、排水機場等の樋門・排水ポンプの運転管理状況を確認するとともに、水位情報を収集し、国土交通省に報告する。

(エ) 災害対策本部より本市所有の排水ポンプ車等の出動、並びに国土交通省及び京都府への排水ポンプ車等の出動要請について指示がある場合は、その事務を行う。

(4) 産業部

農林整備班は、部長の指示により豊富用水他ため池管理団体(者)及び頭首工等農業用施設で水防に係る施設の管理者に対し、警戒体制、活動体制の配備を指示するとともに、危険施設については、巡視班を配備して情報を収集し、臨機の水防活動を行う。

(5) 市民生活部

三和支所班、夜久野支所班及び大江支所班は、由良川水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき、又は必要と認めるときは、河川や降水及び水位等周辺の情報を収集し、水防本部へ報告するとともに、早期に避難準備や防災措置の情報を広報する。

第3節 水防作業

第1 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第2 各部の水防作業は、次のとおりである。

1 消防部

(1) 水防中隊は、本部より命令があったとき、又は警戒員、地元民の通報により水災防御にあたる。

(2) 各水防中隊長は、災害が増大して通信連絡が途絶し、又は危険が切迫して連絡の余裕がないときは、本部の指示を待つことなく適正な状況判断により部隊の運用、工法の選定、人命財産の保護等に有効な処置を講じなければならない。

ただし、事後速やかに何らかの方法で本部にその状況を報告しなければならない。

(3) 通信連絡が途絶したときで管轄区域内に危険がないと認められる水防中隊は、危険の切迫した他の地区に対し、自主的に応援するものとする。

2 上下水道部

下水道班は、市街地に内水氾濫のおそれのある場合は、水防管理者に報告するとともに消防部に対して情報提供を行う。

また、和久市ポンプ場の雨水ポンプ、段畑樋門及び段畑雨水ポンプ場の管理にあたりとともに、排水ポンプ車及び水のう等を活用し、内水氾濫の危険を排除する。

3 建設交通部

道路河川班は、市道及び市管理河川の危険箇所を巡視し、必要な措置をとることとする。

また、法川排水機場、荒河・新荒河排水機場、弘法川排水機場及び河守救急排水ポンプ施設の樋門・排水ポンプの運転管理並びに由良川、土師川、牧川、和久川、宮川、嶋谷川、竹田川及び相長川の河川管理施設の水位を観測し、内外水位の実情に即応した樋門の開閉などを行い、被害の減少に努めるものとする。

4 産業部

農林整備班は、ため池堤防に危険を生じ、水災防御の必要があるときは、消防部水防中隊及びため池管理者と協力し、指導並びに水防作業にあたるものとする。

5 消防部、上下水道部、建設交通部及び産業部を除く各部は、事務分掌に基づき水災の防御と被害の軽減に努めなければならない。

6 居住者の出動

水防管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は水防の現場にある者を、水防作業に従事させることができる。なお、この場合水防器具をもって出動させることができる。

第4節 緊急通行

第1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所におもむくときは、法第19条の規定により、消防長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者等から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

第2 損失補償

福知山市は、法第19条第2項の規定により、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、法第21条の規定により、消防長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、消防長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

第6節 立退きの指示

第1 河川の堤防若しくはため池の堤防の決壊等により、人的危険が切迫したとき水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対して避難のため立ち退くことを指示するとともに、福知山警察署長に通知しなければならない。

第2 避難のための立ち退きの指示は、最も迅速なる方法（サイレン、警鐘、有線放送電話、テレビ、ラジオ、広報車あるいは広報網、口頭その他の方法等）をもって伝達しなければならない。

第3 水防管理者は、福知山警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第7節 避難救助活動

第1 避難者の救助は、主として消防（水防）班が行い、人的危険が切迫したときは、消防（水防）班のうち消防署がこれにあたるものとする。

第2 人命救助は、陸上機関の利用を最優先とし、陸路途絶の場合は、その他の機関を利用するものとする。

第8節 避難誘導活動

第1 誘導員は、避難者を安全かつ迅速に避難させる責任を有する。

第2 避難住民の誘導整理は、健康福祉部救助第2班のほか、消防（水防）班、警察官等が行うものとし、収容者の管理及び収容方法は、**福知山市地域防災計画一般計画編 第3部 災害応急**

対策計画 第8章 避難計画 第8節 広域避難所の運営管理のとおりとする。

第3 健康福祉部救護班は、傷病者の救護及び避難収容者の保健衛生にあたるものとする。

第9節 避難所

避難所は、**福知山市地域防災計画資料編 第5章 避難所等重要拠点 避1**のとおりとする。

第10節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置**第1 決壊・漏水等の通報**

堤防若しくはため池が、決壊又は決壊のおそれのある事態が発生した場合には、法第25条の規定により、ただちにその旨を中丹西土木事務所長、中丹広域振興局長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

第2 決壊・漏水等その後の措置

堤防若しくはため池が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者等は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

第11節 水防配備の解除**第1 水防管理団体の水防配備の解除**

水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、警戒の必要がなくなって水防配備の解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、中丹西土木事務所長及び中丹広域振興局長に報告する。

ただし、**第2章第1節第3**の規定により、水防本部が災害警戒本部若しくは災害対策本部に移行した場合は、この限りではない。

第2 水防団の水防配備の解除

水防団の水防配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要をただちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に配備する。

第11章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

水防信号

〔水防信号〕

	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	○ 休 止 ○ 休 止 ○ 休 止	○ — 休 止 ○ — 休 止 ○ — 休 止 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒
第2信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	○ — 休 止 ○ — 休 止 ○ — 休 止 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	○ — 休 止 ○ — 休 止 ○ — 休 止 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒
第4信号	乱 打	○ — 休 止 ○ — 休 止 約1分 約5秒 約1分 約5秒
発信方法	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去った時は口頭伝達により周知させるものとする。	

(注1) 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

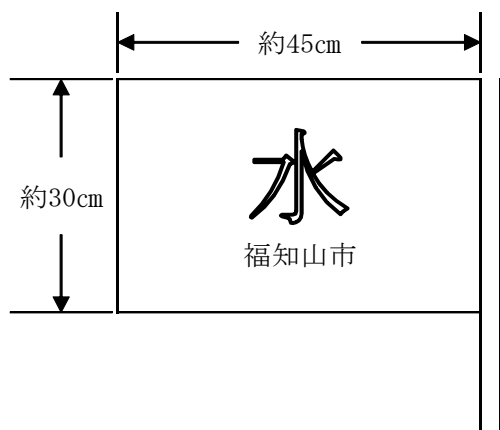
第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

(注2) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

第2節 水防標識

法第18条に規定された水防のため出動する車両の標識は、次のとおりである。



(注) 白布、水は赤色、福知山市は黒色

第3節 職員標識

水防のために現場におもむく職員は、福知山市地域防災計画に定める腕章を付けるものとする。ただし、消防機関に属するものは、制服又は活動服を着用する。

第4節 職員証

法第49条第2項に規定された必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりである。

(表)

第	号		
身分証票			
所属機関名			
職	名		
氏	名		
生年月日	年	月	日生
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。			
平成	年	月	日
		福知山市長	氏名
			印

(裏)

1	本証は、水防法第49条第2項による土地立入証である。
2	本証の身分に変更があったときは、速やかに訂正を受けること。
3	記名以外の者の使用を禁じる。
4	本証の身分を失ったときは、速やかに本証を返還すること。
5	本証の身分に異動があったときは、速やかに訂正をうける。

第12章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力（河川法第22条の2）

河川管理者（国土交通省近畿地方整備局長、京都府知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- （1）水防管理団体に対して、河川に関する情報の提供
- （2）水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には、通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- （3）堤防又はダムが決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- （4）重要水防箇所の水防管理者と水防団等による合同点検の実施
- （5）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （6）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- （7）水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第2節 下水道管理者の協力（下水道法第23条の2）

福知山市上下水道事業管理者職務代理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- （1）水防管理団体に対して、下水道に関する情報の提供（上下水道部が管理する下水道系統の水位及びCCTVカメラの映像情報）
- （2）水防管理団体に対して、氾濫想定地点ごとの氾濫水到達区域の事前提示
- （3）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （4）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- （5）水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第3節 水防管理団体相互の応援及び相互協定（法第23条）

水防管理者は、水防のため緊急の必要があると認めるときは、他市町村（緊急消防援助隊含む）その他関係機関に対して、**福知山市地域防災計画に定める広域応援体制整備計画（一般計画編第2部第26章）**により応援を求めるものとする。

また、他市町村（緊急消防援助隊含む）その他関係機関から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動するものとする。

第4節 警察官の援助要求（法第22条）

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、福知山警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ福知山警察署長と協議しておくものとする。

第5節 自衛隊の派遣要請（災害対策基本法第68条の2）

自衛隊派遣については、**福知山市地域防災計画に定める自衛隊派遣要請計画（一般計画編第3部第29章）**により出動を要請する。

第6節 国（河川事務所、地方气象台等）との連携

第1 水防連絡会

福知山市は、府や国土交通省近畿地方整備局福知山河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状

況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

第2 ホットライン

福知山市は、河川の水位状況については国土交通省近畿地方整備局福知山河川事務所及び京都府中丹西土木事務所とのホットラインにより、また気象状況については京都地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第7節 企業（地元建設業等）との連携

福知山市は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して必要な場合は、企業と協定を締結するものとする。協定を締結した場合は、協定書を資料編に添付するものとする。

第8節 住民、自主防災組織等との連携

福知山市は、水防活動の実施にあたっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第13章 交通規制に関する計画

第1節 計画の方針

道路等における危険及び交通の停滞等を防止、解消し、災害時における交通の円滑安全を図る。

第2節 計画の内容

第1 危険箇所の発見

1 道路巡視

降雨等により道路・橋梁に危険箇所の発生が予想されるときは、道路巡視を実施し、道路・橋梁の危険箇所の早期発見に努めるものとする。

2 発見者の通報

道路・橋梁等交通施設の被害、その他交通の異常な混乱を発見した者は、遅滞なく道路管理者又は警察官に通報すること。

第2 交通の規制

道路交通の規制の権限は、道路管理者、公安委員会、警察署長、警察官にあり、規制を行うにあたっては、それぞれ連絡を密にし、協議して行うものとする。

また、その連絡協議をするいとまがない緊急の場合には、それぞれの発令権者において行い、事後速やかに相互に通知するものとする。

1 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認めるときは道路の通行を禁止し又は制限する。制限した道路については、速やかに広報し、通行者に周知する。

2 道路管理者（道路法第46条）以外の交通規制

（1）現場警察官の規制（道路交通法第6条第1項）（災害対策基本法第63条）

（2）公安委員会（警察署長）の規制（道路交通法第4条、第5条第1項）（災害対策基本法第76条）

3 通行規制区間及び基準

京都府管理道路における通行規制区間及び基準については、**別表5**のとおりである。

第3 車両等の移動

災害時において、ただちに道路啓開（機能確保）を進め、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、災害対策基本法に基づき、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講じる。

1 道路啓開の必要性の判断

2 道路区間の指定（路線名、起終点）

3 指定道路区間の周知（看板の設置等）

4 車両等の移動命令（書面・口頭による指示）

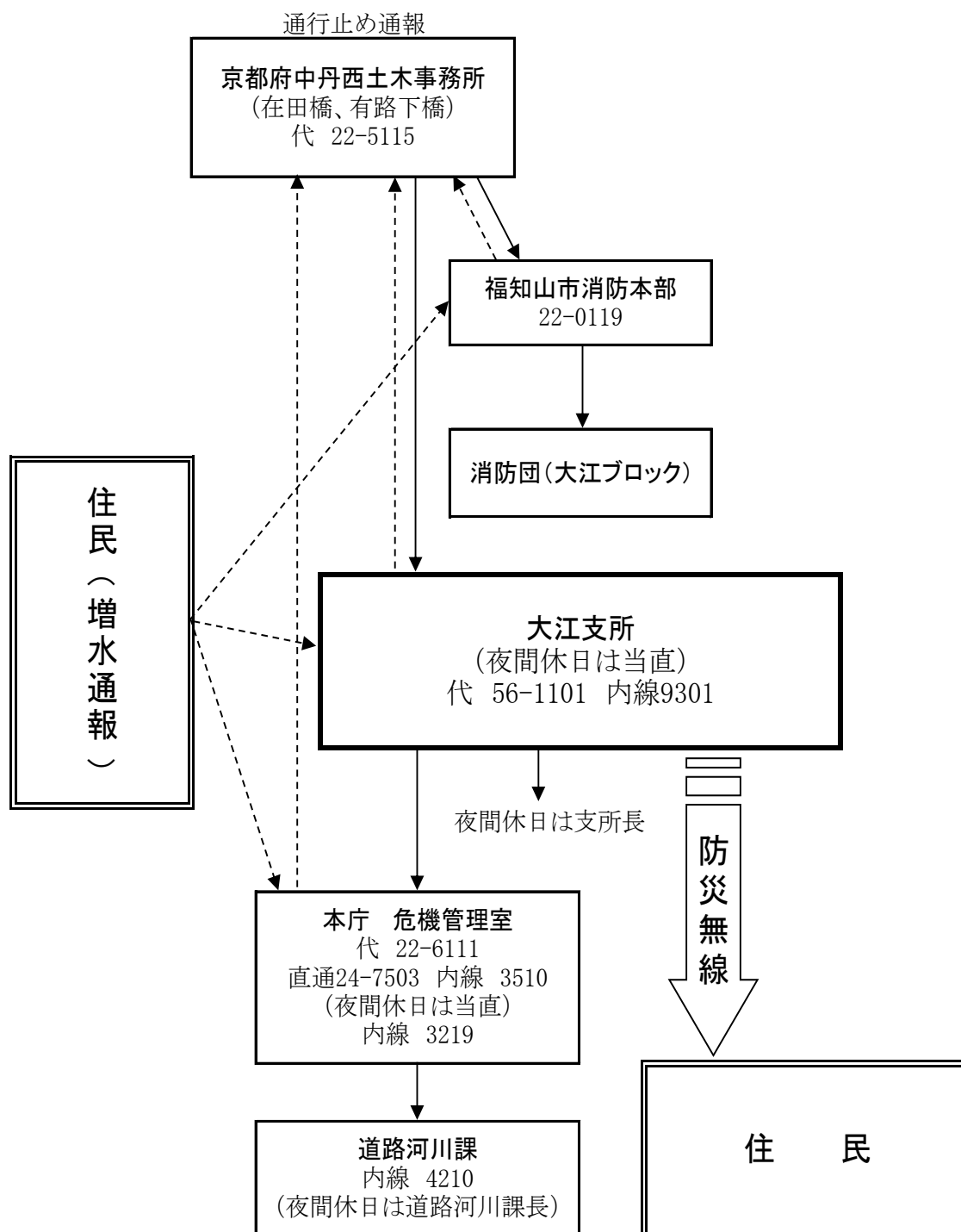
5 運転者の不在時等は、道路管理者による車両等の移動を実施（移動の記録）

6 上記5の措置のためやむを得ない必要がある時、他人の土地を一次使用、竹林その他障害物の処分をすることが可能（使用理由の掲示）

7 車両等の移動により破損が生じた場合、道路管理者による損失補償（算定基準）

第4 由良川大江町潜没橋の通行止め連絡体制は、次のとおりである。

〔大江町潜没橋（府管理）通行止め連絡体制〕



第14章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

福知山市の水防に要する費用は、法第41条により福知山市が負担するものとする。

ただし、福知山市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2節 公用負担

第1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は次の(1)から(4) ((2)における収用を除く。)の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

第2 公用負担権限委任証

法第28条の規定による公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は消防長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、次の様式の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第	号	公用負担権限委任証	
		市 役 所	課
		福知山	消防署(団) 分団
		職 階級	
		氏名	
上記の者に		区域における水防法第28条第1項の権限を委任したことを証明する。	
令和 年 月 日		水防管理者	
		氏名	㊟

第3 公用負担命令書

法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、次の様式の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第 号 公 用 負 担 命 令 書			
目 的 物	種 類	数 量	
負担の内容	使用	収用	処分
令和 年 月 日 様 水防管理者 氏名 事務取扱者 氏名 ㊞			

第4 損失補償

福知山市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第15章 水防報告等

第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

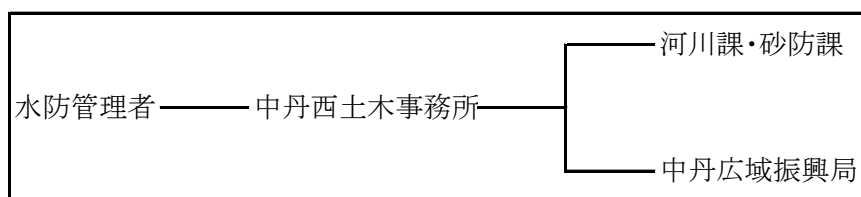
- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出動の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2節 速報事項

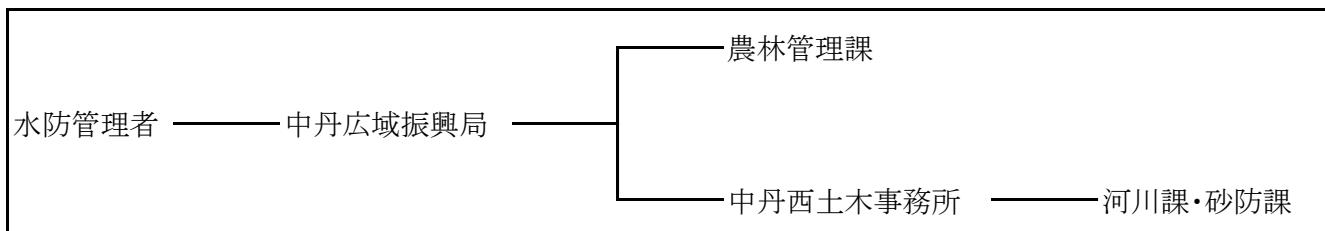
各部長は、次の事項が発生したとき水防管理者に速報しなければならない。速報を受けた水防管理者は、ただちに連絡系統図により報告するものとする。

- (1) 消防機関が出動したとき。
- (2) 水防作業を開始し、又は終了したとき。
- (3) 堤防等に、異常を発見したとき。
- (4) ため池等に、異常を発見したとき。
- (5) 水防本部を設置したとき。
- (6) 区域内住家に、水害の危険が切迫したとき。
- (7) 人的被害を生じたとき。
死者、行方不明、負傷（軽傷、重傷）の別及び数等の状況について
- (8) 建物被害を生じたとき。
ア 全壊、流失、埋没、半壊、浸水（床上、床下）、一部破損の棟数、世帯数、構成人員等について
イ 住家、非住家（倉庫、土蔵、車庫、納屋等）、官公庁舎、学校、病院等の別及び自治会別等の状況について
- (9) 農林被害を生じたとき。
山林、田畑及び農林産作物の流失、埋没冠水等の地区別ごとの状況及び農林施設被害の概況について
- (10) 土木被害を生じたとき。
公共施設被害（道路、橋梁、堤防、崖崩れ等の決壊、流失不通）の状況について
- (11) 電信、電話、鉄道、電気、その他被害を生じたとき。
- (12) その他各部において、必要と認める事項が発生したとき。

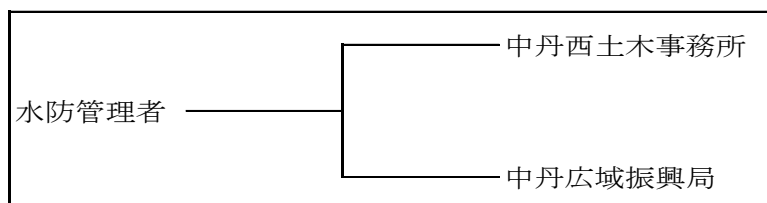
〔（１）～（３）連絡系統図〕



〔（４）連絡系統図〕



〔（５）～（１２）連絡系統図〕



第３節 てん末報告

- 第１ 各部長は、水防解除後速やかに、**別記様式第１号**により所掌事項について調査記入のうえ、水防管理者に報告しなければならない。また、各分団長は、水防解除後３日以内に、**別記様式第２号**により消防長を経て水防管理者に報告しなければならない。
- 第２ 水防管理者は、水防解除後５日以内に、**別記様式第３号**により中丹西土木事務所経由で京都府知事に報告するものとするとともに、河川管理者（国及び都道府県）にも報告するものとする。ただし、警戒のみに終わったときはこの限りでない。

第16章 水防訓練

福知山市は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

水防訓練は、毎年1回以上行うものとする。

第17章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水の防止のための措置

第1節 洪水対応

第1 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省及び京都府は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

また、京都府は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、福知山市に關係する洪水浸水想定区域図は、次のとおりである。

〔洪水浸水想定区域図が公表されている洪水予報河川及び水位周知河川〕

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	浸水想定区域公表HPアドレス	指定者
由良川	由良川	H 2 8 . 8 . 3 0	https://www.kkr.mlit.go.jp/fukuchiyama/	国土交通省
	土師川			
	和久川	H 3 0 . 5	https://www.pref.kyoto.jp/sabo/kouzui_sinsui/kouzuisinsuisouteikuiki.html	京都府
	牧川			
	土師川			
	宮川			

〔洪水浸水想定区域図が公表されている洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川〕

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	浸水想定区域公表HPアドレス	指定者
由良川	宮川	R 7. 5	https://www.pref.kyoto.jp/sabo/kouzui_sinsui/kouzuisinsuisouteikuiki.html	京都府
	牧川			
	土師川			
	荒倉川			
	田中川			
	三河川			
	枯木川			
	雲原川			
	玉川			
	北原川			
	蓼原川			
	尾藤川			
	谷河川			
	在田川			
	花倉川			
	大呂川			
	佐々木川			
	宮垣川			
	千原川			
	深山川			
	畑川			
	小畑川			
	額田川			
	末川			
	東川			
	大油子川			
	直見川			
	加津良川			
	榎原川			
	堺川			
	竹田川			
	大内川			
	田野川			
	平石川			
	寺尾川			
	川合川			
	台頭川			
	細見川			
	西松川			

由良川	峠ヶ鼻川	R 7. 5	https://www.pref.kyoto.jp/sabo/kouzui_sinsui/kouzuisinsuisouteikuiki.html	京都府
	友渕川			
	猪鼻川			
	加用川			
	大砂利川			
	法川			
	大谷川			

第2 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置は、**福知山市地域防災計画**に定める**河川災害防災計画（一般計画編 第2部 第3章）**によるものとする。

第3 洪水・土砂災害ハザードマップ

福知山市における洪水・土砂災害ハザードマップを住民、滞在者その他の者に周知させるための措置は、次のとおりである。

〔洪水・土砂災害ハザードマップの周知方法〕

公表時点	令和6年3月
公表HPアドレス	https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/site/hazardmap/62686.html
印刷物の配布	市民課窓口（本市への転入手続き時に配布）
	危機管理室、各支所、消防署及び各分署（希望者に対し随時配布）

第4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

福知山市から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は、**福知山市地域防災計画**に定める**要配慮者対策計画（一般計画編第2部第23章）**によるものとする。

第5 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

なお、令和7年3月時点、福知山市には大規模工場等の該当施設はない。

第18章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定

水防管理団体は、次節に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第2節 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

第3節 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携のもとに前節の業務を行わなければならない。
また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第4節 水防協力団体の申請・指定及び運用

福知山市は、水防協力団体の申請があった場合は、**福知山市水防協力団体指定要領（資料1）**を基に指定することとする。また指定の際は、あわせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるよう、**福知山市における水防協力団体との水防協働活動実施要領（資料2）**によるものとする。

第19章 附則

第1節 各機関との関係

水防管理者は、この計画の実施について、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所、陸上自衛隊第7普通科連隊、京都府中丹広域振興局、京都府中丹西土木事務所、京都府警察本部福知山警察署、西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部福知山駅、西日本電信電話株式会社京都支店及びその他の関係機関と細目事項について協議しておくものとする。

令和6年12月末時点

直轄河川重要水防箇所箇所別調査書

事務所名: 福知山河川国道事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする流 量を現況河道 に流した時の 水位(T.P. m)	⑪ 現堤防高 (橋梁・柵下高) (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 相当 出張所	⑭ 備考
1	由良川	左	越水(溢水)	B	宮津市由良	0.1~0.3	204	8,500	252	3.00	1.5	舞鶴	0.2k ※1
2	由良川	左	越水(溢水)	A	宮津市由良~石浦	0.3~2.3	1,959	8,500	280	1.19	1.5	舞鶴	0.4k ※1
3	由良川	左	越水(溢水)	B	宮津市石浦	2.5~2.7	193	8,500	391	3.96	1.5	舞鶴	2.6k
4	由良川	左	越水(溢水)	A	宮津市石浦~舞鶴市丸田	2.7~7.1	4,072	8,500	383	2.00	1.5	舞鶴	2.8k ※1
5	由良川	左	越水(溢水)	A	舞鶴市丸田~大川	7.1~9.1	2,096	8,500	7.35	7.92	1.5	舞鶴	7.2k ※1
6	由良川	左	越水(溢水)	B	舞鶴市大川	9.1~9.5	384	8,500	8.80	8.75	1.5	舞鶴	9.2k
7	由良川	左	越水(溢水)	B	舞鶴市大川	9.5~9.7	177	8,500	8.92	10.39	1.5	舞鶴	9.6k ※1
8	由良川	左	越水(溢水)	A	舞鶴市大川~志高	9.7~10.1	400	8,500	9.04	5.12	1.5	舞鶴	9.8k ※1
9	由良川	左	越水(溢水)	B	舞鶴市志高	10.1~11.1	949	8,500	9.25	9.31	1.5	舞鶴	10.2k
10	由良川	左	越水(溢水)	A	舞鶴市志高	11.1~11.5	251	8,500	9.70	9.57	1.5	舞鶴	11.2k
11	由良川	左	越水(溢水)	B	舞鶴市志高	11.5~11.9	350	8,500	9.97	10.37	1.5	舞鶴	11.6k
12	由良川	左	越水(溢水)	A	舞鶴市志高	11.9~12.1	151	8,500	9.98	9.90	1.5	舞鶴	12.0k
13	由良川	左	越水(溢水)	B	舞鶴市志高	12.1~12.7	504	8,500	10.03	10.15	1.5	舞鶴	12.2k
14	由良川	左	越水(溢水)	A	舞鶴市志高~岡田由里	12.7~13.3	499	8,500	10.36	10.23	1.5	舞鶴	12.8k
15	由良川	左	越水(溢水)	B	舞鶴市岡田由里	13.3~14.1	890	8,500	10.60	11.27	1.5	舞鶴	13.4k
16	由良川	左	越水(溢水)	A	舞鶴市地頭	14.1~15.7	1,608	8,500	11.01	9.84	1.5	舞鶴	14.2k
17	由良川	左	越水(溢水)	A	舞鶴市地頭~福知山市大江町北有路	16.1~21.1	4,620	8,100	12.30	11.17	1.5	舞鶴	16.2k
18	由良川	左	水衝・洗掘	B	福知山市大江町北有路	21.1~21.2	34	8,100	14.46	16.46	1.5	舞鶴	21.2k
19	由良川	左	越水(溢水)	A	福知山市大江町北有路	21.3~22.9	1,502	8,100	14.81	14.28	1.5	舞鶴	21.4k
20	由良川	左	越水(溢水)	A	福知山市大江町河守	24.7~24.9	316	8,100	16.29	16.26	1.5	舞鶴	24.8k
21	由良川	左	越水(溢水)	B	福知山市大江町河守	24.9~25.3	443	7,700	16.26	16.49	1.5	舞鶴	25.0k
22	由良川	左	越水(溢水)	B	福知山市大江町河守~公庄	25.5~28.5	2,955	7,700	16.22	16.68	1.5	舞鶴	25.6k
23	由良川	左	水衝・洗掘	B	福知山市大江町公庄	28.1~28.2	91	7,700	17.25	17.48	1.5	舞鶴	28.2k
24	由良川	左	越水(溢水)	A	福知山市大江町日暮~下天津	28.5~30.5	2,009	7,700	17.41	15.32	1.5	舞鶴	28.6k ※1
25	由良川	左	越水(溢水)	A	福知山市下天津	30.7~31.1	394	7,700	18.38	18.89	1.5	舞鶴	30.8k
26	由良川	左	越水(溢水)	B	福知山市下天津~上天津	31.1~31.9	861	7,700	18.38	19.64	1.5	舞鶴	31.2k ※1
27	由良川	左	水衝・洗掘	B	福知山市上天津	31.7~31.8	123	7,700	18.40	19.67	1.5	舞鶴	31.8k
28	由良川	左	越水(溢水)	B	福知山市下天津~上天津	32.1~35.3	2,981	7,700	19.01	19.64	1.5	舞鶴	32.2k ※1
29	由良川	左	基礎地盤漏水	B	福知山市荒河	34.7~34.9	207	6,700	20.09	21.13	1.5	福知山	34.8k ※4
30	由良川	左	堤体漏水	B	福知山市荒河~和久市	34.7~35.9	1,241	6,700	20.09	21.13	1.5	福知山	34.8k ※2、※3
31	由良川	左	越水(溢水)	B	福知山市和久市~内記	35.5~37.5	2,254	6,700	20.56	21.79	1.5	福知山	35.6k
32	由良川	左	基礎地盤漏水	B	福知山市和久市	35.7~36.1	499	6,700	20.71	21.88	1.5	福知山	35.8k ※4、※5
33	由良川	左	堤体漏水	B	福知山市和久市~寺町	36.3~36.5	186	6,700	21.05	21.59	1.5	福知山	36.4k ※2
34	由良川	左	堤体漏水	B	福知山市内記	37.3~37.5	302	6,700	21.74	22.47	1.5	福知山	37.4k ※2
35	由良川	左	堤体漏水	B	福知山市郷~土師	37.7~38.7	1,101	6,700	21.89	23.11	1.5	福知山	37.8k ※2
36	由良川	左	越水(溢水)	B	福知山市郷~土師	37.7~38.1	406	5,200	21.89	23.11	1.5	福知山	37.8k
37	由良川	左	越水(溢水)	A	福知山市前田	38.9~40.1	777	5,200	23.19	23.04	1.5	福知山	39.0k

⑨~⑪の値は、⑭記載の地点における値である。

※1 無堤区間

※2 *≧0.01 (堤体漏水判定基準)

※3 算法すべりNG (堤体漏水判定基準)

※4 G/W≦1.0 (基礎地盤漏水判定基準)

※5 ≧0.5 (基礎地盤漏水判定基準)

[左岸側]

直轄河川重要水防箇所箇所別調査
令和6年12月末時点
事務所名:福知山河川国道事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする流 量を現況河道 に流した時の 水位(T.P. m)	⑪ 現況防高 (橋梁:桁下高) (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
38	由良川	左	越水(溢水)	B	福知山市前田	40.1~40.3	142	5,200	25.11	25.57	1.5	福知山	402k
39	由良川	左	越水(溢水)	A	福知山市前田~川北	40.3~40.9	592	5,200	25.20	24.22	1.5	福知山	404k
40	由良川	左	越水(溢水)	B	福知山市川北~綾部市大島町	40.9~46.1	4,969	5,200	25.76	26.30	1.5	福知山	410k
41	由良川	左	堤体漏水	B	福知山市興~綾部市大島町	43.9~46.9	2,913	5,200	29.26	29.94	1.5	福知山	440k ※2
42	由良川	左	越水(溢水)	A	綾部市大島町	46.1~46.3	191	5,200	32.46	32.67	1.5	福知山	462k
43	由良川	左	越水(溢水)	B	綾部市大島町	46.3~47.5	1,321	5,200	32.88	32.96	1.5	福知山	464k
44	由良川	左	越水(溢水)	B	綾部市延町~青野町	47.7~50.3	2,332	5,200	34.93	35.93	1.5	福知山	478k
45	由良川	左	堤体漏水	B	綾部市延町	48.1~48.5	384	5,200	35.44	36.49	1.5	福知山	482k ※2、※3
46	由良川	左	堤体漏水	B	綾部市井倉町	48.9~49.7	672	5,200	37.28	38.13	1.5	福知山	490k ※2
47	由良川	左	越水(溢水)	B	綾部市青野町	50.5~52.1	1,094	4,800	40.66	41.93	1.5	福知山	506k
48	由良川	左	堤体漏水	B	綾部市青野町	51.3~51.5	107	4,800	41.53	42.72	1.5	福知山	514k ※2、※3
49	由良川	左	越水(溢水)	B	綾部市並松町	52.3~52.5	226	4,800	43.31	44.72	1.5	福知山	524k
50	由良川	左	堤体漏水	B	綾部市並松町	52.3~52.5	226	4,800	43.31	44.72	1.5	福知山	524k ※2
51	由良川	左	越水(溢水)	A	綾部市並松町~野田町	52.5~53.7	1,276	4,800	43.53	42.66	1.5	福知山	526k ※1
52	由良川	左	越水(溢水)	B	綾部市野田町	53.7~54.1	331	4,800	46.86	47.58	1.5	福知山	538k ※1
ア	由良川	左	工作物	B	舞鶴市八田	8.3	—	8,500	8.30	(8.41)	1.5	舞鶴	大川橋
イ	由良川	左	工作物	A	舞鶴市志高	11.3	—	8,500	9.80	(8.30)	1.5	舞鶴	岡田下橋
ウ	由良川	左	工作物	A	福知山市大江町三河	18.1	—	8,100	13.70	(4.06)	1.5	舞鶴	三河橋
エ	由良川	左	工作物	A	福知山市大江町河守	25.4	—	7,700	16.25	(16.09)	1.5	舞鶴	大江美河橋
オ	由良川	左	工作物	A	福知山市大江町公庄	27.8	—	7,700	16.99	(7.91)	1.5	舞鶴	在田橋
カ	由良川	左	工作物	A	福知山市上天津	31.8	—	7,700	18.40	(15.88)	1.5	舞鶴	茅巻橋
キ	由良川	左	工作物	B	福知山市呉服	37.1	—	6,700	21.51	(22.91)	1.5	福知山	音無瀬橋
ク	由良川	左	工作物	A	福知山市土師	38.6	—	5,200	22.69	24.57	1.5	福知山	愛宕瀬管
ケ	由良川	左	工作物	B	福知山市川北	40.9	—	5,200	25.50	(26.90)	1.5	福知山	川北橋
コ	由良川	左	工作物	B	綾部市小貝町	45.1	—	5,200	30.83	(30.95)	1.5	福知山	新小貝橋
サ	由良川	左	工作物	B	綾部市大島町	47.6	—	5,200	34.52	(34.97)	1.5	福知山	以久田橋
シ	由良川	左	工作物	B	綾部市井倉町	49.3	—	5,200	37.99	(38.20)	1.5	福知山	位田橋
ス	由良川	左	工作物	A	綾部市青野町	50.2	—	4,800	39.84	40.70	1.5	福知山	青野第二橋門
セ	由良川	左	工作物	B	綾部市青野町	50.4	—	4,800	40.17	(40.78)	1.5	福知山	白瀬橋
ソ	由良川	左	工作物	A	綾部市青野町	50.7	—	4,800	40.83	42.11	1.5	福知山	青野瀬管
タ	由良川	左	工作物	B	綾部市青野町	51.9	—	4,800	42.87	(44.22)	1.5	福知山	下田良川橋梁
チ	由良川	左	工作物	B	綾部市並松町	52.6	—	4,800	43.53	(43.74)	1.5	福知山	綾部大橋
	由良川	計					54,765	重要度A及びBの延長合計					
							47,615	重要度A及びBの延長合計から重複分を扣除					

[左岸側]

⑨～⑪の値は、⑬記載の地点における値である。
※1 無堤区間
※2 ≧0.01 (堤体漏水判定基準)
※3 更迭すべりNG (堤体漏水判定基準)
※4 G/W≦1.0 (基礎地盤漏水判定基準)
※5 ≧0.5 (基礎地盤漏水判定基準)

令和6年12月末時点

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

事務所名:福知山河川国道事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする流 量を現況河道 に流した時の 水位(T.P. m)	⑪ 現堤防高 (橋梁:桁下高) (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
53	土師川	左	堤体漏水	B	福知山市堀	0.1~0.3	216	2,400	22.10	25.79	1.5	福知山	0.2k ※2
54	土師川	左	越水(溢水)	B	福知山市堀	0.3~1.7	1,146	2,400	22.11	23.21	1.5	福知山	0.4k
55	土師川	左	基礎地盤漏水	B	福知山市堀	0.5~0.9	394	2,400	22.21	23.23	1.5	福知山	0.6k ※4、※5
56	土師川	左	堤体漏水	B	福知山市堀	2.1~2.3	195	2,400	22.55	25.37	1.5	福知山	2.2k ※2、※3
ッ	土師川	左	工作物	B	福知山市堀	0.2	—	2,400	22.10	(22.79)	1.5	福知山	土師川橋梁
ヅ	土師川	左	工作物	B	福知山市堀	0.6	—	2,400	22.21	(23.21)	1.5	福知山	土師川橋
ト	土師川	左	工作物	A	福知山市堀	2.2	—	2,400	22.55	25.37	1.5	福知山	堀井口堰取水樋門
	土師川	計					1,951	重要度A及びBの延長合計					
							1,557	重要度A及びBの延長合計から重複分を控除					
事務所左岸 計													
							56,716	重要度A及びBの延長合計					
							49,172	重要度A及びBの延長合計から重複分を控除					

⑦距離杭は範囲を示したものであり、⑧の実延長とは異なる。

[左岸側]

⑨～⑪の値は、⑬記載の地点における値である。
※1 無堤区間
※2 $t \geq 0.01$ (堤体漏水判定基準)
※3 真法すべりNG (堤体漏水判定基準)
※4 $G/W \leq 1.0$ (基礎地盤漏水判定基準)
※5 $1 \geq 0.5$ (基礎地盤漏水判定基準)

令和6年12月末時点

直轄河川重要水防箇所箇所別調査書

事務所名: 福知山河川国道事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする流 量を現況河道 に流した時の 水位(T.P. m)	⑪ 現堤防高 (橋梁 桁下高) (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
1	由良川	右	越水(溢水)	A	舞鶴市西神崎～蒲江	0.0～3.7	3677	8,500	2.48	1.92	1.5	舞鶴	0.0k ※1
2	由良川	右	越水(溢水)	B	舞鶴市水間	4.1～4.3	2473	8,500	5.06	6.46	1.5	舞鶴	4.2k
3	由良川	右	水衝・流堀	B	舞鶴市中山	4.8～4.9	80	8,500	5.16	6.83	1.5	舞鶴	4.8k
4	由良川	右	越水(溢水)	B	舞鶴市中山	5.3～5.5	193	8,500	5.97	6.94	1.5	舞鶴	5.4k
5	由良川	右	越水(溢水)	B	舞鶴市下東～上東	5.9～8.5	2,591	8,500	6.89	7.59	1.5	舞鶴	6.0k
6	由良川	右	水衝・流堀	B	舞鶴市上東	7.0～7.1	84	8,500	7.38	7.85	1.5	舞鶴	7.0k
7	由良川	右	越水(溢水)	A	舞鶴市三日市	8.5～8.7	170	8,500	8.42	4.94	1.5	舞鶴	8.6k ※1
8	由良川	右	越水(溢水)	A	舞鶴市三日市	8.7～10.1	1,290	8,500	8.48	8.89	1.5	舞鶴	8.8k
9	由良川	右	越水(溢水)	B	舞鶴市三日市	10.1～10.3	207	8,500	9.25	7.16	1.5	舞鶴	10.2k ※1
10	由良川	右	越水(溢水)	A	舞鶴市久田美	10.5～11.1	724	8,500	9.51	3.65	1.5	舞鶴	10.8k ※1
11	由良川	右	水衝・流堀	A	舞鶴市久田美	11.0～11.1	78	8,500	9.75	5.35	1.5	舞鶴	11.0k
12	由良川	右	越水(溢水)	B	舞鶴市久田美	11.1～11.3	150	8,500	9.70	9.71	1.5	舞鶴	11.2k ※1
13	由良川	右	越水(溢水)	A	舞鶴市久田美～福知山市大江町	11.3～23.7	11,364	8,500	9.90	8.01	1.5	舞鶴	11.4k ※1
14	由良川	右	水衝・流堀	A	舞鶴市桑原上	14.7～14.8	125	8,500	11.27	6.45	1.5	舞鶴	14.8k
15	由良川	右	水衝・流堀	B	福知山市大江町南有路	21.1～21.2	100	8,100	14.46	13.87	1.5	舞鶴	21.2k
16	由良川	右	越水(溢水)	B	福知山市大江町千原	24.3～25.3	780	8,100	15.79	16.12	1.5	舞鶴	24.4k
17	由良川	右	越水(溢水)	B	福知山市大江町千原～河東	25.5～27.5	1,913	7,700	16.22	16.59	1.5	舞鶴	25.6k
18	由良川	右	越水(溢水)	A	福知山市大江町在田～菅巻	27.5～29.5	1,877	7,700	16.79	9.96	1.5	舞鶴	27.6k ※1
19	由良川	右	越水(溢水)	A	福知山市菅巻	29.9～31.7	1,601	7,700	18.06	16.57	1.5	舞鶴	30.0k ※1
20	由良川	右	水衝・流堀	B	福知山市菅巻	31.7～31.8	88	7,700	18.40	19.80	1.5	舞鶴	31.8k ※1
21	由良川	右	越水(溢水)	B	福知山市菅巻～池部	31.7～32.9	1,192	7,700	18.40	19.80	1.5	福知山	31.8k ※1
22	由良川	右	越水(溢水)	B	福知山市池部～中	33.1～35.3	1,873	6,700	19.74	20.51	1.5	福知山	33.2k
23	由良川	右	基礎地盤漏水	B	福知山市池部	33.3～33.5	236	6,700	19.76	20.31	1.5	福知山	33.4k ※4
24	由良川	右	堤体漏水	B	福知山市池部～中	34.9～35.3	383	6,700	20.18	21.27	1.5	福知山	35.0k ※2
25	由良川	右	越水(溢水)	B	福知山市中～猪崎	35.5～38.3	2,155	6,700	20.56	21.57	1.5	福知山	35.6k
26	由良川	右	堤体漏水	B	福知山市中～猪崎	35.7～36.7	958	6,700	20.71	21.76	1.5	福知山	35.8k ※2, ※3
27	由良川	右	基礎地盤漏水	A	福知山市中～猪崎	35.9～36.9	987	6,700	20.79	22.03	1.5	福知山	36.0k ※5
28	由良川	右	堤体漏水	B	福知山市猪崎	36.7～36.9	197	6,700	21.26	22.36	1.5	福知山	36.8k ※2, ※3
29	由良川	右	堤体漏水	B	福知山市猪崎	36.9～37.1	199	6,700	21.40	22.50	1.5	福知山	37.0k ※2
30	由良川	右	越水(溢水)	A	福知山市猪崎～川北	38.9～40.1	1,052	5,200	23.19	20.40	1.5	福知山	39.0k ※1
31	由良川	右	越水(溢水)	B	福知山市川北	40.1～42.3	1,983	5,200	25.11	25.57	1.5	福知山	40.2k
32	由良川	右	越水(溢水)	A	福知山市川北～綾部市私市町	42.3～43.7	1,413	5,200	27.30	25.77	1.5	福知山	42.4k ※1
33	由良川	右	越水(溢水)	B	綾部市私市町～位田町	43.7～48.5	4,665	5,200	28.97	29.73	1.5	福知山	43.8k
34	由良川	右	堤体漏水	B	綾部市小貝町～栗町	44.9～47.3	2,317	5,200	30.67	31.18	1.5	福知山	45.0k ※2
35	由良川	右	水衝・流堀	B	綾部市小貝町	45.1～45.2	106	5,200	30.98	31.44	1.5	福知山	45.2k

[右岸側]

⑨～⑪の値は、⑨記載の地点における値である。

※1 無堤区間

※2 $t \geq 0.01$ (堤体漏水判定基準)

※3 真法すべりNG (堤体漏水判定基準)

※4 $G/W \leq 1.0$ (基礎地盤漏水判定基準)※5 ≥ 0.5 (基礎地盤漏水判定基準)

令和6年12月末時点

直轄河川重要水防箇所箇別調査

事業所名: 福知山河川国道事業所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする流 量を現況河道 に流した時の 水位(T.P. m)	⑪ 現堤防高 (橋梁: 桁下高) (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 相当 出張所	⑭ 備考
36	由良川	右	水衝・洗掘	B	綾部市小貝町	45.4~45.5	84	5,200	31.17	31.80	1.5	福知山	45.4k
37	由良川	右	水衝・洗掘	B	綾部市小貝町	45.6~45.7	100	5,200	31.36	32.05	1.5	福知山	45.6k
38	由良川	右	水衝・洗掘	B	綾部市栗町	47.2~47.3	96	5,200	33.92	34.73	1.5	福知山	47.2k
39	由良川	右	水衝・洗掘	B	綾部市位田町	47.9~48.0	84	5,200	35.05	36.14	1.5	福知山	48.0k
40	由良川	右	越水(溢水)	B	綾部市位田町~里町	48.7~50.3	1,608	5,200	36.67	37.76	1.5	福知山	48.8k
41	由良川	右	越水(溢水)	B	綾部市里町	50.5~50.7	249	4,800	40.66	41.73	1.5	福知山	50.6k
42	由良川	右	越水(溢水)	B	綾部市里町~味方町	51.1~51.5	382	4,800	41.45	42.46	1.5	福知山	51.2k
43	由良川	右	越水(溢水)	B	綾部市味方町	51.7~52.5	772	4,800	42.49	43.64	1.5	福知山	51.8k
44	由良川	右	堤体漏水	B	綾部市味方町	52.5~52.7	210	4,800	43.53	46.03	1.5	福知山	52.6k ※2
45	由良川	右	越水(溢水)	B	綾部市味方町	53.1~53.9	713	4,800	45.23	46.02	1.5	福知山	53.2k ※1
46	由良川	右	越水(溢水)	A	綾部市味方町	53.9~54.1	131	4,800	47.94	46.87	1.5	福知山	54.0k ※1
ア	由良川	右	工作物	B	舞鶴市上里	8.3	—	8,500	8.30	(8.41)	1.5	舞鶴	大川橋
イ	由良川	右	工作物	A	舞鶴市志高	11.3	—	8,500	9.80	(8.30)	1.5	舞鶴	岡田下橋
ウ	由良川	右	工作物	A	福知山市大江町三箇	18.1	—	8,100	13.70	(4.06)	1.5	舞鶴	三河橋
エ	由良川	右	工作物	A	福知山市大江町千原	25.4	—	7,700	16.25	(16.09)	1.5	舞鶴	大江美河橋
オ	由良川	右	工作物	A	福知山市大江町在田	27.8	—	7,700	16.99	(7.91)	1.5	舞鶴	在田橋
カ	由良川	右	工作物	A	福知山市等々	31.8	—	7,700	18.40	(15.88)	1.5	舞鶴	等々橋
キ	由良川	右	工作物	B	福知山市猪崎	37.1	—	6,700	21.51	(22.91)	1.5	福知山	音無瀬橋
ク	由良川	右	工作物	B	福知山市川北	40.9	—	5,200	25.50	(26.90)	1.5	福知山	川北橋
ケ	由良川	右	工作物	B	綾部市小貝町	45.1	—	5,200	30.83	(30.95)	1.5	福知山	新小貝橋
コ	由良川	右	工作物	B	綾部市位田町	47.6	—	5,200	34.52	(34.97)	1.5	福知山	以久田橋
サ	由良川	右	工作物	A	綾部市位田町	48.0	—	5,200	35.05	36.14	1.5	福知山	瀬戸川樋門
シ	由良川	右	工作物	B	綾部市位田町	49.3	—	5,200	37.99	(38.20)	1.5	福知山	位田橋
ス	由良川	右	工作物	B	綾部市里町	50.4	—	4,800	40.17	(40.78)	1.5	福知山	白瀬橋
セ	由良川	右	工作物	B	綾部市味方町	51.9	—	4,800	42.87	(44.22)	1.5	福知山	下由良川橋梁
ソ	由良川	右	工作物	B	綾部市味方町	52.6	—	4,800	43.53	(43.74)	1.5	福知山	縁部大橋
	由良川	計					51,480	重要度A及びBの延長合計					
							45,255	重要度A及びBの延長合計から重複分を控除					

[右岸側]

⑨～⑪の値は、⑬記載の地点における値である。
※1 無堤区間
※2 $t \geq 0.01$ (堤体漏水判定基準)
※3 専法すべりNG (堤体漏水判定基準)
※4 $G/W \leq 1.0$ (基礎地盤漏水判定基準)
※5 ≥ 0.5 (基礎地盤漏水判定基準)

令和6年12月末時点

直轄河川重要水防箇所箇所別調査

事務所名: 福知山河川国道事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする流 量を現況河道 に流した時の 水位(T.P. m)	⑪ 現堤防高 (橋梁: 桁下高) (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
47	土師川	右	越水(溢水)	B	福知山市土師宮町	0.1~1.1	896	2,400	22.10	23.39	1.5	福知山	0.2k
48	土師川	右	堤体漏水	B	福知山市土師宮町~土師新町	0.2~1.7	1,559	2,400	22.10	23.39	1.5	福知山	0.2k ※2、※3
49	土師川	右	基礎地盤漏水	B	福知山市土師宮町	0.2~0.5	301	2,400	22.10	23.39	1.5	福知山	0.2k ※5
50	土師川	右	越水(溢水)	B	福知山市土師新町	1.3~1.5	208	2,400	22.53	23.94	1.5	福知山	1.4k
51	土師川	右	越水(溢水)	A	福知山市土師新町~土師	1.9~2.3	383	2,400	22.77	20.67	1.5	福知山	2.0k ※1
夕	土師川	右	工作物	B	福知山市土師宮町	0.2	—	—	22.10	(22.79)	1.5	福知山	土師川橋梁
チ	土師川	右	工作物	B	福知山市土師宮町	0.6	—	2,400	22.21	(23.21)	1.5	福知山	土師川橋
	土師川 計						3,347	重要度A及びBの延長合計					
							1,942	重要度A及びBの延長合計から重複分を控除					
	事務所右岸 計						54,827	重要度A及びBの延長合計					
							47,197	重要度A及びBの延長合計から重複分を控除					

⑦距離杭は範囲を示したものであり、⑧の延長とは異なる。

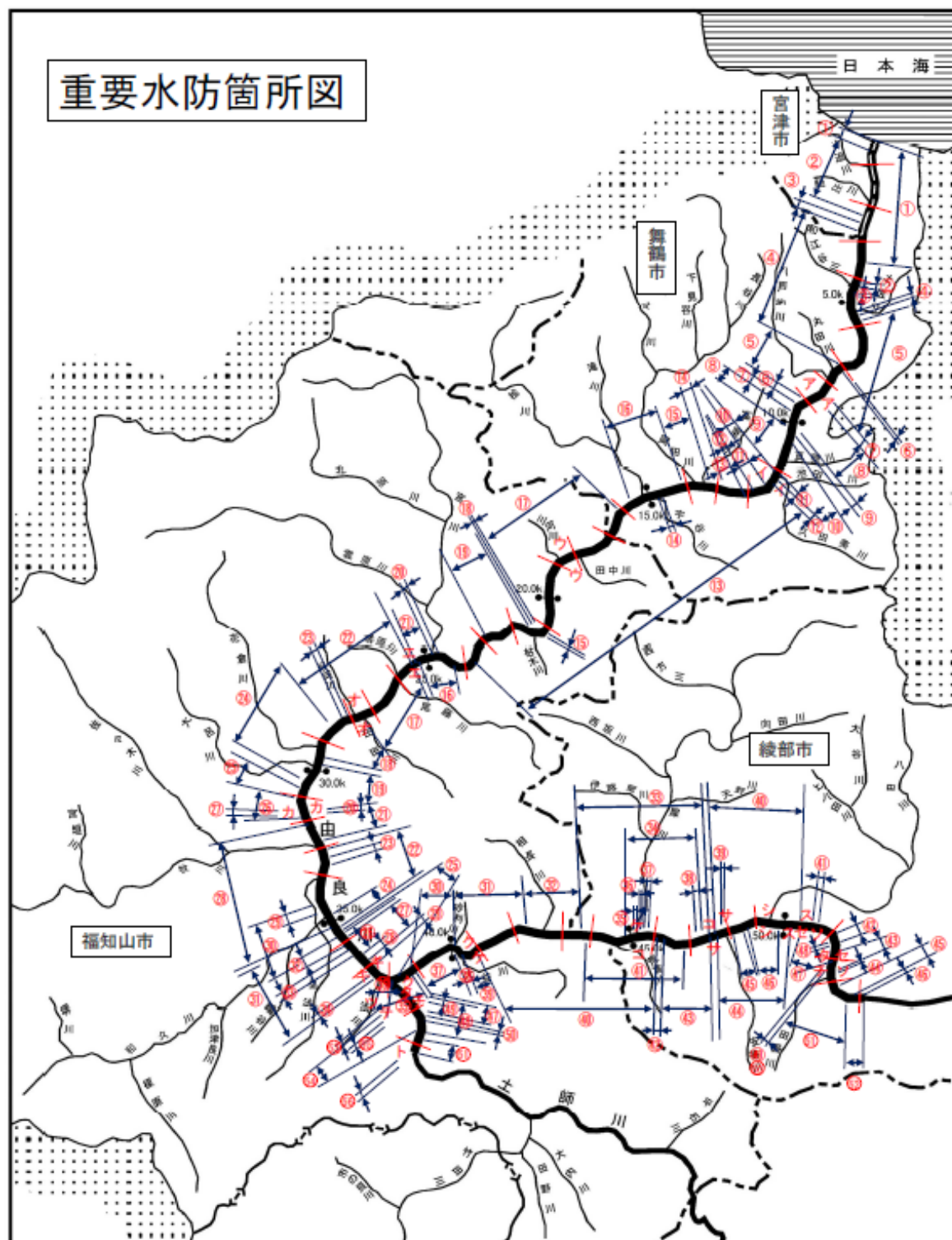
[右岸側]

⑨~⑪の値は、⑭記載の地点における値である。
※1 無堤区間
※2 $t \geq 0.01$ (堤体漏水判定基準)
※3 真法すべりNG (堤体漏水判定基準)
※4 $G/W \leq 1.0$ (基礎地盤漏水判定基準)
※5 $I \geq 0.5$ (基礎地盤漏水判定基準)

[illegible][illegible]

⑦距離杭は範囲を示したものであり、⑧の実延長とは異なる。

別表1(参考図)



別表 2

〔京都府重要水防区域調査〕

中丹西土木事務所管内

水系名	河川名	担当水防管理団体	(うち、特に重要な区域) 重 要 水 防 区 域		延 長 m	予想被害原因 及び 予想水防工法	備 考
			左右 岸別	区 間			
由良川	花倉川	福知山市	左	一尾	300		
〃	牧 川	〃	(左) 左	(梅谷) 梅谷	100 300	浸水：竹流し	水防警報
〃	〃	〃	(右) 右	(野花) 野花	50 800	溢水：積土俵	水防警報
〃	佐々木川	〃	右	一ノ宮	400		
〃	〃	〃	左	日尾	300		
〃	和久川	〃	左	今安	500		水防警報
〃	土師川	〃	左	堀越	200		
〃	〃	〃	右	三俣	300		水防警報
〃	〃	〃	左	池田	300		水防警報
〃	〃	〃	左	長田南	1,000		水防警報
〃	竹田川	〃	左	野間仁田	500		
〃	大谷川	〃	(右) 右	(石原) 石原	200 400	溢水：積土俵	
〃	法 川	〃	左 右	堀口	各400		
〃	宮 川	〃	(左) 左	(大江町内宮) 大江町内宮	100 400	溢水：積土俵	水防警報
〃	〃	〃	左	大江町金屋	700		水防警報
〃	雲原川	〃	左	大江町天田内	700		
〃	〃	〃	右	大江町天田内	100		
〃	牧 川	〃	(左) 左	(夜久野町向) 夜久野町向	100 200	溢水：積土俵	水防警報
〃	〃	〃	左	夜久野町井田	400		水防警報
〃	〃	〃	(右) 左 右	(夜久野町中田) 夜久野町中田	200 各500	溢水：積土俵	
〃	畑 川	〃	(右) 右	(夜久野町今西中) 夜久野町今西中	300 1,200	溢水：積土俵	
			(7) 2 3		1,050 10,800		

別表 3

〔京都府河川重点警戒箇所調査〕

中丹西土木事務所管内

水系名	河川名	担当水防管理団体	河川重点警戒箇所		延長 m	区分	重要水防区域との重複	備 考
			左右 岸別	区 間				
由良川	牧 川	福知山市	左	石本～十二地先	1,500	①		
			右	〃	2,900	①	一部区間	
〃	和久川	〃	左 右	上荒河地先～岩井地先	各 850	①		
〃	和久川	〃	右	新庄地先	300	①		
〃	和久川	〃	右	新庄地先	1,400	①		
〃	嶋谷川	〃	左	新庄地先	700	①		
〃	土師川	〃	右	高畑地先	500	①		
〃	土師川	〃	左	下地地先～島田地先	1,400	①		
〃	土師川	〃	左	三俣地先	500	①	一部区間	
			右	〃	200	①	全区間	
〃	竹田川	〃	右	下地地先～笹場地先	1,600	①	一部区間	
	5 河川				12,700			

別表 4

〔消防部 水防動員計画表〕

消 防 機 関 名	集 合 場 所	水防出動人員		
		水防 1 号動員	水防 2 号動員	水防 3 号動員
消 防 本 部	消 防 本 部	5 人	1 3 人	全 員
消 防 署	消 防 署	9 人 (状況で消防隊 ・救急隊増隊)	2 8 人 (状況で消防隊 ・救急隊増隊)	全 員
団 本 部	消防本部 他 (指定された場所)	全 員	全 員	全 員
中 央	中隊本部		分団本部(団長指示)	全 員
大 正	〃		〃	〃
雀 部	〃		〃	〃
庵 我	〃		〃	〃
修 斉	〃		〃	〃
西 中	〃		〃	〃
下 川	〃		〃	〃
上 豊	〃		〃	〃
上 六	〃		〃	〃
中 六	〃		〃	〃
下 六	〃		〃	〃
上 川	〃		〃	〃
金 谷	〃		〃	〃
三 岳	〃		〃	〃
金 山	〃		〃	〃
雲 原	〃		〃	〃
佐 賀	〃		〃	〃
菟 原	〃		〃	〃
細 見 川 合	〃		〃	〃
上 夜 久 野	〃		〃	〃
中 夜 久 野	〃		〃	〃
下 夜 久 野	〃		〃	〃
河 守	〃		〃	〃
河 守 上	〃		〃	〃
河 西	〃		〃	〃
河 東	〃		〃	〃
有 路 上	〃		〃	〃
有 路 下	〃		〃	〃

※水防 1 号動員は、災害警戒本部 2 号配備と動員数は同等

水防 2 号動員は、災害対策本部 1 号動員と動員数は同等

水防 3 号動員は、災害対策本部 2 号動員と動員数は同等

別表 5

〔通行規制区間及び基準〕

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別		主要地方道		規制区間				交通量 台／12h	規制基準				危険内容	迂回路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
路線名	担当 事務 所名	自 至	郡市 郡市	町村字 町村字	延長 (km)	規制基準値 (mm)			気象観測所											
						通行注意					通行止									
						時間雨量	連続雨量				時間雨量	連続雨量								
(9 号) 綾部大江宮津線	中丹西 丹 後	福知山市大江町毛原 ～宮津市岩戸 (普甲峠)			9.2	1,408	100	150	大江山テレメーター(河) 岩戸テレメーター(河)	落石 土砂崩落	(国)176号 (国)175号 (国)178号	A-1 B-2	無	0	0	S49	40380 遮断装置 2カ所			
(6 3 号) 山東大江線	中丹西	福知山市大江町天田内 ～福知山市天座			6.3	45	100	150	大雲崎テレメーター(河) 下野糸テレメーター(河)	落石 土砂崩落 路肩決壊	(国)175号 (国)176号	A-1 B-2	無	1	1.5	S56	41850 遮断装置 2カ所			

(注)規制基準値は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量・・・・4時間以内の中断は連続降雨量。

道路種別 一般府道

路線名	担当 事務 所名	規制区間		交通量 台／12h	規制基準		危険内容	迂回路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 遮断交通 遮断装置	
		自 至	郡市 郡市		町村字 町村字	延長 (km)					規制基準値 (mm)				気象観測所
											通行注意 時間雨量 連続雨量	通行止 時間雨量 連続雨量			
(1 0 9 号) 福知山山南線	中丹西	福知山市奥榎原 ～兵庫県境 (穴裏峠)	3.0	1,346	100	150	上豊富テレメーター(河)	落石 土砂崩落	(国)429号	A-1 B-1	無	0	0	S45	60020 遮断装置 1 箇所

(注)規制基準値は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量・・・・4時間以内の中断は連続降雨量。

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	担当事務所名	規制区間		交通量 台／日	規制条件（通行止め）	危険内容	迂回路	道路情報版	道路モニター	前年度 通行止実績		指定 年度	備考 遮断交通 遮断装置	
		自 至	郡市 郡市 町村字 町村字							延長 (km)	回数			延時間
175号	中丹西	福知山市牧 福知山市大江町上野		6.7	13,266	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-4	無	0	0	H17	11150 遮断装置 3か所
175号	中丹西 中丹東	福知山市大江町上野 舞鶴市八田		14.9	4,909	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-4 C-2	有	0	0	H17	11180 遮断装置 9か所
(55号) 舞鶴福知山線	中丹東 中丹西	舞鶴市上東 福知山市中		25.7	1,238 ～3,141	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-1 B-2	有	0	0	H17	41610～41650 遮断装置 2か所
(493号) 西坂蓼原線	中丹西	福知山市大江町河守 (KTRアンダーパス) 福知山市大江町河守		0.1	(一)	路面冠水深が15cmに達したとき	冠水		なし	無	1	41.5	H26	61390

上記路線に接続する路線（国道176号、綾部大江宮津線、志高西舞鶴線、舞鶴宮津線、菅巻牧線、私市大江線、西坂蓼原線、二俣三河線、綾部大江線、金河内地頭線、内宮地頭線、西方寺岡田由里線、念仏峠線、東雲停車場線）の一部についても通行規制を実施

様式第 1 号(1)

〔被害状況報告（１）〕

第 報		福知山市 本部		月 日 時現在		受信時刻		月 日 時		発信者			
										受信者			
市 町 村 名				福 知 山 市									
発 生 年 月 日													
項 目			単位	符号	・	・	・	・	・	・	・	・	
人的被害	死	者	人	1									
	行方不明	者	人	2									
	負傷者	重傷	人	3									
		軽傷	人	4									
住家被害	全壊（焼）	棟	5										
		世帯	6										
		人	7										
	半壊（焼）	棟	8										
		世帯	9										
		人	10										
	一部破損	棟	11										
		世帯	12										
		人	13										
	浸床 上	棟	14										
		世帯	15										
		人	16										
	浸床 下	棟	17										
		世帯	18										
		人	19										
	非住家	公共建物	棟	20									
		その他	棟	21									
	その他の被害	田	流出・埋没	ha	22								
			浸水	ha	23								
畑		流出・埋没	ha	24									
		浸水	ha	25									
文教施設		箇所	26										
病院		箇所	27										
道路		浸水	箇所	28									
		崩壊	箇所	29									
その他		箇所	30										
橋		箇所	31										
河川	箇所	32											
砂防	箇所	33											
崖くずれ	箇所	34											
地すべり	箇所	35											
土石流	箇所	36											
林地崩壊	箇所	37											
清掃施設	箇所	38											
被害	鉄道不通	箇所	9										
	水道	戸	40										
	電話	回線	41										
	電気	戸	42										
	ガス	戸	43										
	ブロック塀等	箇所	44										
	ビニールハウス等	棟	45										
	農道	箇所	46										
	農林業施設	箇所	47										
	畦畔崩壊	箇所	48										
農作物（ ）	ha	49											
罹災世帯数（全・半壊＋床上浸水）				世帯	50								
罹災者数（全・半壊＋床上浸水）				人	51								

様式第 1 号(2)

〔被害状況報告（２）〕

市町村名				福 知 山 市					
発生年月日				・	・	・	・	・	・
項 目	単位	符号							
公 共 施 設	公 立 文 教 施 設	千円	a						
	農 林 水 産 業 施 設	千円	b						
	公 共 土 木 施 設	千円	c						
	そ の 他 の 公 共 施 設	千円	d						
	小 計	千円	e						
そ の 他	農 産 被 害	千円	f						
	林 産 被 害	千円	g						
	畜 産 被 害	千円	h						
	水 産 被 害	千円	i						
	商 工 被 害	千円	j						
	林 地 被 害	千円	k						
		千円							
		千円							
	そ の 他	千円	l						
	小 計	千円	m						
被 害 総 額		千円	n						
災害警戒本部	設 置	年月日	o	・	・	・	・	・	・
	解 散	年月日	p	・	・	・	・	・	・
災害対策本部	設 置	年月日	q	・	・	・	・	・	・
	解 散	年月日	r	・	・	・	・	・	・
消 防 職 員 出 動 延 人 数		人	s						
消 防 団 員 出 動 延 人 数		人	t						
市 職 員 出 動 延 人 数		人	u						
そ の 他 出 動 延 人 数		人	v						
出 動 延 人 数 合 計		人	w						

様式第 2 号

出水の状況		河川名				最高水位		m cm(氾濫注意水位(警戒水位)) m cm)				雨 量				mm		
災害別			河川 種別	左岸 右岸	一級 二級	準用 普通	実 施 箇所数		水防活動 経費総額	円	使用資材費							
											水防団体使用分 (A)		円		府応援分 (B)		円	
河川 名	水防実施箇所 番	水防 工法	水防 実施 延長	水 防 使 用 資 材								計 (A)	府応援及び再用資材使用分 (B)			計 (A+B)	摘要	
				品 目	単位	備蓄資材使用分			購入及び現地徴収資材使用分				数 量	単 価	金 額			
						数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額							
川	福知山市字																	
	小字																	
番地先 第 号																		
水防作業概要												水防団及び消防団員		その他		計		
												人		人		人		
水防結果		効 果	堤 防		田		畑		家		道 路		鉄 道		人 口			
			m		ha		ha		戸		m		m		人			
所要経費		出勤手当		水防資材費		水防器材費		燃料費		贈 費		雑 費		その他				総 額
		円		円		円		円		円		円		円		円		
水防功労者の氏名、年令、所属 及び功績概要																		
水防活動及び制度に関する批判																		
備 考																		

(注) この報告書は、水防活動を行った河川ごとに別紙とすること。

様式第 3 号

〔 水 防 活 動 実 施 報 告 書 〕

水防管理団体名 _____ 年 月 日

実施日時		年 月 日 ～ 年 月 日 まで												
出水の状況		河川名		最高水位	m	cm	(<u>氾濫注意水位(警戒水位)</u>)			m	cm	雨 量	mm	
災害原因				河川種別	左岸 一級 準用		実 施 箇所数		水防活動		人	水防団員(消防団員)	その他	
					右岸 二級 普通				延 人 員			人	人	
河川名	水防実施箇所	水防工法	水防実施延長	水 防 使 用 資 材								計	備考	
				品 目	単位	主 要 資 材			その他資材					
						数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額			
	府 市 町													
		郡 区 地 先												
計														
主要資材		俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、じゃかご及び置石												
水 防 活 動 費														
使 用 資 材 費				機 械 等 借 料		食 料 費		出 動 手 当 等		そ の 他		計		
主要資材費		その他資材費												小計
円		円		円		円		円		円		円		
備 考 (水防状況など)														

(注) 水防活動を実施した河川ごとに作成すること。

様式第4号

〔注意報・警報発表例〕（例文1）

令和○年○月○日○時○分

京都地方気象台発表

（京都府北部では、○日夜のはじめ頃から○日夜遅くまで土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水、暴風に警戒してください。）

福知山市 [警報] 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風
[注意報] 雷

舞鶴市 [警報] 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風
[注意報] 雷

綾部市 [警報] 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風
[注意報] 雷

宮津市 [警報] 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風
[注意報] 雷

京丹後市 [警報] 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風
[注意報] 雷

伊根町 [警報] 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風
[注意報] 雷

与謝野町 [警報] 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風
[注意報] 雷

様式第5号

〔台風情報発表例〕（例文2）

令和○年 台風第○号に関する京都府気象情報 第○号

令和○年○月○日○時○分 京都地方気象台発表

（見出し）

台風第○号が京都府へ最も影響を与えるのは○日明け方の見込みです。台風は、○○日○○時に室戸岬の南南西約420キロの海上にあって、北北東に進んでいます。京都府北部には今日の夕方から宵の内にかけて最も接近する見込みです。

（本文）

台風第○号は、○○日○○時現在、八丈島の西南西約40キロの海上にあって、やや速度を上げながら北北東に毎時45キロで進んでいます。明け方には関東地方に上陸する見込みです。

このため、京都府北部では、○日昼頃まで北よりの風が強い見込みです。

台風○号の位置や進路などは、参考資料の「台風経路図」や防災情報提供装置の「Web情報」を参照してください。

次の台風第○号に関する気象情報の発表は○○時○○分頃の見込みです、今後の防災情報に留意してください。

様式第 6 号

〔大雨（雪）に関する情報発表例〕（例文 3）

大雨に関する京都府北部気象情報 第〇号
 令和〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 京都地方気象台発表

（見出し）

京都府では、〇日朝の内から昼過ぎにかけて激しい雨が降る見込みです。土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水に注意してください。

（本文）

梅雨前線が山陰沖から福井県付近にかけて停滞し、西から湿った空気が流れ込み雨雲が発達しています。このため、丹後では〇日昼過ぎにかけて、1 時間に 30 ミリの激しい雨が降るおそれがあります。

〇日〇時までの 24 時間に予想される雨量は、

丹後 100 ミリ

舞鶴・綾部 40 ミリ

福知山 40 ミリ の見込みです。

（雨の実況）

〇日〇時から〇時までの雨量は（単位：ミリ）

京丹後市間人	44	京丹後市峰山	38	宮津	25
舞鶴	5	福知山市三岳	3	綾部市故屋岡町	6
福知山市荒河	3	綾部市宮代町	7	福知山市三和	4

〔防災事項〕

土砂災害、浸水害、落雷、突風に注意してください。

現在、丹後に大雨、洪水、雷注意報

舞鶴・綾部と福知山に雷注意報を発表しています。

気象台が発表する気象情報に留意してください。

様式第 7 号

〔記録的短時間大雨情報発表例〕（例文 4）

京都府記録的短時間大雨情報 第〇号

令和〇年〇月〇日〇時〇分
 気象庁 発表

〇時京都府北部で記録的短時間大雨
 福知山市三岳で 90 ミリ

様式第8号

●【土砂災害警戒情報発表例】（例文5）

京都府土砂災害警戒情報 第×号

令和△△年□□月□□日 □時□分
京都府 京都地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

京都市伏見区 京都市山科区 京都市西京区 福知山市旧福知山市域* 福知山市夜久野町*
宇治市 亀岡市 南丹市八木町

【警戒解除地域】

京都市北区 京都市左京区 京都市右京区 南丹市美山町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

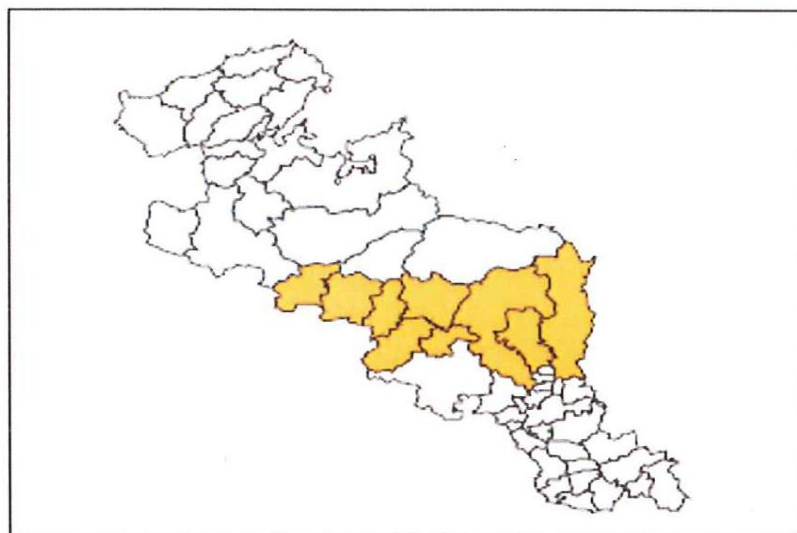
<概況>

大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当の情報[土砂災害]】
土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、
気象情報や市町村から発表される情報に注意してください。

【補足情報】

危険度が高まっている区域は、京都府や気象庁のホームページ等でも確認できます。
京都府「京都府土砂災害警戒情報システム」内の「土砂災害危険度情報」
気象庁「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険分布）」

問い合わせ先

075-414-5318（京都府砂防課）

06-6949-1300（大阪管区気象台気象防災部予報課）

様式第9号

●【竜巻注意報伝達様式】（例文6）

（目撃情報を含まない場合）

京都府竜巻注意情報 第〇号
令和〇年〇月〇日〇時〇分 気象庁発表

京都府北部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、〇日〇時〇分まで有効です。

（目撃情報を含む場合）

京都府竜巻注意情報 第〇号
令和〇年〇月〇日〇時〇分 気象庁発表

【目撃情報あり】京都府北部で竜巻などの激しい突風が発生したと見られます。
京都府北部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、〇日〇時〇分まで有効です。

様式第10号

付図3 洪水予報の発表形式イメージ(PDF形式)

正規

由良川〇〇氾濫危険情報
(警戒レベル4相当情報)

由良川〇〇洪水予報第〇号
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
福知山河川国道事務所・京都地方気象台 共同発表

(見出し)

由良川〇〇では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。由良川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。由良川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市、□□市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

由良川〇〇氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準観測所	〇〇	
	対象河川	由良川	土師川
	警戒レベル()相当	4	
	現況水位	4 (レベル4水位超過)	
	予測水位		
更新	〇〇市	4	
更新	△△市	4	
更新	□□市	4	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一併に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=havamiho>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
由良川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	〇〇日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル4相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

付図3 洪水予報の発表形式イメージ(PDF形式)

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 基準観測所		
	〇〇市		
	由良川		
受け持ち区間	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで		
	右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで		

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 福知山河川国道事務所 流域治水課 電話：0773-22-5104

気象関係：気象庁 京都地方気象台 電話：075-841-3008

様式第 1 1 号

⑫-1

〇〇川 水防警報 連絡用紙

〇〇川 水防警報 第〇〇号	(準備)
令和 年 月 日 時 分	京都府 〇〇土木事務所 発表
〇〇川 □□□□地点の水位は、 月 日 時 分現在、 . mで、 水防団待機水位（指定水位）に達しましたので、 ☒	
関係水防機関は、出動の準備をしてください。 ☐	
【フリーワード】	
(参考) 〇〇水位観測所 氾濫注意水位 (警戒水位) . m 水防団待機水位 (指定水位) . m k	
京都府河川防災情報 http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/	

* 発信機関名 (TEL)

先 路 連	時 刻	送 信 者	受 信 者	備 考
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			
	17			
	18			
	19			
	20			
	21			
	22			
	23			
	24			
	25			
	26			
	27			
	28			
	29			
	30			
	31			
	32			
	33			
	34			
	35			
	36			
	37			
	38			
	39			
	40			
	41			
	42			
	43			
	44			
	45			
	46			
	47			
	48			
	49			
	50			
	51			
	52			
	53			
	54			
	55			
	56			
	57			
	58			
	59			
	60			
	61			
	62			
	63			
	64			
	65			
	66			
	67			
	68			
	69			
	70			
	71			
	72			
	73			
	74			
	75			
	76			
	77			
	78			
	79			
	80			
	81			
	82			
	83			
	84			
	85			
	86			
	87			
	88			
	89			
	90			
	91			
	92			
	93			
	94			
	95			
	96			
	97			
	98			
	99			
	100			

様式第 13 号

⑫-3

〇〇川 水防警報 連絡用紙

〇〇川 水防警報 第〇〇号		(解除)	
		令和 年	月 日 時 分
		京都府 〇〇土木事務所	発 表
〇〇川 □□□□地点の水位は、 月 日 時 分現在、 . mで、			
☒	氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、今後、水位上昇の見込みがありませんので、		
☒	今後、氾濫注意水位（警戒水位）に達する見込みがありませんので、		
水防警報を解除します。			
【フリーワード】			
(参考)			
〇〇水位観測所			
	氾濫注意水位 (警戒水位)	.	m
	水防団待機水位 (指定水位)	.	m
京都府河川防災情報 http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/			

[illegible]

⑫-4

〇〇川 水防警報 連絡用紙

〇〇川 水防警報 第〇〇号		(準備)
		令和 年 月 日 時 分
		京都府 〇〇土木事務所 発表
☒	〇〇川 □□□□地点の水位は、 月 日 時 分現在、 . mで、 水防団待機水位（指定水位）に達しましたので、 関係水防機関は、出動の準備をしてください。	
☐	【フリーワード】 	
(参考) 〇〇水位観測所		
	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	. m
	避難判断水位	. m
	氾濫注意水位 (警戒水位)	. m
	水防団待機水位 (指定水位)	. m

京都府河川防災情報 <http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/>

[illegible]

様式第 15 号

⑫-5

〇〇川 水防警報 連絡用紙
〇〇川 避難判断水位情報 連絡用紙

〇〇川 水防警報 第〇〇号 (出動) 〇〇川 避難判断水位情報 (高齢者等避難の目安)	
令和 年 月 日 時 分 京都府 〇〇土木事務所 発表	
☒	〇〇川 □□□□地点の水位は、 月 日 時 分現在、 . mで、 ・ 氾濫注意水位（警戒水位）に達しましたので、 関係水防機関は、出動し厳重な警戒をしてください。 ・ 避難判断水位に達しました。 (高齢者等避難の目安)
☐	【フリーワード】
(参考) 〇〇水位観測所 氾濫危険水位 (特別警戒水位) . m 避難判断水位 . m 氾濫注意水位 (警戒水位) . m 水防団待機水位 (指定水位) . m	
京都府河川防災情報 http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/	

*発信機関名 (TEL)				
連絡先	時刻	送信者	受信者	備考
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			

様式第 16 号

⑫-6

〇〇川 水防警報 連絡用紙

〇〇川 水防警報 第〇〇号		(解除)	
		令和	年 月 日 時 分
		京都府	〇〇土木事務所 発表
〇〇川 □□□□地点の水位は、 月 日 時 分現在、 . mで、			
☒	☒ 氾濫注意水位（警戒水位）・避難判断水位を下回り、 今後、水位上昇の見込みがありませんので、 ☒ 今後、氾濫注意水位（警戒水位）・避難判断水位に達する 見込みがありませんので、		
水防警報を解除します。			
☐	【フリーワード】		
(参考)			
〇〇水位観測所			
	氾濫危険水位（特別警戒水位）	.	m
	避難判断水位	.	m
	氾濫注意水位（警戒水位）	.	m
	水防団待機水位（指定水位）	.	m
京都府河川防災情報 http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/			

[illegible]

様式第 17 号

⑫-7

〇〇川 水防警報 連絡用紙

〇〇川 水防警報 第〇〇号		(準備)	
令和 年 月 日 時 分		京都府 〇〇土木事務所 発 表	
☒	〇〇川 □□□□地点の水位は、 月 日 時 分現在、 . mで、 水防団待機水位（指定水位）に達しましたので、 関係水防機関は、出動の準備をしてください。		
	☐ 【フリーワード】 		
	(参考)		
	〇〇水位観測所 氾濫危険水位 (特別警戒水位) . m 避難判断水位 . m 氾濫注意水位 (警戒水位) . m 水防団待機水位 (指定水位) . m		
京都府河川防災情報 http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/			

* 発信機関名 (TEL)

[illegible]

様式第 18 号

⑫-8

〇〇川 水防警報 連絡用紙

〇〇川 水防警報 第〇〇号	(出動)
令和 年 月 日 時 分	京都府 〇〇土木事務所 発 表
〇〇川 □□□□地点の水位は、 月 日 時 分現在、 . mで、 氾濫注意水位（警戒水位）に達しましたので、 関係水防機関は、出動し厳重な警戒をしてください。	
【フリーワード】	
(参考) 〇〇水位観測所 氾濫危険水位 (特別警戒水位) . m 避難判断水位 . m 氾濫注意水位 (警戒水位) . m 水防団待機水位 (指定水位) . m	
京都府河川防災情報 http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/	

[illegible]

様式第 19 号

⑫-9

〇〇川 水防警報 連絡用紙

〇〇川 水防警報 第〇〇号		(解除)	
		令和	年 月 日 時 分
		京都府	〇〇土木事務所 発 表
〇〇川 □□□□地点の水位は、 月 日 時 分現在、 . mで、			
☒ 氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、今後、水位上昇の見込みがありませんので、 ☐ 今後、氾濫注意水位（警戒水位）に達する見込みがありませんので、			
水防警報を解除します。			
【フリーワード】			
(参考)			
〇〇水位観測所			
氾濫危険水位	(特別警戒水位)	.	m
避難判断水位		.	m
氾濫注意水位	(警戒水位)	.	m
水防団待機水位	(指定水位)	.	m

京都府河川防災情報 <http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/>

[illegible]

様式第22号

⑮-1

警戒レベル1(注意)(黄)
警戒レベル2(警戒)(橙)

様式番号:④-0

【事前放流の実施】

大管発第 号

令和 年 月 日 時 分発表

京都府大野ダム 総合管理事務所 0771-75-0143

大野ダム放流連絡(事前放流)

《ゲート放流》

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。河川内に立ち入らないように注意してください。

大野ダムでは、今後の大雨に備えて事前放流を行うため、

月 日 時 分頃よりゲートからの放流を(開始・変更)し、

月 日 時 分頃には、ダムから下流へ流す水の量を

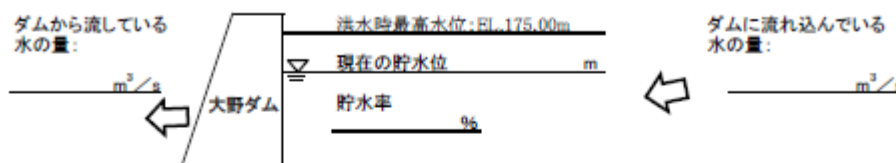
最大 _____m³/sまで 増加 させる予定です。

下流由良川水位の上昇に注意し、河川内やその周辺には近づかないで下さい。

事前放流は、今後の大雨に備えて、ダム貯水容量を増やすために行いますが、
ダム貯水位が標高150.0mに低下した場合、由良川の綾部地点で1.2m、又は福知山地点
で-0.5mよりも水位が上昇した場合等には、事前放流を中止し、ダムへの流入量と同じ量
まで放流量を減量します(中止の連絡は行いません。HPのダム情報でご確認ください)。

事前放流が中止された場合でも、ダムへの流入量が増加した場合には、放流量が増加
しますので、河川の水位上昇には、引き続き注意してください。

ダムの状況(日 時 分現在) 数値は実報値



(参考) ダム下流の由良川 河川水位(日 時 分現在)

<綾部水位観測所(国土交通省)> (綾部市味方町)

河川水位	m
危険危険水位	6.00m
避難判断水位	5.00m
危険注意水位	3.50m
水防団待機水位	2.00m

<福知山水位観測所(国土交通省)> (福知山市寺町)

河川水位	m
危険危険水位	5.90m
避難判断水位	5.00m
危険注意水位	4.00m
水防団待機水位	2.00m

※最新の情報は、京都府HP(<http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/index.html>)の「ダム情報」や「水位情報」で確認して下さい。

受信確認

通知先機関名 (手段)	電話	FAX	受信確認(電話)		
			受信者	時刻	発信者
河川課・砂防課 (砂防課 防災係) 時間外:災害対策課	FAX ①防: 8(7) - 700 - 5318 ②NTT: 075 - 414 - 5318 ③NTT: 075 - 414 - 4472	FAX ①防: 8(7) - 700 - 8133 ②NTT: 075 - 432 - 6312 ③NTT: 075 - 414 - 4477			
関西電力(株) 和知ダム	電話 ①対向電話 ②防: 8(7) - 817 - 8109 ③NTT: 0771 - 84 - 1122	①防: 8(7) - 817 - 8100 ②NTT: 0771 - 84 - 1122			
京丹波町役場(総務課)	FAX ①NTT: 0771 - 82 - 0200 ②防: 8(7) - 813 - 8109 (総務課) ③防: 8(7) - 813 - 8108 (宿直)	①防: 8(7) - 813 - 8100 ②NTT: 0771 - 82 - 0446			
国土交通省 福知山河川国道事務所 (水防企画係)	FAX ①NTT: 0773 - 22 - 5104 (日中・水防企画係 時間外:宿直) ②防: 8(7) - 837 - 8101	①NTT: 0773 - 23 - 6741 ②防: 8(7) - 837 - 8100			
公営企業管理事務所	FAX ①NTT: 0773 - 27 - 0160 ②防: 8(7) - 836 - 8101	①防: 8(7) - 836 - 8100 ②NTT: 0773 - 27 - 4087	-	-	-

※(注)実際には大野ダムから福知山河川国道事務所へは(FAX)0773-23-6741に送っている。 2021(令和3)年9月改訂

様式第23号

警戒レベル1(注意)(黄)
警戒レベル2(警戒)(橙)

⑮-2
号

大管発第

令和 年 月 日 時 分発表

京都府大野ダム 総合管理事務所 0771-75-0143

大野ダム放流連絡

《ゲート放流》

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。河川内に立ち入らないように注意してください。

大野ダムでは、

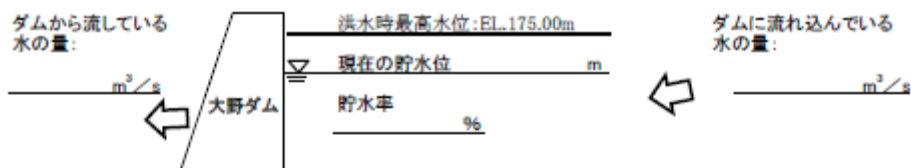
月 日 時 分頃よりゲートからの放流を（開始・変更）し、

月 日 時 分頃には、ダムから下流へ流す水の量を

最大 _____m³/sまで 増加 させる予定です。

下流由良川水位の上昇に注意し、河川内やその周辺には近づかないで下さい。

ダムの状況(日 時 分現在) 数値は変更値



(参考) ダム下流の由良川 河川水位(日 時 分現在)

<綾部水位観測所(国土交通省)> (綾部市味方町)

河川水位 _____m

貯水危険水位	5.00m
避難判断水位	5.00m
貯水注意水位	3.50m
水防維持備水位	2.00m

<福知山水位観測所(国土交通省)> (福知山市寺町)

河川水位 _____m

貯水危険水位	5.90m
避難判断水位	5.00m
貯水注意水位	4.00m
水防維持備水位	2.00m

※最新の情報は、京都府HP(<http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/index.html>)の「ダム情報」や「水位情報」で確認して下さい。

受信確認

通知先機関名 (手段)	電話	FAX	受信確認(電話)		
			受信者	時刻	発信者
河川課・砂防課 (砂防課 防災係) [時間外:災害対策課]	FAX	①防: 8(7) - 700 - 5318 ②NTT: 075 - 414 - 5318	①防: 8(7) - 700 - 8133 ②NTT: 075 - 432 - 6312		
	FAX	①NTT: 075 - 414 - 4472	①NTT: 075 - 414 - 4477		
	電話	①対向電話 ②防: 8(7) - 817 - 8109 ③NTT: 0771 - 84 - 1122	①防: 8(7) - 817 - 8100 ②NTT: 0771 - 84 - 1122		
京丹波町役場(総務課)	FAX	①NTT: 0771 - 82 - 0200 ②防: 8(7) - 813 - 8109 (総務課) ③防: 8(7) - 813 - 8108 (宿直)	①防: 8(7) - 813 - 8100 ②NTT: 0771 - 82 - 0446		
国土交通省 福知山河川国道事務所 (水防企画係)	FAX	①NTT: 0773 - 22 - 5104 (日中:水防企画係 時間外:宿直) ②防: 8(7) - 837 - 8101	①NTT: 0773 - 22 - 9384 ②防: 8(7) - 837 - 8100		
	FAX	①NTT: 0773 - 27 - 0160 ②防: 8(7) - 836 - 8101	①防: 8(7) - 836 - 8100 ②NTT: 0773 - 27 - 4087	-	-

※ (注) 実際には大野ダムから福知山河川国道事務所へは(FAX)0773-23-6741に送っている。 2021(令和3)年6月改訂

様式第24号

警戒レベル4(非常)紫

様式番号:4-1

15-3

情報提供

令和 年 月 日 時 分発表

京都府大野ダム 総合管理事務所 0771-75-0143

大野ダム 緊急放流 通知(時間前)

《 重要情報 》

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあります。
- ・避難指示等の措置が必要です。

大野ダムでは、 月 日 時 分頃から、

緊急放流(異常洪水時防災操作)を開始するおそれがあります。

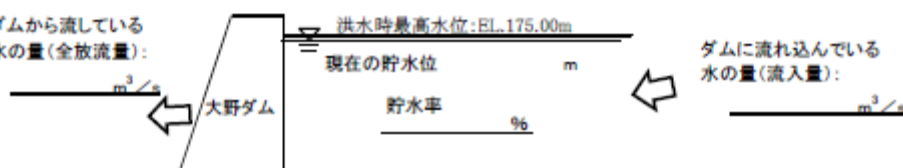
この操作を開始する場合には、概ね1時間前に通知します。

下流由良川水位の急激な上昇に注意して下さい。

月 日 時 分現在、ダムの貯水位は、最高水位(EL.175.00m)まで、

あと ｍ となっており、洪水を貯留できる容量が残り少なくなっています。

ダムの状況(日 時 分現在) 数値は速報値

ダムから流している
水の量(全放流量):

(参考) ダム下流の由良川 河川水位(日 時 分現在)

<綾部水位観測所(国土交通省)> (綾部市味方町)

河川水位	ｍ
氾濫危険水位	6.00m
避難判断水位	5.00m
氾濫注意水位	3.50m
水防団待機水位	2.00m

<福知山水位観測所(国土交通省)> (福知山市寺町)

河川水位	ｍ
氾濫危険水位	5.90m
避難判断水位	5.00m
氾濫注意水位	4.00m
水防団待機水位	2.00m

※最新の情報は、京都府HP(<http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/index.html>)の「ダム情報」や「水位情報」で確認して下さい。

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通わせる操作(異常洪水時防災操作)を行うことです。

受信確認

通知先機関名 (主送)	電話	FAX	受信確認(電話)		
			受信者	時刻	発信者
河川課・砂防課 (砂防課 防災係)	FAX	①防: 8(7)-700-5318 ②NTT: 075-414-5318	①防: 8(7)-700-8133 ②NTT: 075-432-6312		
	時間外: 災害対策課	FAX ①NTT: 075-414-4472	①NTT: 075-414-4477		
関西電力(株) 和知ダム	FAX	①対向電話 ②防: 8(7)-817-8109 ③NTT: 0771-84-1122	①防: 8(7)-817-8100 ②NTT: 0771-84-1122		
		④NTT: 0771-82-0200	④防: 8(7)-813-8100		
京丹波町役場(総務課)	FAX	②防: 8(7)-813-8109(総務課) ③防: 8(7)-813-8108(宿直)	②NTT: 0771-82-0446		
		④NTT: 0773-22-5104 (日中: 水防企画係 時間外: 宿直)	④NTT: 0773-22-9384		
国土交通省 福知山河川国道事務所 (水防企画係)	FAX	②防: 8(7)-837-8101	②防: 8(7)-837-8100		
		③防: 8(7)-837-8101			
公営企業管理事務所	FAX	①NTT: 0773-27-0160 ②防: 8(7)-836-8101	①防: 8(7)-836-8100 ②NTT: 0773-27-4087	-	-
河川課・砂防課 連絡用	NHK京都放送局	FAX ①NTT: 075-251-1641	①NTT: 075-251-1543		
	KBS京都	FAX ①NTT: 075-431-7360	①NTT: 075-441-0360		
	京都新聞社	FAX ①NTT: 075-241-6119	①NTT: 075-252-5454		

※(注)実際には大野ダムから福知山河川国道事務所へは(FAX)0773-23-6741に送っている。

2021(令和3)年6月改訂

様式第25号

警戒レベル4(非常)(紫)

様式番号:4-2

⑮-4

令和 年 月 日 時 分発表

京都府大野ダム 総合管理事務所 0771-75-0143

大野ダム 緊急放流 通知(1時間前)

《 事前通知 》

- ・ダム下流の河川で更に水量・水位が増加し、氾濫の危険あり。
- ・避難指示等の措置が必要。

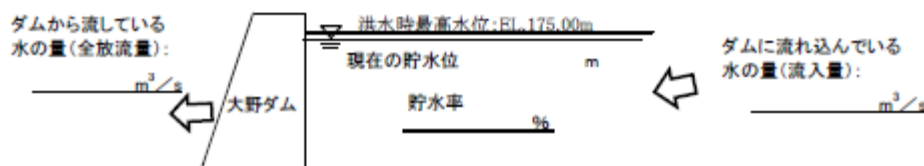
大野ダムでは、 月 日 時 分頃から、

緊急放流(異常洪水時防災操作)を開始する見込みです。

下流由良川水位の急激な上昇に厳重に注意してください。

月 日 時 分現在、ダムの貯水位は、最高水位(EL.175.00m)まで、
あと m となっており、洪水を貯留できる容量が残り少なくなっています。

ダムの状況(日 時 分現在) 数値は速報値



(参考) ダム下流の由良川 河川水位(日 時 分現在)

<綾部水位観測所(国土交通省)> (綾部市味方町)

河川水位 m

氾濫危険水位	6.00m
避難判断水位	5.00m
氾濫注意水位	3.50m
水防団待機水位	2.00m

<福知山水位観測所(国土交通省)> (福知山市寺町)

河川水位 m

氾濫危険水位	5.90m
避難判断水位	5.00m
氾濫注意水位	4.00m
水防団待機水位	2.00m

※最新の情報は、京都府HP(<http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/index.html>)の「ダム情報」や「水位情報」で確認して下さい。

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作(異常洪水時防災操作)を行うことです。

受信確認

通知先機関名 (主送)	電話	FAX	受信確認(電話)		
			受信者	時刻	発信者
河川課・砂防課 (砂防課 防災係)	FAX ①防: 8(7)-700-5318 ②NTT: 075-414-5318	①防: 8(7)-700-8133 ②NTT: 075-432-6312			
	時間外: 災害対策課 FAX ①NTT: 075-414-4472	①NTT: 075-414-4477			
関西電力(株) 和知ダム	FAX ①対向電話 ②防: 8(7)-817-8109 ③NTT: 0771-84-1122	①防: 8(7)-817-8109 ②NTT: 0771-84-1122			
	①NTT: 0771-82-0200	①防: 8(7)-813-8100			
京丹波町役場(総務課)	FAX ②防: 8(7)-813-8109(総務課) ③防: 8(7)-813-8108(庶務)	②NTT: 0771-82-0446			
	①NTT: 0773-22-5104 (日中: 水防企画係 時間外: 庶務)	①NTT: 0773-22-9384 ②防: 8(7)-837-8100			
国土交通省 福知山河川国道事務所 (水防企画係)	FAX ①NTT: 0773-27-0160 ②防: 8(7)-836-8101	①防: 8(7)-836-8100 ②NTT: 0773-27-4087			
	①NTT: 075-251-1641	①NTT: 075-251-1543			
河川課・砂防課 確認用	NHK京都放送局 FAX ①NTT: 075-431-7360	①NTT: 075-441-0360			
	KBS京都 FAX ①NTT: 075-241-6119	①NTT: 075-252-5454			

※(注)実際には大野ダムから福知山河川国道事務所へは(FAX)0773-23-6741に送っている。

2021(令和3)年6月改訂

様式第26号

警戒レベル4(非常)(紫)

様式番号:4-3

⑮-5

令和 年 月 日 時 分 発表

京都府大野ダム 総合管理事務所 0771-75-0143

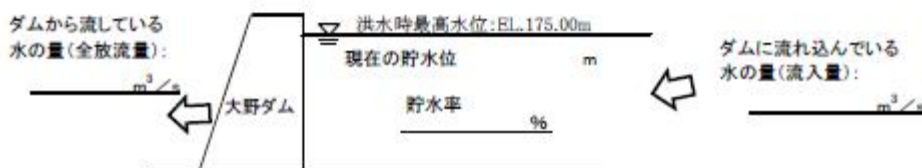
大野ダム 緊急放流 通知**緊急放流開始！****《 開始通知 》**

- ・ダム下流の河川で更に水量・水位が増加し、氾濫の危険あり。
- ・避難指示等の措置が必要。

大野ダムでは、 月 日 時 分頃から、

緊急放流(異常洪水時防災操作)を開始しました。**下流由良川水位が急激に上昇します。**

月 日 時 分現在、ダムの貯水位は、最高水位(EL.175.00m)まで、
あと ｍ となっており、洪水を貯留できる容量が残り少なくなっています。

ダムの状況(日 時 分現在) **数値は実報値**

(参考) ダム下流の由良川 河川水位(日 時 分現在)

<綾部水位観測所(国土交通省)> (綾部市味方町)

河川水位 ｍ

氾濫危険水位	6.00m
避難判断水位	5.00m
氾濫注意水位	3.50m
水防設備機水位	2.00m

<福知山水位観測所(国土交通省)> (福知山市寺町)

河川水位 ｍ

氾濫危険水位	5.90m
避難判断水位	5.00m
氾濫注意水位	4.00m
水防設備機水位	2.00m

※最新の情報は、京都府印(<http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/index.html>)の「ダム情報」や「水位情報」で確認して下さい。

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作(異常洪水時防災操作)を行うことです。

受信確認

通知先機関名 (手続)	電話	FAX	受信確認(電話)		
			受信者	時刻	発信者
河川課・砂防課 (砂防課 防災係)	①防: 8(7)-700-5318	①防: 8(7)-700-8133			
	②NTT: 075-414-5318	②NTT: 075-432-6312			
時間外: 災害対策課	FAX ①NTT: 075-414-4472	①NTT: 075-414-4477			
関西電力(株) 和知ダム	①対向電話	①防: 8(7)-817-8100			
	②防: 8(7)-817-8109	②NTT: 0771-84-1122			
京丹波町役場(総務課)	③NTT: 0771-84-1122				
	①NTT: 0771-82-0200	①防: 8(7)-813-8100			
国土交通省 福知山河川国道事務所 (水防企画係)	②防: 8(7)-813-8109(総務課)	②NTT: 0771-82-0446			
	③防: 8(7)-813-8108(宿直)				
公共企業体管理事務所	①NTT: 0773-22-5104	①NTT: 0773-22-9384			
	(日中: 水防企画係 時間外: 宿直)	②防: 8(7)-837-8100			
河川課	②防: 8(7)-837-8101				
	①NTT: 0773-27-0160	①防: 8(7)-836-8100			
NHK京都放送局	②防: 8(7)-836-8101	②NTT: 0773-27-4087			
砂防課	①NTT: 075-251-1641	①NTT: 075-251-1543			
KBS京都	②防: 8(7)-431-7360	②NTT: 075-441-0360			
確認用	①NTT: 075-241-6119	①NTT: 075-262-6454			
京都新聞社					

※(注) 実際には大野ダムから福知山河川国道事務所へは(FAX)0773-23-6741に送っている。

2021(令和3)年6月改訂

様式第 27 号

警戒レベル2(警戒)境

様式番号:4-4

15-6

令和 年 月 日 時 分発表

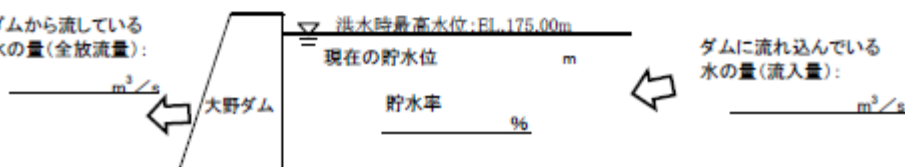
京都府大野ダム 総合管理事務所 0771-75-0143

大野ダム 緊急放流 通知**緊急放流終了****《 終了通知 》**

大野ダムでは、ダムへの流入量が減少したことから、

緊急放流(異常洪水時防災操作)を終了しました。

今後、降雨の状況によっては、放流量が増加する場合がありますので、

引き続き、下流由良川水位の上昇にご注意ください。ダムの状況(日 時 分現在) **【数値は速報値】**ダムから流している
水の量(全放流量):

(参考) ダム下流の由良川 河川水位(日 時 分現在)

<綾部水位観測所(国土交通省)> (綾部市味方町)

河川水位 _____ m

氾濫危険水位	6.00m
避難判断水位	5.00m
氾濫注意水位	3.50m
水防指警備水位	2.00m

<福知山水位観測所(国土交通省)> (福知山市寺町)

河川水位 _____ m

氾濫危険水位	5.90m
避難判断水位	5.00m
氾濫注意水位	4.00m
水防指警備水位	2.00m

※最新の情報は、京都府HP(<http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/index.html>)の「ダム情報」や「水位情報」で確認して下さい。

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作(異常洪水時防災操作)を行うことです。

受信確認

通知先機関名 (主送)	電話	FAX	受信確認(電話)		
			受信者	時刻	発信者
河川課・砂防課 (砂防課 防災係)	FAX	①防: 8(7)-700-5318 ②NTT: 075-414-5318	①防: 8(7)-700-8133 ②NTT: 075-432-6312		
	FAX	①NTT: 075-414-4472	①NTT: 075-414-4477		
関西電力(株)和知ダム	FAX	①対向電話 ②防: 8(7)-817-8109 ③NTT: 0771-84-1122	①防: 8(7)-817-8100 ②NTT: 0771-84-1122		
	FAX	①NTT: 0771-82-0200 ②防: 8(7)-813-8109 (総務課) ③防: 8(7)-813-8108 (宿直)	①防: 8(7)-813-8100 ②NTT: 0771-82-0446		
国土交通省 福知山河川国道事務所 (水防企画係)	FAX	①NTT: 0773-22-5104 (日中:水防企画係 時間外:宿直) ②防: 8(7)-837-8101	①NTT: 0773-22-9384 ②防: 8(7)-837-8100		
	FAX	①NTT: 0773-27-0160 ②防: 8(7)-836-8101	①防: 8(7)-836-8100 ②NTT: 0773-27-4087	-	-
河川課・砂防課 連絡用	NHK京都放送局 FAX	①NTT: 075-251-1641	①NTT: 075-251-1643		
	KBS京都 FAX	①NTT: 075-431-7360	①NTT: 075-441-0360		
連絡用	京都新聞社 FAX	①NTT: 075-241-6119	①NTT: 075-252-5454		

※(注)実際には大野ダムから福知山河川国道事務所へは(FAX)0773-23-6741に送っている。 2021(令和3)年6月改訂

様式第 2 8 号

附表-2 和知ダム放流連絡受信信用紙

回 覧					

関和発 第		年 月 日 号		時 分		発表		年 月 日 時 分受信	
								発信者	
								受信者	

1	放 流 の 種 類	(イ) 予備放流 (一部自流放流含む) (ロ) 自流放流 (ハ) 自流放流更新 (二) その他 ()
2	放流 (開始) 時刻	月 日 時 分より
3	放 流 量 (最 大)	月 日 時 分頃 () m3/ s
4	現 在 の 放 流 量	() m3/ s
そ の 他		

通知先			送信者
機関名 (Tel)	受信者	時刻 時 分	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

資料 1

福知山市水防協力団体指定要領

1 趣旨

福知山市では、市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市における水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）の規定に基づき、水防協力団体を指定することとした。

2 水防協力団体の要件（法第36条第1項関係）

水防協力団体は、法第36条の規定に基づき、法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3 水防協力団体の業務（法第37条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者（福知山市長をいう。以下同じ。）の所轄下にある水防を行う消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- （1）河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- （2）水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- （3）水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- （4）水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- （5）講習会や研修会の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- （6）水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催など前各号に掲げる業務に附帯する業務

4 水防協力団体の申請方法（法36条第1項、第3項関係）

- （1）水防協力団体の要件を満たす者で、福知山市水防協力団体の指定を受けようとする者は、「福知山市水防協力団体指定申請書」（別記様式第1号）に「水防協力団体活動業務計画書」（別記様式第2号）及び「水防協力団体組織体制（連絡先）一覧表」（任意様式）を添えて、水防管理者に2部提出するものとする。
- （2）水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をしようとする者は、「福知山市水防協力団体（変更）申請書」（別記様式第3号）に必要な応じ

「水防協力団体活動業務計画書」（別記様式第2号）及び「水防協力団体組織体制（連絡先）一覧表」（任意様式）を添えて、水防管理者に2部提出するものとする。

5 水防協力団体の指定（法36条第2項、第4項関係）

- （1）水防管理者は、前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「福知山市水防協力団体認定書」（別記様式第4号）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- （2）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6 その他

- （1）この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成28年12月19日から施行する。

様式第 1 号

福知山市水防協力団体指定申請書

年 月 日

福知山市水防管理者
福知山市長 様

住 所
(事務所所在地)
団体の名称
代表者氏名

水防法第36条第1項及び福知山市水防協力団体指定要領第4項の規定に基づき、福知山市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」(別記様式第2号)を添えて申請します。

様式第 2 号

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の福知山市の実施する水防活動に協力します。（※御協力いただける項目の番号に○印を記入してください）

記

I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの市及び消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（第 3 項第 1 号関係）

- 1 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡
- 2 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
- 3 災害時における小さな子どもやお年寄りなどの災害時要援護者の救護
- 4 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
- 5 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営及び炊出しへの支援
- 6 災害時における水防資材・支援物資の提供・運搬

II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（第 3 項第 2 号関係）

具体的な資器材の種類・数量及び保管場所など

III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（第 3 項第 3 号関係）

- 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
- 2 市が設置する土のうステーションの点検、巡視及び補充など
- 3 市が作成する各種ハザードマップの配布や掲示

IV 水防に関する意識調査、実態調査などの水防に関する調査研究（第 3 項第 4 号関係）

- 1 市が実施する意識調査、実態調査などへの協力

V 講習会や研修会の実施など水防に関する知識の啓発及び普及（第 3 項第 5 号関係）

- 1 実体験に基づく住民に対する浸水箇所や危険箇所などの水防知識の講習
- 2 市が開催する防災訓練や消防機関が行う水防工法訓練への参加
- 3 各種訓練の指導及び評価など

VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事の開催など（第 3 項第 6 号関係）

- 1 市と連携した地域防災マップ（マイマップ）の更新
- 2 地域防災マップ（マイマップ）に基づく住民の避難訓練の実施

◎その他、御協力いただける活動がありましたら内容を御記入ください。

様式第3号

福知山市水防協力団体（変更）申請書

年 月 日

福知山市水防管理者
福知山市長 様

住 所
(事務所所在地)
団体の名称
代表者氏名

福知山市水防協力団体に、下記のとおり変更事項が生じたので、水防法第36条第3項の規定に基づき、申請します。

記

- 1 団体の名称
- 2 事務所の所在地
- 3 業務内容・組織体制

※1 業務内容に変更がある場合は、別添水防協力団体協力活動業務計画書（別記様式第2号）を添えて申請してください。

※2 組織体制に変更がある場合は、水防協力団体組織体制（連絡先）一覧表」（任意様式）を添えて申請してください。

様式第 4 号

福知山市水防協力団体認定書

年 月 日

住 所
(事務所所在地)

団体の名称

代 表 者 様

福知山市水防管理者
福知山市長

水防法第36条第 1 項及び福知山市水防協力団体指定要領第 5 項の規定に基づき、〇〇〇
〇を福知山市水防協力団体に指定します。

資料 2

福知山市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1 趣旨

福知山市における水防活動は、福知山市水防計画に活動内容を明記しているところであるが、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市において水防協力団体を指定した際の水防を行う消防機関（以下「消防機関」という。）と水防協力団体との水防活動の連携及び協働業務等について、本要領に定めるものとする。

2 消防機関と水防協力団体との連携（法第38条関係）

水防法第36条第1項及び福知山市水防協力団体指定要領（以下「指定要領」という。）の規定に基づき、指定された水防協力団体が行う水防活動は、消防機関による水防活動に対する協力業務であり、密接な連携のもと活動を行うものとする。

3 活動報告書の提出（法第39条関係）

水防管理者（福知山市長をいう。以下同じ。）は、連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（別記様式第1号）を提出させることができる。

4 情報提供など（法第40条関係）

水防管理者は、指定要領第4項の規定に基づき、提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関して、必要な情報や指導、助言を行う。

5 その他

- （1）この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成28年12月19日から施行する。

別記様式第 1 号

福知山市水防協力団体協力活動報告書

年 月

日

福知山市水防管理者

福知山市長 様

住 所

(事務所所在地)

団体の名称

代表者氏名

別紙のとおり水防活動を実施しましたので、福知山市水防協力団体指定要領第 3 項の規定に基づき、提出します。